

官報

号外
平成六年十一月十一日

○第百三十一回 衆議院會議録 第十一号

平成六年十一月十一日(金曜日)

議事日程 第七号

午後二時開議

- 第一 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出)
- 第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 議員請願の件
- 日程第一 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出)
- 日程第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

午後二時三十三分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

議員請願の件

○議長(土井たか子君) 議員請願の件につきお諮りいたします。

今津寛さんから、十一月十二日から十九日まで八日間、愛知和男さんから、十一月十三日から二十日まで八日間、永井英慈さんから、十一月十六日から二十五日まで十日間、右いずれも海外旅行のため、請願の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

日程第一 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出)

日程第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

議員請願の件 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案外三案
平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外三案

○議長(土井たか子君) 日程第一、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、日程第二、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、日程第三、平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案、日程第四、地方税法等の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。税制改革に関する特別委員長高島修さん。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案及び同報告書
所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案及び同報告書
平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び同報告書
地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高島修君登壇〕

○高島修君 ただいま議題となりました各案につきまして、税制改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、今般の税制改革の実施に際し、当面の経済状況に配慮して所得税減税を先行すること等により平成六年度、平成七年度及び平成八年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、財政法第四條第一項ただし書きの規定等により発行する公債のほか、各年度の予算

をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができると等とするものであります。

次に、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、活力ある福祉社会の実現を目指す観点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するよう所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引き上げによる消費課税の充実を図ろうとするものであります。

第一に、所得税につきましては、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため税率構造を見直すとともに、少額納税者への配慮として、基礎的な人的控除の引き上げ等を行うこととしております。

第二に、消費税につきましては、限界排除制度を廃止し、簡易課税制度の適用上限を四億円から二億円に引き下げ、一定の新設法人に対しては事業者免税点制度を適用しないこととしております。また、仕入れ税額控除について、帳簿及び請求書の保存を要件とする方式に改めることとしております。その上で、消費税率を現行の三%から四%に引き上げることとし、これにより、地方消費税と合わせた負担率は五%となります。

次に、平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案について申し上げます。

本案は、所得税の制度減税に加え、当面の景気に配慮して、平成七年度分の所得税について特別減税を行おうとするものであります。この特別減税は、五万円を限度とし、平成七年度分の所得税額からその一五%相当額を控除しようとするものであります。その実施方法は、給与所得者については、同年一月から六月までの間に支払われた給与等に係る源泉徴収税額の一五%相当額を原則とし

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

て同年六月に還付し、さらに同年十二月の年末調整時に、給与等の年税額の一五%相当額から同年六月の還付金額を控除した残額を控除することとしております。また、事業所得者等については、平成七年分の確定申告の際に、特別減税額を控除することにより実施することとしております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、活力ある豊かな地域社会の実現を目指す観点に立つた今般の税制改革の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引き上げ等を行い、また平成七年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方税源の充実を図る観点から、消費増税と税にかえて地方消費税を創設することとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を補うため、地方債の特例措置を講ずることとするものであります。

以上の各案につきましては、去る十月二十日武村大蔵大臣及び野中自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十一月四日にはいわゆる地方公聴会、七日には公聴会を開催し、有識者から意見を聴取するなど慎重な審査を続け、九日質疑を終局いたしましたところ、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び地方税法等の一部を改正する法律案に対し、加藤六月君外四名から、改革の提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。

次いで、各案について順次採決いたしましたところ、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案については多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び地方税法等の一部を改正する法律案については、各修正案は否決され、それぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外三案

の一部分を改正する法律案については、各修正案は否決され、それぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本日、各案及び各修正案に關し発言があり、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの三会派を代表した日本社会党・護憲民主連合の委員、改革の委員及び日本共産党の委員から、それぞれ賛否の意見表明がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 四案中、日程第二ないし第四の三案に対しては、それぞれ中野寛成さん外四名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。津島雄二さん。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案に対する修正案

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する修正案

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

(本号末尾に掲載)

○津島雄二君登壇

○津島雄二君 私は、ただいま議題となりました所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、改革を代表して、その趣旨を説明いたします。

そもそも租税とは、すべての国民から政府が強制的に、対価なしに財産を徴収するというものであります。国民の代表たる立法府において真剣な討議を行い、議員の良心に問ひかけながら、いかなる内容の課税が許されるかが決定されるべきこと

とはいわば当然であり、これがいわゆる租税法定主義の本質でもあります。税制のあり方について、何ゆえに、またどのような原則に基づいて課税が許されるかの哲学と理念が示されなければ、到底主権者たる国民の理解を得ることはできません。

このたび政府が提出している税制改革関連法案には、そのような哲学、理念が示されておられません。政府案は、さきの国会で全会一致で成立した平成六年分特別減税法附則の抜本的税制改革を行うという趣旨に沿うとは到底認められないのであります。

特に、高齢化社会の福祉ビジョン、行財政改革に関する基本的考え方、具体的な施策が示されておられません。また、所得減税を二階建て・二段階とし、消費税率を五%と仮置きして後から様子を見てもう一度決めるというばう策をとるなど、租税法定主義の本旨に沿わない無責任な内容であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

我が改革は、二十一世紀に向かって活力ある高齢化社会を建設し、品格と尊厳ある日本をつくり、これを国民が皆で支え合うという哲学に立って、抜本的な税制改革に取り組むべきだと考えます。特に、国民に新たな負担を求めるときには、徹底した行政改革と、これによる冗費の節約の実を上げることが前提でなければなりません。このような前提、すなわち行政及び財政の改革に関する具体的な施策も、社会保障のあり方に関する明確な見通しも、ともに国民に示されていないのであります。これでは真に抜本改革に値する税制改革を実現できないという認識から、我々が以下の内容の修正案を提出することにしたのであります。

しかるに与党側は、国民の立場に立った税制改革を行うという主張に耳をかくことなく、税制改革特別委員会において、修正案をめぐる質を全く行わず、党利党略と数の論理で処理する意図をあからさまにしたのであります。(拍手)議長裁定

により、本日、最小限の質疑が行われたことはせめてもの救いと言えるのであります。政府・与党の反国民的な姿勢に対して強く抗議をしながら、修正案の骨子をお示ししなければならぬのは、まことに残念であります。(拍手)

我々の修正の第一は、抜本的な税制改革の絶対条件として、具体的な行財政改革及び福祉ビジョンを提出するよう政府に義務づけ、その上で消費税率等について結論を出すということであります。

政府の税制改革案に関するバランスシートを検証いたしました。建設公債発行に含まれる消費税率をカウントするなど、あたかも新たに財源が生まれるような粉飾を行っていることに異議を唱えたいと思っております。また、新ゴールドプランやエンゼルプランを政府が正式に決定していないのに三千億円の歳出が想定されていることは、手続上も問題があり、将来の予算に具体化される保証はありません。また、この程度の金額では、新ゴールドプラン等に基づく高齢化社会に対応した福祉政策を実施することは到底不可能であります。

また、政府・与党は、行財政改革についても全く具体案を示しておりません。国民に五兆一千億もの消費税負担増を求める改革案を提示しておきながら、この段階で行革による歳出削減額が一銭も具体化されていないことに、国民は憤りを覚えるであります。政府のみならず、国民に広く負担を求める際には、政府みずからがどれだけ汗をかくのか明らかにすることが不可欠と考えます。

我々は、したがって、行財政改革計画、福祉ビジョンについて、政府が平成七年三月三十一日までに具体案を提出することを義務づけるべきだと提案します。当然のことながら、社会保障政策にかかると費用、行財政改革による歳出削減額を示すべきことを明記いたしました。その上で初めて消費税率について議論が行われるように歯どめをかけ、期限をその半年後の平成七年九月三十日といたしました。また、次に、消費税の複税率採用の可否をも含めて、消費税の税率構造のあり方に

ついで明確な結論を出すことを求める修正も提案いたしております。

社会党がこれまで再々にわたって国民に約束した飲食料品の非課税の問題は、政府案の見直し規定に含まれていないとすれば、村山総理のこれまでの発言に照らし重大な食言であり、国民にうそをついたと断ぜられることになりましょう。

(拍手)

なお、消費税改革に当たっては、消費者負担軽減の観点から、内外価格差についても、中長期的な計画を政府が策定する必要があることを申し添えておきます。

第二に、中堅所得者を中心とする税負担の累増感を解消するための所得減税が、制度改正として恒久的に実施される道を確立することでありま

政府案によれば、平成八年からは三兆五千億しか制度減税が実施されないことになりま。平成八年分の特別減税についても、景気が特に好転すれば取りやめることとされておりますが、実際のところ、来年の実施については、法的には全く担保されております。三兆五千億という中途半端な減税が恒久化されれば、所得減税が小さくなり、消費税率が上がり、年金保険料が引き上げられるというトリプル増税がサラリーマンを直撃し、社会の活力をそぐことは必至であります。

連合の試算によれば、所得税、住民税と社会保険料の負担率は、年収五百万円では二・一％から一三・〇％、年収七百万円では一四・四％から一五・五％と、かえって負担増になってしまします。これでは、増税を意図したものなのか、減税を意図したものなのか、全く理解できません。

そのすべての原因は、所得減税が二階建てとなり、中途半端な規模になったことにあります。消費税率とあわせて所得課税のあり方も根本から見直すこととし、平成八年からの抜本的所得減税実施のための措置を平成七年九月三十日まで講ずるよう手当てをいたしました。平成七年は、恒久

減税三兆五千億、特別減税二兆円の二階建てで総額五兆五千億円の減税が実施されますが、翌年以降は、税負担に苦しむ働き盛りの中堅サラリーマンの負担の大幅軽減を制度改正として実施していきたいのであります。

第三は、特別地方消費税及び自動車取得税を廃止することでありま。

消費税に加えて、特別地方消費税、自動車取得税が課せられることは、まさに二重課税そのものであります。消費税導入に際して、個別間接税は原則廃止するのが筋であったのに、地方税とはいえ、いまだかかる税制が存続していることは理解できません。今回、消費税率が引き上げられ、地方消費税が創設されるなら、なおさらこれらの税制の存続意義はなくなる。この際、その廃止に踏み切るべきものと考えます。なお、これらの税の廃止に伴い必要となるべき地方交付税法上の措置についても所要の改正を施すこととしております。

消費税導入時と同様、酒税等については消費税との調整減税が筋であり、今後この施策についても作業を進めていくべきこと、さらに、国際化時代に対応した法人課税の見直し、土地税制の見直し、所得税の総合課税と資産課税の適正化のための措置と相まって、有価証券取引税の改廃など資本市場の空洞化を防止する抜本改正についても一定の方向性を固めておく必要があることを申し添えておきます。

以上が、修正案についての趣旨説明であります。良識ある議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 討論の通告があります。順次これを許します。永井哲男さん。

「永井哲男君登壇」

○永井哲男君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表し、あわせて自由民主党、新党さきがけの御了解を得て、与党三党の代表として、ただいま

議題となりました政府提案の所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案外三法案につき賛成の意見を表明するものであります。(拍手)

我が国は、急速に高齢化し、二十一世紀初めには主要国に例を見ない水準に達すると予想されております。しかも、二十歳から六十四歳までの生産年齢人口の割合のピークは平成七年であり、高齢化はすぐそこに来ているという状況であります。また、財政状況も悪化し、国債残高は二百兆円を超え、国民一人当たり百六十万円以上となり、勤労者一世帯当たりの平均可処分所得五百七十四万円を既に十四万円もオーバーしている状況であり、放置すれば子や孫に過大な負債を残すこととなります。

かつてのような高度経済成長を望めないものと、また、少子化で減少する勤労世代に負担が集中しない新たな税体系の構築が、まさに喫緊の課題となつていくところでありま。来るべき将来を的確に予測し、先延ばしは許されない、責任ある決断が、今政治に求められているのであります。私たちは、時代の要請にこたえるために、活力ある福祉社会を実現するために、社会の構成員が広く負担を分かち合う、所得、消費、資産のバランスのとれた税体系を構築する必要があると考え、賛成するものであります。(拍手)

改正内容について、まず、所得税、個人住民税の減税について、活力ある福祉社会の実現を目指すため、働き盛りの中堅所得者層を中心とする税率構造の累進緩和策が図られており、最高税率を維持し、減税規模を三・五兆円にしたことも評価できます。さきの低・中所得者層を重視した抜本改革と相まって、まさに所得税の基本型が実現できたものと言えるものであります。

二兆円の特別減税及び減税の先行により、当面の景気に対する配慮もなされており、また、最低課税額の引き上げ、特別減税における低額の上限額の設定など、低所得者対策としても評価できます。

次に、消費税の改革について、限界控除制度の廃止、簡易課税制度の大幅な改善など、不公平税制を直し、また、仕入れ税額についてインボイス方式を採用して制度の信頼性も高まりました。国民の皆さんの御理解を得るに足る制度改革が実現したものと考えます。

消費税の税率について、所得課税、相続税の減税、緊急の老人介護対策をも考慮しなければならず、地方消費税を含めて五％としたのは、国民の皆さんにお願いする消費税の負担をできる限りぎりぎりのものにとどめる努力を行った結果であり、深刻な財政事情のもと、やむを得ないものと考えます。

なお、実施に際し、いわゆる見直し規定を設け、国民的選択の余地を残したことは、極めて意義深いものと考えられるものであります。

福祉の充実について、この改革の中において老人介護対策、少子対策など〇・四兆円が確保され、また、減税先行中の措置も図られ、年金生活者のための物価スライドや、実施の際、臨時福祉給付金などの弱者対策なども図られ、本改革の目的である福祉の充実に沿うものとして評価できます。

地方消費税の創設については、地方分権推進の上で画期的なものであり、高く評価できるものであります。これらに対して、必要な財政的措置が図られ、地方に対する諸対策とともに、責任ある与党の立場として十分に評価し得るものです。

ここで、公約違反について一言申し添えます。今回の改革案は、不公平税制の是正、福祉の充実など、社会党が国民的な要望に責任を持ってこたえられる取り組みを訴えてきた成果であり、公約との関係でも十分に許されるものであると考えらる次第であります。(拍手)

以上のとおり、政府提案の関連四法案は、来るべき少子・高齢化社会に対応し得る活力ある福祉社会の実現に向けての現状で考えられる最善のものであり、改革が提出している修正の余地は全く

ありません。

そのことを申し添えて、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 北側一雄さん。

(北側一雄君登壇)

○北側一雄君 私は、改革を代表いたしましたして、ただいま議題となっております改革提出の所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案及び地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案並びに政府提出の減税特別公債法案に対する賛成の立場から、また、政府提出の減税特別公債法案以外の税制改革関連三法案に対し反対の立場から、討論を行います。(拍手)

税制は、国の基本にかかわる重大な問題であります。また、国民生活にも直結した国政の最重要課題であります。ゆえに、国民の信託を受けた我々国会議員は、極めて慎重かつ厳正に審議を尽くすべきは当然でございます。にもかかわらず、自民党、社会党、新党さきがけの与党は、税制改革に関する特別委員会において、全く不誠実かつ強引な委員会運営を行ったのであります。(拍手)

我々改革が責任ある野党として修正案を取りまとめ、対案を示したにもかかわらず、十分な審議もなされずに、強行採決という議会制民主主義を踏みにじる暴挙に出たことはまことに遺憾でございます。(拍手)まさに、議席、数の力に任せたとおりと断ぜざるを得ません。広く国民の声を聴取するという政治家の責務を放棄した政府・与党の姿勢には、心の底から大きな怒りを禁じ得ません。与党の猛省を促すものでございます。

以下、改革提出の修正案に賛成し、減税特別公債法案以外の政府案に反対する理由を順次申し上げます。

第一の理由には、この税制改革関連法案は、内容的に極めて不十分かつ中途半端で、理念、目的が全く不明確であり、抜本的な税制改革の要請にこたえていないということでございます。

所得減税では特別減税との二階建てとなり、中堅サラリーマンなどの所得税の重税感には十分には緩和されておられません。しかも、平成九年には二兆円の特別減税がなくなり、政府案の制度減税だけが残った場合、消費税率の引き上げと特別減税が実施されないことにより六兆円を超える規模の二重の増税となるのであります。住宅、教育などの重い支出に苦しむ国民の生活や経済に対する影響は甚だしいものと言わざるを得ません。また、福祉、行政改革、租税特別措置、消費税率の適正化など、重要課題はすべて附則第二十五条の見直し条項で先送りされているのであります。

さらには、新設の地方消費税を含めた消費税率の五％は、現時点では単なる仮置き数字であるということでございます。その証拠に、税制改革に関する特別委員会において、私の質問に対し武村大蔵大臣は、とりあえずこは五％で一たん処理をするかと答弁されているのであります。結局、二年後の見直しの時点では税率はどうなるかわからないという極めて無責任なものと言わざるを得ません。

第二の理由は、高齢社会対応といながら、前提となる福祉ビジョンもなく、このままでは新ゴールドプランなど福祉政策の破綻は必至であるということでございます。

高齢化社会に対応するといのであれば、将来の福祉ビジョンを提示していくことが、国民に増税を求める政府としての当然の対応ではありませんか。しかし、政府は、この作業を全く怠り、申しわけ程度の高齢化対策を設けるというごく簡単な手段をとったのであります。

厚生省がつくった新ゴールドプランの案は、三千三百に及ぶ地方自治体が地域の実情や住民の要望を踏まえて地方老人保健福祉計画を策定し、これを積み上げて集計されたものが新ゴールドプランであります。事実上、住民に対する公約となっているのであります。新ゴールドプランは、厚生省から与党税調に提出されているにもかかわらず、今回の法案では全くこれについて無視をされており、

ず、今回の法案では全くこれについて無視をされており、

そもそも、与党三党の税制改革大綱にはこのように書かれております。「今後の少子・高齢社会への適切な対応のためには避けて通れない税制の抜本的改革という課題に対して真正面から取り組みだ成果である。」と書かれているのであります。何が、どこが、少子・高齢社会対応の税制改革ですか。どこが抜本的改革でしょうか。何が真正面から取り組みだ成果でありましょうか。私には、今回の税制改革案のどこをどう読めばこういう考え方が出てくるのか、全くわからないのであります。(拍手)

第三の理由は、村山総理を初め武村大蔵大臣が、就任以来、行政改革は税制改革の前提であると再三明言してまいりました。それにもかかわらず、全く何の展望、内容等について示されず、結局は見直し条項で逃げること行政改革を事実上ほごにしているものであります。

中でも、武村大蔵大臣が党首を務める新党さきがけは、税制改革関連法案の与党内議論の過程において、二度にわたって行政改革に関する提言をおまとめになりました。一度は特殊法人の整理統合について、二度目は二兆四千億円に上る行政改革案でありました。しかし、このいずれも、税制改革関連法案の提出に当たって内容的に何ら反映されたものとなっていません。税と財政に関する最高責任者である大蔵大臣が党首を務める政党によって提言された内容が、結局は今回の法案では全く一顧だにされず無視されたのであります。

武村大蔵大臣は、税制改革関連法案を提出した大蔵大臣の顔と、国民に期待感を抱かせるだけの幻の行政改革案を提言する政党党首の顔と、この二つの顔を使い分けておられる、こう国民は受けとめているのではないのでしょうか。(拍手)二度にわたるさきがけの提言はパフォーマンスだったものでありましようか。

国民に負担増をお願いするに当たっては、みず

からの身を削る努力は当然であります。我が改革が提出した修正案に沿って、政府は早急に行政改革に対する考え方を国民の前に具体的に明示すべきであります。

第四の理由は、今回の税制改革案は、自民党単独政権時代に膨れ上がった二百兆円にも及ぶ公債残高があるにもかかわらず、国民に増税を求めておきながら、さらに国が借金をするという全く言語道断なものであるということでございます。

今回の法案では、消費税率引き上げに伴う政府支出増のうち、四千億円は建設国債すなわち借金によって賄い、法人特別税の廃止と自動車消費税の経過措置の廃止分三千億円も何ら財源措置がされておられません。増税が借金をふやす要因となるのでは、何のための税制改革かわからないのであります。

また、政府は、財源手当てが不透明なまま歳出計画を矢張り早に決定しております。去る十月七日、閣議で決定された総額六百三十兆円の公共投資基本計画や、また十月二十五日に緊急農業農村対策本部が決めた総額六兆円の農業対策大綱についても、この財源担保は不透明であります。今回の法案における消費税率五％は、現段階では単なる仮置き数字であり、このままでは、ばらまき型財政運営への懸念と、見直し期間の二年の間に歯どめなき増税路線に陥る危険性を指摘せざるを得ないのであります。

以上、改革提出の修正案に賛成し、減税特別公債法案以外の政府案に反対する理由を申し述べたまいりましたが、最後に、心ある社会党の皆様にも訴えたい。

我々改革が提出した修正案は、細川、羽田内閣を支えた旧連立与党時代に、社会党の皆さんも参加された福祉社会に対応する税制改革協議会での福祉、行政改革、税制の各小委員会等で社会党の皆さんと我々とで精力的に交わした議論を土台として、それを踏まえて改革派内で議論を尽くして提出した修正案でございます。その内容は、飲食料品についての複税率を見直しの検討対象と

し、税制改革の前提として、福祉ビジョン、行政改革の速やかな提示を求めているものでございませう。社会党の皆さんも、胸中では必ずや共鳴されているに違いないと確信するものでございます。(拍手)

社会党の皆さん、どうかみずからの税制に対する政治信念を国民の前に明確にお示ししていただきたい。勇気を持って、我々改革の提出した修正案に賛成票を投じることを心からお訴えし、私の討論といたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 矢島恒夫さん。

○矢島恒夫君 私は、日本共産党を代表し、消費税増税を中心とした税制改革法案に対して、反対の討論を行います。

私は、まず最初に、一昨日の税制特別委員会において強行採決を行い、本日たまたま衆議院通過を強行しようとしている政府・与党の政治姿勢を厳しく糾弾するものであります。(拍手)

政府・与党は、公約違反、国民犠牲など、この法案の数々の重大な問題点を隠したまま、村山首相のAPBC出発前に衆議院を通過させようという日程を絶対化して、採決をこり押ししようとしています。これは、国会の権威をないがしろにするものであり、断じて容認できません。

同時に、旧連立諸党改革は、対決ポーズをとっているが、その修正内容は、国民にとっては消費税の増税という与党との悪政の競い合いそのものであり、到底認められるものではありません。

私が政府提案に反対する第一の理由は、消費税率引き上げが重大な公約違反だからであります。消費税率引き上げは、さきの総選挙でどの党も公約しておりません。いわんや、村山首相や社会党が引き上げないと総選挙で公約していながら、それは全く逆の消費税率引き上げを強行することとは、明々白々たる公約違反であります。しかるに村山首相は、裁量の範囲などとこれを合理化しようとしています。このような態度は、主権在民

を宣言し、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるもの」とうたった憲法の精神を乱暴に踏みにじり、議会制民主主義を根底からひっくり返そうとするもので、到底容認できないのであります。

第二は、この消費税率引き上げは国民に過酷な負担をもたらすからであります。

税率アップは、消費税の最大の欠陥である逆進性によって国民に一層の負担を強いる、そればかりか、物価を引き上げ、景気への悪影響など、多大の被害を及ぼすのであります。とりわけ、年金生活者、零細業者など低所得者は、所得減税の恩恵が皆無であり、消費税増税だけが押しつけられます。高齢者世帯がこうむる消費税の負担増も、政府のお年寄りなどに対する一律一円から三万円の一時金などでは到底補えるものではありません。

第三は、今回の消費税率の引き上げは、歯どめなき税率アップへの道を開くものだからであります。

軍事増強予算や公共事業へのむだ、大企業への特権的優遇税制も温存し、国民には5%への税率引き上げを押しつける、こんなことは絶対に許されません。しかも、税率を6%、7%に引き上げることができるよう見直し条項を設けていることは、到底許せるものではありません。村山内閣は、消費税に対する社会党の政策を百八十度転換し、自民党内閣さえ行えなかった税率アップに踏み切り、歯どめなき税率アップの道を進もうとしているのであります。

第四は、今回の所得減税は高額所得者優遇であり、政府が口実にしている中堅所得者層を中心とした減税というのは全くの偽りだからであります。

消費税の税率引き上げと合わせて計算してみますと、年収八百万円以下、サラリーマンの約9割が差し引き増税となります。しかも、さきの年金大改悪で保険料の大幅引き上げが強行され、その

分を含めると、民間研究所も発表したとおり、年収一千万円のサラリーマン世帯でさえ差し引き負担増となるのであります。他方、年収二千万円超のごく一握りの高額所得者には、年間百万円を超える大減税となるのであります。このどが中堅所得者層に重点を置いた減税と言えるのでしょうか。

最後に、私は、優しい政治を標榜しながら、自民党政治を丸のみし、国民への公約を平然と裏切り、消費税の増税を強引に押し進めようとする村山内閣の政治姿勢を断固糾弾するものであります。(拍手)

日本共産党は、消費税の廃止と税財政の民主化を進める真の税制改革を強く要求し、最後まで国民とともに闘う決意であることを再度明らかにして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第二に対する中野寛成さん外四名提出の修正案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。中野寛成さん外四名提出の修正案に賛成の皆さんは白票、反対の皆さんは青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(土井たか子君) 投票漏れはありません。

か。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(土井たか子君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百六十七

可とする者(白票) 百七十三

否とする者(青票) 二百九十四

○議長(土井たか子君) 右の結果、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案に対する中野寛成さん外四名提出の修正案は否決されました。(拍手)

中野寛成君外四名提出の修正案を可とする議員の氏名

安倍 基雄君	阿部 昭吾君
愛知 和男君	愛野興一郎君
青木 宏之君	青山 丘君
青山 二三君	赤羽 一嘉君
赤松 正雄君	東 祥三君
新井 将敏君	栗屋 敏信君
井奥 貞雄君	井上 喜一君
伊藤 達也君	石井 啓一君
石田 勝之君	石田幸四郎君
石田 祝穂君	石田 美栄君
石破 茂君	市川 雄一君
今井 宏君	岩浅 嘉仁君
上田 晃弘君	上田 勇君
上田 清司君	江崎 鐵磨君
遠藤 乙彦君	遠藤 和良君
小沢 辰男君	大石 正光君
大内 啓伍君	大石 善徳君
大野由利子君	大矢 卓史君
太田 昭宏君	太田 誠一君
近江巳記夫君	岡島 正之君

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外三案

岡田 克也君	奥田 敬和君
長内 順一君	加藤 六月君
鹿野 道彦君	目沼 次郎君
海部 俊樹君	金子健之介君
鴨下 一郎君	川島 實君
河上 軍雄君	河村たかし君
神崎 武法君	神田 厚君
木村 守男君	北川 正恭君
北側 一雄君	北橋 健治君
北村 直人君	久保 哲司君
工藤聖太郎君	草川 昭三君
倉田 榮喜君	栗本慎一郎君
小池百合子君	小泉 晨一君
小坂 憲次君	小平 忠正君
木幡 弘道君	古賀 一成君
古賀 敬章君	古賀 正浩君
近藤 豊君	権藤 恒夫君
左藤 恵君	佐藤 茂樹君
佐藤 静雄君	佐藤 敬夫君
佐藤 守良君	齊藤 鉄夫君
坂口 力君	坂本 剛二君
笹川 堯君	笹山 登生君
白沢 三郎君	須藤 浩君
杉山 憲夫君	田名部匡省君
田端 正広君	高市 早苗君
高木 陽介君	高木 義明君
高橋 一郎君	竹内 謙君
武山百合子君	谷口 隆義君
榊床 伸二君	千葉 国男君
津島 雄二君	塚田 延充君
月原 茂徳君	土田 龍司君
富田 茂之君	豊田潤多郎君
鳥居 一雄君	中井 治君
中島 衛君	中田 宏君
中西 啓介君	中野 寛成君
中村 時広君	仲村 正治君
永井 英慈君	長浜 博行君

二階 俊博君	西 博義君
西岡 武夫君	西川太一郎君
西村 眞悟君	野田 毅君
野田 佳彦君	野呂 昭彦君
羽田 孜君	畑 英次郎君
初村謙一郎君	嶋山 邦夫君
日笠 勝之君	平田 米男君
広野ただし君	弘友 和夫君
吹田 愷君	福島 豊君
福留 泰蔵君	藤井 裕久君
藤村 修君	二見 伸明君
船田 元君	冬柴 健三君
星野 行男君	細川 護熙君
前田 武志君	増子 輝彦君
増田 敏男君	榊屋 敬信君
松岡清壽男君	松沢 成文君
松田 岩夫君	宮地 正介君
宮本 一三君	村井 仁君
茂木 敏充君	森本 晃司君
矢上 雅義君	保岡 興治君
柳田 稔君	山岡 賢次君
山口那津男君	山崎広太郎君
山田 英介君	山田 宏君
山田 正彦君	山本 靖英君
山本 幸三君	山本 孝史君
吉田 拓君	吉田 治君
吉田 公一君	米田 建三君
若松 謙維君	渡辺浩一郎君
大谷 忠雄君	
否とする議員の氏名	
安倍 晋三君	相沢 英之君
逢沢 一郎君	赤城 徳彦君
麻生 太郎君	甘利 明君
荒井 広幸君	伊藤 公介君
伊藤 宗一郎君	伊吹 文明君
池田 行彦君	石橋 一弥君
石原慎太郎君	石原 伸晃君
稲垣 実男君	稲葉 大和君

日井日出男君	浦野 悠興君	竹内 黎一君
衛藤征士郎君	衛藤 晨一君	武部 勳君
小川 元君	小此木八郎君	谷 洋一君
小里 貞利君	小澤 潔君	谷川 和穂君
小野 晋也君	小淵 恵三君	近岡理一郎君
尾身 幸次君	越智 伊平君	塚原 俊平君
越智 通雄君	大島 理森君	東家 嘉幸君
大原 一三君	奥田 幹生君	中尾 栄一君
奥野 誠亮君	加藤 敏一君	中川 秀直君
加藤 卓二君	狩野 勝君	中曾根康弘君
堀山 静六君	片岡 武司君	中村正三郎君
金子 一義君	金子原二郎君	中山 正暉君
金田 英行君	亀井 静香君	二階堂 進君
亀井 善之君	唐沢俊二郎君	西田 司君
川崎 二郎君	河村 建夫君	根本 匠君
瓦 力君	木部 佳昭君	野田 実君
木村 義雄君	菊池福治郎君	野呂田芳成君
岸田 文雄君	岸本 光造君	萩山 教蔵君
久間 章生君	久野統一郎君	浜田 靖一君
熊代 昭彦君	栗原 博久君	林 義郎君
栗原 裕康君	小泉純一郎君	原田昇左右君
小杉 隆君	小宮山重四郎君	平沼 赳夫君
古賀 誠君	後藤田正晴君	深谷 隆司君
高村 正彦君	近藤 鉄雄君	福永 信彦君
佐田玄一郎君	佐藤 孝行君	藤尾 正行君
佐藤 信二君	斎藤 剛男君	二田 孝治君
斎藤斗志二君	坂本三十次君	保利 耕輔君
坂井 隆憲君	櫻内 義雄君	細田 博之君
桜井 新君	自見庄三郎君	堀之内久男君
志賀 節君	塩崎 恭久君	松岡 利勝君
塩川正十郎君	七条 明君	松永 光君
塩谷 立君	白川 勝彦君	三塚 博君
島村 宜伸君	住 博司君	水野 清君
鈴木 俊一君	田澤 吉郎君	宮里 清正君
関谷 勝嗣君	田中眞紀子君	宮路 和明君
田中 直紀君	田原 隆君	岡崎 兼造君
田野瀬良太郎君	高橋 辰夫君	村田敬次郎君
高島 修君		村山 達雄君
		竹下 登君
		橋 康太郎君
		谷垣 慎一君
		玉沢徳一郎君
		中馬 弘毅君
		戸井田三郎君
		中川 昭一君
		中島洋次郎君
		中谷 元君
		中山 太郎君
		長勢 甚遠君
		丹羽 雄哉君
		額賀福志郎君
		野田 聖子君
		野中 広務君
		野中 信行君
		蓮実 進君
		林 幹雄君
		原田 憲君
		平泉 渉君
		平林 鴻三君
		福田 康夫君
		藤井 孝雄君
		藤本 孝雄君
		古屋 圭司君
		穂積 良行君
		堀内 光雄君
		町村 信孝君
		松下 忠洋君
		三ツ林弥太郎君
		御法川英文君
		宮崎 茂一君
		宮澤 喜一君
		宮下 創平君
		村上誠一郎君
		村田 吉隆君
		持永 和見君

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

森 英介君	森 喜朗君	山口 俊一君	谷津 義男君	山中 貞則君	山崎 拓君	山本 有二君	与謝野 馨君	横内 正明君	若林 正俊君	渡辺 憲明君	綿貫 民輔君	赤松 広隆君	網岡 雄君	五十嵐 三三君	井上 一成君	伊東 秀子君	池田 隆一君	石井 智君	今村 修君	遠藤 登君	大出 俊君	大島 章宏君	加藤 万吉君	小林 守君	五島 正規君	興石 東君	佐々木 秀典君	佐藤 泰介君	沢藤 礼次郎君	関山 信之君	田中 昭一君	田邊 誠君	辻 一彦君	中西 續介君	野坂 浩賢君	鉢呂 吉雄君	早川 勝君	細川 律夫君	堀込 征雄君	松前 仰君	村山 富市君	山口 鶴男君	山下 八洲夫君
-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	---------	--------	---------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	---------

山元 勉君	横光 克彦君	吉岡 賢治君	和田 貞夫君	渡辺 嘉蔵君	荒井 聰君	五十嵐 公一君	井出 正一君	宇佐美 登君	枝野 幸男君	小沢 鋭仁君	菅 直人君	玄葉 光一郎君	佐藤 謙一郎君	田中 博之君 <td>高見 裕一君</td> <td>武村 正義君</td> <td>中島 章夫君</td> <td>嶋山 由紀夫君</td> <td>三原 朝彦君</td> <td>岩佐 恵美君</td> <td>寺前 巖君</td> <td>中 光雄君</td> <td>東中 スミ君</td> <td>藤田 成二君</td> <td>正森 恒夫君</td> <td>矢島 英勝君</td> <td>吉井 利明君</td> <td>遠藤 聖修君</td> <td>牧野 宏美君</td> <td>岡崎 宏美君</td> <td>中村 喜四郎君</td>	高見 裕一君	武村 正義君	中島 章夫君	嶋山 由紀夫君	三原 朝彦君	岩佐 恵美君	寺前 巖君	中 光雄君	東中 スミ君	藤田 成二君	正森 恒夫君	矢島 英勝君	吉井 利明君	遠藤 聖修君	牧野 宏美君	岡崎 宏美君	中村 喜四郎君
-------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	---------	--	--------	--------	--------	---------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

○議長(土井たか子君) 次に、日程第二につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんは白票、反対の皆さんは青票を持参されることを望みます。

—— 議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(土井たか子君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(土井たか子君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百六十六

可とする者(白票) 二百七十

否とする者(青票) 百九十六

(拍手)

○議長(土井たか子君) 右の結果、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決する可とする議員の氏名

安倍 晋三君	相沢 英之君	逢沢 一郎君	赤城 徳彦君	麻生 太郎君	甘利 明君	荒井 広幸君	伊藤 公介君	伊藤 宗一郎君	伊吹 文明君	池田 行彦君	石橋 一弥君	石原 伸晃君	石原 大和君	稲垣 実男君	稲葉 大和君	白井 日出男君	浦野 休典君	衛藤 征士郎君	小川 元君	小里 貞利君	小野 晋也君	尾身 幸次君	大島 理森君	奥田 幹生君	加藤 紘一君	狩野 勝君	片岡 武司君	金子 一義君	金子 英行君	亀井 静香君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

唐沢 俊二郎君	川崎 二郎君	河村 建夫君	瓦 力君	木部 佳昭君	木村 義雄君	菊池 福治郎君	岸田 文雄君	岸本 光造君	久間 章生君	久野 統一郎君	熊代 昭彦君	栗原 博久君	栗原 裕康君	小泉 純一郎君	小杉 隆君	小宮 重四郎君	古賀 誠君	後藤 田正晴君	高村 正彦君	近藤 鉄雄君	佐田 玄一郎君	佐藤 信二君	佐藤 剛男君	斎藤 斗志二君	坂本 三三君	坂井 隆憲君	櫻内 義雄君	志賀 節君	自見 庄三郎君	塩川 正十郎君	塩崎 恭久君	塩谷 立君	七条 明君	島村 宜伸君	住 博司君	鈴木 俊一君	田澤 吉郎君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	田中 真紀子君	田野 清太郎君	高橋 辰夫君	竹下 登君	竹内 繁一君	武部 勲君	谷 洋一君	谷 和穂君	谷垣 慎一君	玉沢 徳一郎君	中馬 弘毅君	戸井 田三郎君	東家 嘉幸君	中尾 栄一君	中川 昭一君	中川 秀直君	中島 洋次郎君	中曾 根康弘君	中村 正三郎君	中山 正晴君	二階堂 進君	丹羽 雄哉君	西田 司君
---------	--------	--------	------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	-------	---------	-------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	---------	---------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	-------

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外三案

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの
の公債の発行の特例等に関する法律案外三案

石橋 大吉君	池端 清一君	伊藤 茂君	井上 一成君	網岡 雄君	綿貫 民輔君	渡辺 省一君	若林 正俊君	与謝野 馨君	山本 公一君	山崎 拓君	谷津 義男君	森 喜朗君	持永 和見君	村田 吉隆君	村上 誠一郎君	宮下 創平君	宮澤 喜一君	宮崎 茂一君	御法川 英文君	三ツ林 太郎君	松下 忠洋君	町村 信孝君	堀内 光雄君	穂積 良行君	古屋 圭司君	藤本 幸雄君	藤井 幸雄君	福田 康夫君	平林 鴻三君	平泉 渉君	原田 憲君	林 幹雄君	蓮実 道君	葉梨 信行君	野中 広務君	野田 聖子君	額賀 福志郎君
今村 修君	石井 智君	池田 隆一君	伊東 秀子君	五十嵐 広三君	赤松 広隆君	渡辺 美智雄君	渡辺 憲明君	横内 正明君	山本 有二君	山中 貞則君	山口 俊一君	森 英介君	森 達雄君	村田 敬次郎君	村岡 兼造君	宮路 和明君	宮里 松正君	水野 清君	三塚 博君	松永 光君	松岡 利雄君	堀之内 久男君	細田 博之君	保利 耕輔君	二田 孝治君	藤尾 正行君	福永 信彦君	深谷 隆司君	平沼 勉夫君	原田 昇左右君	林 義郎君	浜田 晴一君	萩山 教蔵君	野呂 芳成君	野田 実君	根本 匠君	

中村喜四郎君	中村 力君	中村 兵輔君	三原 朝彦君	鳩山由紀夫君	中島 章夫君	武村 正義君	田中 秀征君	園田 博之君	佐藤 光一郎君	菅 直人君	佐藤 謙一郎君	田中 甲君	高見 裕一君	渡海 紀三朗君	錦織 淳君	前原 誠司君	篠瀬 進君	中村喜四郎君																			
緒方 克陽君	大木 正吾君	岡崎トミ子君	北沢 清功君	五島 正規君	奥石 東君	佐々木秀典君	佐藤 泰介君	沢藤 礼次郎君	関山 信之君	田中 昭一君	田中 誠君	辻 一彦君	中西 續介君	野坂 浩賢君	鉢呂 吉雄君	早川 勝君	細川 律夫君	堀込 征雄君	松前 仰君	村山 重市君	山口 鶴男君	山下 八洲夫君	山元 勉君	吉岡 賢治君	渡辺 嘉蔵君	五十嵐ふみ子君	宇佐美 登君	小沢 鋭仁君	文葉 光一郎君	園田 博之君	田中 秀征君	武村 正義君	中島 章夫君	鳩山由紀夫君	三原 朝彦君	中村 兵輔君	中村 力君

近藤 豊君	古賀 敬章君	木幡 弘道君	小坂 憲次君	小池百合子君	倉田 栄喜君	工藤 聖太郎君	北村 直人君	北側 一雄君	木村 守男君	神崎 武法君	河上 軍雄君	鶴下 俊樹君	海部 道彦君	鹿野 順一君	長内 順一君	岡田 克也君	近江 巳記夫君	太田 昭宏君	大野 由利子君	大内 啓伍君	小沢 辰男君	遠藤 乙彦君	上田 清司君	上田 晃弘君	今井 宏君	石破 茂君	石田 祝稔君	石田 勝之君	伊藤 達也君	井奥 貞雄君	新井 将敏君	赤松 正雄君	青山 三三君	青木 宏之君	愛知 和男君	安倍 基雄君	否とする議員の氏名
横藤 恒夫君	古賀 正浩君	古賀 一成君	小平 忠正君	小泉 展一君	栗本 慎一郎君	草川 昭三君	久保 哲司君	北橋 健治君	北川 正恭君	神田 厚君	河村たかし君	川島 實君	金子 徳之介君	貝沼 次郎君	加藤 六月君	奥田 敬和君	岡島 正之君	太田 誠一君	大矢 卓史君	大口 善徳君	大石 正光君	遠藤 和良君	江崎 鐵磨君	上田 勇君	岩浅 嘉仁君	市川 雄一君	石田 美栄君	石田 幸四郎君	石井 啓一君	井上 喜一君	栗屋 敏信君	東 祥三君	赤羽 一嘉君	青山 丘君	愛野 興一郎君	阿部 昭吾君	否とする議員の氏名

松田 岩夫君	宮地 正介君	松沢 成文君	榊屋 敬悟君	増子 輝彦君	細川 護熙君	冬柴 鐵三君	二見 伸明君	藤井 裕久君	福島 豊君	弘友 和夫君	平田 米男君	鳩山 邦夫君	畑 英次郎君	野呂 昭彦君	野田 毅君	西川 太一郎君	西 博義君	長浜 博行君	仲村 正治君	中野 寛成君	中田 宏君	中井 治君	豊田 満多郎君	土田 龍司君	塚田 延充君	谷口 隆義君	竹内 謙君	高木 義明君	高市 早苗君	田名部 匡省君	須藤 浩君	実川 幸夫君	笹山 登生君	坂本 剛二君	斎藤 鉄夫君	佐藤 敬夫君	佐藤 茂樹君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

宮本 一三君 村井 仁君
茂木 敏充君 森本 晃司君
矢上 雅義君 保岡 興治君
柳田 稔君 山岡 賢次君
山口 敏夫君 山口 那津男君
山崎 太郎君 山田 英介君
山田 宏君 山田 正彦君
山名 靖英君 山本 幸三君
山本 孝史君 山本 拓君
吉田 治君 吉田 公一君
米田 建三君 若松 謙維君
渡辺 浩一郎君 小森 龍邦君
岩佐 恵美君 幾田 恵二君
佐々木 陸海君 志位 和夫君
寺前 巖君 中島 武敏君
東中 光雄君 不破 哲三君
藤田 スミ君 古堅 実吉君
正森 成二君 松本 善明君
矢島 恒夫君 山原 健二郎君
吉井 英勝君 石井 紘基君
遠藤 利明君 海江田 万里君
牧野 聖修君 糸山 英太郎君
大谷 忠雄君 岡崎 宏美君

○議長(土井たか子君) 次に、日程第三に対する中野寛成さん外四名提出の修正案につき採決いたします。
中野寛成さん外四名提出の修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(土井たか子君) 起立少数。よって、中野寛成さん外四名提出の修正案は否決されました。
次に、日程第三につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。
次に、日程第四に対する中野寛成さん外四名提出の修正案につき採決いたします。
中野寛成さん外四名提出の修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(土井たか子君) 起立少数。よって、中野寛成さん外四名提出の修正案は否決されました。
次に、日程第四につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時五十七分散会
出席閣僚大臣
大蔵大臣 武村 正義君
自治大臣 野中 広務君

○議長の報告
(法律公布案上及び通知)
一、去る二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
許可、認可等の整理及び合理化に関する法律
(通知書受領)
一、去る二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
行政改革委員会設置法
国民年金法等の一部を改正する法律

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
国会議員互助年金法の一部を改正する法律
(報告書受領)
一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
平成六年度第一・四半期における予算使用の状況
一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
平成六年度第一・四半期における国庫の状況
(政府委員承認)
一、昨十日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第三百三十一回国会政府委員に任命することを承認した。
外務省経済協力 局長事務代理 上田 秀明
(政府委員任命)
一、昨十日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、十日議長において承認した上田秀明を、同日第三百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
(政府委員解任)
一、昨十日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、十日(外務省経済協力局長)平林博の第三百三十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任 廣野ただし君 補欠 山本 幸三君
山本 幸三君 廣野ただし君

建設委員
辞任 太田 昭宏君 補欠 大口 善徳君
山本 幸三君 青木 宏之君
山本 孝史君 矢上 雅義君
青木 宏之君 廣野ただし君
大口 善徳君 石井 啓一君
矢上 雅義君 榊床 伸二君
榊床 伸二君 山本 孝史君
廣野ただし君 山本 幸三君

環境委員
辞任 赤羽 一嘉君 補欠 太田 昭宏君
太田 昭宏君 赤羽 一嘉君
決議委員
辞任 遠藤 利明君 補欠 石井 紘基君
議院運営委員
辞任 東中 光雄君 補欠 寺前 巖君
寺前 巖君 東中 光雄君
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
運輸委員
辞任 志位 和夫君 補欠 寺前 巖君
寺前 巖君 志位 和夫君
通信委員
辞任 斎藤 斗志二君 補欠 松下 忠洋君
松下 忠洋君 斎藤 斗志二君
労働委員
辞任 池田 隆一君 補欠 佐藤 泰介君
佐藤 泰介君 池田 隆一君

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案外三案 議長長の報告

安全保障委員

辞任

東中 光雄君
志位 和夫君

補欠

志位 和夫君
東中 光雄君

(特別委員選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。
世界貿易機関設立協定等に関する特別委員

達沢 一郎君 赤城 徳彦君
越智 伊平君 片岡 武司君
川崎 二郎君 岸本 光造君
久間 章生君 栗原 博久君
小杉 隆君 佐藤 孝行君
斎藤斗志二君 塩崎 恭久君
七条 明君 田中 直紀君
中川 昭一君 福田 康夫君
二田 孝治君 松岡 利勝君
松下 忠洋君 御法川英文君
井奥 貞雄君 今津 寛君
遠藤 乙彦君 大石 正光君
小平 忠正君 木幡 弘道君
古賀 正浩君 坂本 剛二君
鮫島 宗明君 田名部匡省君
千葉 國男君 仲村 正治君
畑 英次郎君 日笠 勝之君
平田 米男君 松田 岩夫君
山本 拓君 吉田 治君
秋葉 忠利君 伊藤 茂君
辻 一彦君 永井 哲男君
鉢呂 吉雄君 横光 克彦君

和田 貞夫君

前原 誠司君

松本 善明君

(特別委員長互選)

一、去る二日、世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。
委員長 佐藤 孝行君

(理事互選)

一、去る二日、世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。
理事

越智 伊平君 川崎 二郎君
田中 直紀君 中川 昭一君
小平 忠正君 畑 英次郎君
日笠 勝之君 伊藤 茂君
辻 一彦君

(理事補欠選任)

一、去る二日、国会等の移転に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 田野瀬良太郎君(理事谷洋一君去る二日理事辞任につきその補欠)

(理事補欠選任)

一、去る九日、税制改革に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 林 義郎君(理事江藤隆美君去る九日理事辞任につきその補欠)

一、去る十日、交通安全対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 林 幹雄君(理事木村義雄君去る十月三日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治改革に関する調査特別委員

辞任

補欠

桜井 新君 山本 有二郎君
小沢 一郎君 西川太一郎君
太田 昭宏君 福留 泰蔵君
吹田 悞君 岩浅 嘉仁君
冬柴 鐵三君 青山 二三君
小森 龍邦君 土肥 隆一君
福留 泰蔵君 太田 昭宏君
山本 有二郎君 桜井 新君
青山 二三君 冬柴 鐵三君
岩浅 嘉仁君 吹田 悞君
西川太一郎君 小沢 一郎君
土肥 隆一君 小森 龍邦君

規制緩和に関する特別委員

補欠

山田 正彦君 岩浅 嘉仁君
佐々木陸海君 寺前 巖君
岩浅 嘉仁君 山田 正彦君
寺前 巖君 佐々木陸海君

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員

補欠

久間 章生君 佐田玄一郎君
木幡 弘道君 野田 佳彦君
佐田玄一郎君 久間 章生君
野田 佳彦君 木幡 弘道君

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
税制改革に関する特別委員

辞任

補欠

塩谷 立君 安倍 晋三君
林 義郎君 岸田 文雄君
村山 達雄君 栗原 裕康君
太田 誠一君 佐藤 静雄君
左藤 恵君 上田 清司君
山名 靖英君 竹内 譲君
遠藤 登君 横光 克彦君
佐々木陸海君 穀田 恵二君
佐藤 静雄君 山本 拓君
安倍 晋三君 塩谷 立君
岸田 文雄君 林 義郎君
栗原 裕康君 村山 達雄君
上田 清司君 左藤 恵君
竹内 譲君 山名 靖英君
横光 克彦君 遠藤 登君
穀田 恵二君 佐々木陸海君

辞任

補欠

松下 忠洋君 岸田 文雄君
吉田 治君 北橋 健治君
鉢呂 吉雄君 池田 隆一君
和田 貞夫君 渡辺 嘉蔵君
岸田 文雄君 松下 忠洋君
北橋 健治君 吉田 治君
池田 隆一君 鉢呂 吉雄君
渡辺 嘉蔵君 和田 貞夫君

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員

補欠

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制改革に関する特別委員

辞任 補欠

甘利 明君	松下 忠洋君
金子 一義君	根本 匠君
林 義郎君	塩崎 恭久君
堀之内久男君	岸本 光造君
村山 達雄君	七条 明君
山中 貞則君	安倍 晋三君
池田 隆一君	山崎 泉君
佐々木陸海君	矢島 恒夫君
七条 明君	栗原 裕康君
安倍 晋三君	山中 貞則君
岸本 光造君	堀之内久男君
栗原 裕康君	村山 達雄君
塩崎 恭久君	林 義郎君
根本 匠君	金子 一義君
松下 忠洋君	甘利 明君
山崎 泉君	池田 隆一君
矢島 恒夫君	佐々木陸海君

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制改革に関する特別委員

辞任 補欠

江藤 隆美君	岸田 文雄君
穂積 良行君	野田 聖子君
村山 達雄君	栗原 裕康君
山中 貞則君	稲葉 大和君
伊東 秀子君	横光 克彦君

稲葉 大和君 山中 貞則君

岸田 文雄君 江藤 隆美君

栗原 裕康君 村山 達雄君

野田 聖子君 穂積 良行君

横光 克彦君 伊東 秀子君

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任 補欠

金子 一義君	山本 公一君
山本 公一君	金子 一義君

(議案提出)

一、去る二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

政交交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)

(議案送付)

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政交交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)

一、去る二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

政交交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

(議案通知)

一、去る二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(第百二十九回国会内閣提出、参議院継続審査)

(議案通知書受領)

一、去る二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

行政改革委員会設置法案(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

律案(第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成六年十月十四日

内閣総理大臣 村山 富市

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律

(特例公債の発行)

第一条 政府は、平成六年度において、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定及び平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律(平成六年法律第二十八号)第一条の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)の施行による所得税に係る租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 政府は、平成七年度において、財政法第四条

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案及び同報告書

一一一

第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

一 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の収入の減少

二 平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第 号)に定める特別減税の実施による所得税の収入の減少

三 相続税法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十三号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)の施行による相続税の収入の減少

3 政府は、平成八年度において、財政法第四

第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる前項第一号及び第三号に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第二条 前条第一項の規定による公債の発行は、平成七年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成六年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第三条 政府は、第一条各項の議決を経ようとするときは、それぞれ同条各項の公債の償還の計

画を国会に提出しなければならない。

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例)

第四条 政府は、第一条各項の規定及び平成六年度分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律第一条の規定により発行した公債の償還に充てるため、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の規定による繰入れを行うほか、平成十年度から平成二十九年までの各年度において、当該公債の発行額面金額(割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する金額)の総額から三千四百八十五億六千万円を控除した額の三十分の一に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

附 則

この法律は、平成七年一月一日から施行する。

理 由

財政法第四條第一項ただし書の規定等による場合のほか所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の減税の実施等により平成六年度から平成八年度までの各年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、公債を発行することができることとする。また、当該公債等の償還に充てるための一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、税制改革の実施に際し、当面の経済状況に配慮し、所得税減税を先行すること等により平成六年度、平成七年度及び平成八年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、公債を発行することができることとする。また、当該公債等の償還に充てるための一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の減税の実施等により平成六年度から平成八年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、財政法第四條第一項ただし書の規定等により発行する公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。

2 1により平成六年度において発行することができることとした公債の発行は、平成七年六月三十日まで行うことができることとし、同年四月一日以後に発行される当該公債に係る収入は、平成六年度所属の歳入とすることとする。

3 1の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととする。

4 1の公債及び平成六年度分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律第一条に規定する公債の償還に充てるため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れのほか、平成十年度から平成二十九年までの各年度において、一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずることとする。

二 議案の可決理由

本案は、当面の経済状況等にかんがみ、所得税減税を先行すること等による平成六年度、平成七年度及び平成八年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補う措置を講じるため必要なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

今次の税制改革による平成六年度から平成八年度の一般会計予算の歳入における租税収入の減少額は、平成六年度が三千十億円、平成七年度が四兆二千二百二十億円、平成八年度の租税収入の減少に対応して特例公債が発行される予定である。

また、平成十年度から平成二十九年までの各年度において、14の公債償還に充てるため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れのほか、当該公債の発行額面金額の総額から

三千四百八十五億六千万円(平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律)の規定により発行した公債のうち、法人特別税及び自動車に係る消費税率の特例による消費税の減収分に相当する額を控除した額の三十分の一に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる予定である。

右報告する。

平成六年十一月九日

税制改革に関する特別委員長 高島 修

衆議院議長 土井たか子殿

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律

案

国会に提出する。

平成六年十月十四日

内閣総理大臣 村山 富市

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律

律

(趣旨)

第一条 この法律は、活力ある福祉社会の実現を目指す観点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の

軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引上げによる消費税の充実を図るため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)及び消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部改正について定めるものとする。

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法の一部を次のように改正する。

第二十一条第三十二号中「六十二万円」を「六十五万円」に改め、同項第三十三号及び第三十四号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第二十八条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「百六十五万円」を「百八十万円」に改め、同項第二号中「百六十五万円」を「百八十万円」に改め、同項第三号中「百六十六万円」を「七十二万円」に改め、同項第四号中「百六十六万円」を「三百六十万円」に改め、同項第五号中「二百九十五万円」を「二百二十万円」に改め、同項第六号中「六百万円」を「六百六十万円」に改める。

第五十七条第三項第一号中「八十万円」を「八十六万円」に改め、「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第八十三条第一項中「三十五万円」を「三十八万円」に改め、「四十五万円」を「四十八万円」に改める。

第八十三条の二第二項中「除く」の下に「で

第二十一条第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項において「合計所得金額」という。)が七十六万円未満であるものを加え、同項第一号イを次のように改める。

イ 合計所得金額が五万円未満である者 三十八万円

第八十三条の二第二項第一号ロ中「三十五万円」を「三十八万円」に改め、「当該合計所得金額」の下に「三十八万円未満であり、かつ、」を加え、同項第二号を次のように改める。

ニ 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 合計所得金額が四十万円未満である者 三十八万円
ロ 合計所得金額が四十万円以上七十五万円

第八十九条第一項の表を次のように改める。

三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十
千八百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十
三千万円を超える金額	百分の五十

第二百一十一条第一項及び第九十条中「千五百万円」を「二千万円」に改める。

第二百一十三条の三第一号ニ中「六万円」を「六万五千円」に改め、「六万七千五百円」を「七万二千五百円」に改め、同号ホ中「三万円」を「三万二千五百円」に改める。

円未満である者 三十八万円からその者の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超過部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超過部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。)を控除した金額

ハ 合計所得金額が七十五万円以上である者 三万円

第八十四条第一項中「三十五万円」を「三十八万円」に改め、「又は老人扶養親族」を削り、「四十五万円」を「五十三万円」とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。」に改める。

第八十六条第一項中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

百分の十	百分の二十	百分の三十	百分の四十	百分の五十
------	-------	-------	-------	-------

円に、「又は老人扶養親族については三万七千五百円」については四万五千円とし、老人扶養親族については四万円とする。」に改める。

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の7%に相 当する金額
87,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
87,000	88,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
88,000	89,000	270	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
89,000	90,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
90,000	91,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
91,000	92,000	570	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
92,000	93,000	670	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
93,000	94,000	770	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
94,000	95,000	870	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
95,000	96,000	970	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
96,000	97,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
97,000	98,000	1,170	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
98,000	99,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
99,000	101,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
101,000	103,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	0	7,100
103,000	105,000	1,820	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200
105,000	107,000	2,020	0	0	0	0	0	0	0	0	7,400
107,000	109,000	2,220	0	0	0	0	0	0	0	0	7,500
109,000	111,000	2,420	0	0	0	0	0	0	0	0	7,600
111,000	113,000	2,620	0	0	0	0	0	0	0	0	7,800
113,000	115,000	2,820	0	0	0	0	0	0	0	0	7,900
115,000	117,000	3,020	0	0	0	0	0	0	0	0	8,100
117,000	119,000	3,220	0	0	0	0	0	0	0	0	8,200
119,000	121,000	3,420	250	0	0	0	0	0	0	0	8,300
121,000	123,000	3,620	450	0	0	0	0	0	0	0	8,500
123,000	125,000	3,820	650	0	0	0	0	0	0	0	8,700
125,000	127,000	4,020	850	0	0	0	0	0	0	0	8,900
127,000	129,000	4,220	1,050	0	0	0	0	0	0	0	9,100
129,000	131,000	4,420	1,250	0	0	0	0	0	0	0	9,300
131,000	133,000	4,620	1,450	0	0	0	0	0	0	0	9,400
133,000	135,000	4,820	1,650	0	0	0	0	0	0	0	9,600
135,000	137,000	4,990	1,830	0	0	0	0	0	0	0	9,800
137,000	139,000	5,110	1,950	0	0	0	0	0	0	0	10,000
139,000	141,000	5,230	2,070	0	0	0	0	0	0	0	10,200
141,000	143,000	5,350	2,190	0	0	0	0	0	0	0	10,400
143,000	145,000	5,470	2,310	0	0	0	0	0	0	0	10,600
145,000	147,000	5,590	2,430	0	0	0	0	0	0	0	10,800
147,000	149,000	5,710	2,550	0	0	0	0	0	0	0	11,000
149,000	151,000	5,830	2,670	0	0	0	0	0	0	0	11,200
151,000	153,000	5,970	2,810	0	0	0	0	0	0	0	11,300
153,000	155,000	6,110	2,950	0	0	0	0	0	0	0	11,500
155,000	157,000	6,250	3,090	0	0	0	0	0	0	0	11,700
157,000	159,000	6,390	3,230	0	0	0	0	0	0	0	11,900
159,000	161,000	6,530	3,370	200	0	0	0	0	0	0	12,100
161,000	163,000	6,670	3,510	340	0	0	0	0	0	0	12,300
163,000	165,000	6,810	3,650	480	0	0	0	0	0	0	12,500

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
165,000	167,000	6,950	3,790	620	0	0	0	0	0	12,700	
167,000	169,000	7,090	3,930	760	0	0	0	0	0	12,900	
169,000	171,000	7,230	4,070	900	0	0	0	0	0	13,100	
171,000	173,000	7,370	4,210	1,040	0	0	0	0	0	13,200	
173,000	175,000	7,510	4,350	1,180	0	0	0	0	0	13,400	
175,000	177,000	7,650	4,490	1,320	0	0	0	0	0	13,600	
177,000	179,000	7,790	4,630	1,460	0	0	0	0	0	14,000	
179,000	181,000	7,930	4,770	1,600	0	0	0	0	0	14,600	
181,000	183,000	8,070	4,910	1,740	0	0	0	0	0	15,200	
183,000	185,000	8,210	5,050	1,880	0	0	0	0	0	15,800	
185,000	187,000	8,350	5,190	2,020	0	0	0	0	0	16,400	
187,000	189,000	8,490	5,330	2,160	0	0	0	0	0	17,000	
189,000	191,000	8,630	5,470	2,300	0	0	0	0	0	17,600	
191,000	193,000	8,770	5,610	2,440	0	0	0	0	0	18,200	
193,000	195,000	8,910	5,750	2,580	0	0	0	0	0	18,800	
195,000	197,000	9,050	5,890	2,720	0	0	0	0	0	19,400	
197,000	199,000	9,190	6,030	2,860	0	0	0	0	0	19,900	
199,000	201,000	9,330	6,170	3,000	0	0	0	0	0	20,500	
201,000	203,000	9,470	6,310	3,140	0	0	0	0	0	21,100	
203,000	205,000	9,610	6,450	3,280	110	0	0	0	0	21,700	
205,000	207,000	9,750	6,590	3,420	250	0	0	0	0	22,200	
207,000	209,000	9,890	6,730	3,560	390	0	0	0	0	22,800	
209,000	211,000	10,030	6,870	3,700	530	0	0	0	0	23,400	
211,000	213,000	10,170	7,010	3,840	670	0	0	0	0	23,900	
213,000	215,000	10,310	7,150	3,980	810	0	0	0	0	24,500	
215,000	217,000	10,450	7,290	4,120	950	0	0	0	0	25,000	
217,000	219,000	10,590	7,430	4,260	1,090	0	0	0	0	25,600	
219,000	221,000	10,730	7,570	4,400	1,230	0	0	0	0	26,200	
221,000	224,000	10,910	7,740	4,570	1,410	0	0	0	0	26,800	
224,000	227,000	11,120	7,950	4,780	1,620	0	0	0	0	27,800	
227,000	230,000	11,330	8,160	4,990	1,830	0	0	0	0	28,700	
230,000	233,000	11,540	8,370	5,200	2,040	0	0	0	0	29,700	
233,000	236,000	11,750	8,580	5,410	2,250	0	0	0	0	30,700	
236,000	239,000	11,960	8,790	5,620	2,460	0	0	0	0	31,700	
239,000	242,000	12,170	9,000	5,830	2,670	0	0	0	0	32,700	
242,000	245,000	12,380	9,210	6,040	2,880	0	0	0	0	33,700	
245,000	248,000	12,590	9,420	6,250	3,090	0	0	0	0	34,700	
248,000	251,000	12,800	9,630	6,460	3,300	130	0	0	0	35,700	
251,000	254,000	13,010	9,840	6,670	3,510	340	0	0	0	36,700	
254,000	257,000	13,220	10,050	6,880	3,720	550	0	0	0	37,700	
257,000	260,000	13,430	10,260	7,090	3,930	760	0	0	0	38,600	
260,000	263,000	13,640	10,470	7,300	4,140	970	0	0	0	39,600	
263,000	266,000	13,850	10,680	7,510	4,350	1,180	0	0	0	40,600	
266,000	269,000	14,060	10,890	7,720	4,560	1,390	0	0	0	41,600	
269,000	272,000	14,270	11,100	7,930	4,770	1,600	0	0	0	42,600	
-272,000	275,000	14,480	11,310	8,140	4,980	1,810	0	0	0	43,600	
275,000	278,000	14,690	11,520	8,350	5,190	2,020	0	0	0	44,600	
278,000	281,000	14,900	11,730	8,560	5,400	2,230	0	0	0	45,600	
281,000	284,000	15,110	11,940	8,770	5,610	2,440	0	0	0	46,600	
284,000	287,000	15,320	12,150	8,980	5,820	2,650	0	0	0	47,600	

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
287,000	290,000	15,530	12,360	9,190	6,030	2,860	0	0	0	48,500	
290,000	293,000	15,740	12,570	9,400	6,240	3,070	0	0	0	49,500	
293,000	296,000	15,950	12,780	9,610	6,450	3,280	110	0	0	50,500	
296,000	299,000	16,160	12,990	9,820	6,660	3,490	320	0	0	51,200	
299,000	302,000	16,370	13,210	10,040	6,870	3,710	540	0	0	51,800	
302,000	305,000	16,610	13,450	10,280	7,110	3,950	780	0	0	52,400	
305,000	308,000	16,850	13,690	10,520	7,350	4,190	1,020	0	0	53,100	
308,000	311,000	17,090	13,930	10,760	7,590	4,430	1,260	0	0	53,700	
311,000	314,000	17,330	14,170	11,000	7,830	4,670	1,500	0	0	54,300	
314,000	317,000	17,570	14,410	11,240	8,070	4,910	1,740	0	0	54,900	
317,000	320,000	17,810	14,650	11,480	8,310	5,150	1,980	0	0	55,600	
320,000	323,000	18,050	14,890	11,720	8,550	5,390	2,220	0	0	56,200	
323,000	326,000	18,290	15,130	11,960	8,790	5,630	2,460	0	0	56,800	
326,000	329,000	18,530	15,370	12,200	9,030	5,870	2,700	0	0	57,500	
329,000	332,000	18,770	15,610	12,440	9,270	6,110	2,940	0	0	58,100	
332,000	335,000	19,010	15,850	12,680	9,510	6,350	3,180	0	0	58,700	
335,000	338,000	19,250	16,090	12,920	9,750	6,590	3,420	250	0	59,400	
338,000	341,000	19,490	16,330	13,160	9,990	6,830	3,660	490	0	60,100	
341,000	344,000	19,730	16,570	13,400	10,230	7,070	3,900	730	0	60,800	
344,000	347,000	19,970	16,810	13,640	10,470	7,310	4,140	970	0	61,500	
347,000	350,000	20,210	17,050	13,880	10,710	7,550	4,380	1,210	0	62,200	
350,000	353,000	20,450	17,290	14,120	10,950	7,790	4,620	1,450	0	62,900	
353,000	356,000	20,690	17,530	14,360	11,190	8,030	4,860	1,690	0	63,600	
356,000	359,000	20,930	17,770	14,600	11,430	8,270	5,100	1,930	0	64,300	
359,000	362,000	21,170	18,010	14,840	11,670	8,510	5,340	2,170	0	65,000	
362,000	365,000	21,410	18,250	15,080	11,910	8,750	5,580	2,410	0	65,700	
365,000	368,000	21,650	18,490	15,320	12,150	8,990	5,820	2,650	0	66,400	
368,000	371,000	21,890	18,730	15,560	12,390	9,230	6,060	2,890	0	67,100	
371,000	374,000	22,130	18,970	15,800	12,630	9,470	6,300	3,130	0	67,700	
374,000	377,000	22,370	19,210	16,040	12,870	9,710	6,540	3,370	210	68,300	
377,000	380,000	22,610	19,450	16,280	13,110	9,950	6,780	3,610	450	69,000	
380,000	383,000	22,850	19,690	16,520	13,350	10,190	7,020	3,850	690	69,600	
383,000	386,000	23,090	19,930	16,760	13,590	10,430	7,260	4,090	930	70,200	
386,000	389,000	23,330	20,170	17,000	13,830	10,670	7,500	4,330	1,170	70,800	
389,000	392,000	23,570	20,410	17,240	14,070	10,910	7,740	4,570	1,410	71,500	
392,000	395,000	23,810	20,650	17,480	14,310	11,150	7,980	4,810	1,650	72,800	
395,000	398,000	24,050	20,890	17,720	14,550	11,390	8,220	5,050	1,890	74,100	
398,000	401,000	24,290	21,130	17,960	14,790	11,630	8,460	5,290	2,130	75,400	
401,000	404,000	24,530	21,370	18,200	15,030	11,870	8,700	5,530	2,370	76,800	
404,000	407,000	24,770	21,610	18,440	15,270	12,110	8,940	5,770	2,610	78,100	
407,000	410,000	25,010	21,850	18,680	15,510	12,350	9,180	6,010	2,850	79,400	
410,000	413,000	25,250	22,090	18,920	15,750	12,590	9,420	6,250	3,090	80,800	
413,000	416,000	25,490	22,330	19,160	15,990	12,830	9,660	6,490	3,330	82,100	
416,000	419,000	25,730	22,570	19,400	16,230	13,070	9,900	6,730	3,570	83,400	
419,000	422,000	25,970	22,810	19,640	16,470	13,310	10,140	6,970	3,810	84,700	
422,000	425,000	26,210	23,050	19,880	16,710	13,550	10,380	7,210	4,050	86,100	
425,000	428,000	26,450	23,290	20,120	16,950	13,790	10,620	7,450	4,290	87,400	
428,000	431,000	26,690	23,530	20,360	17,190	14,030	10,860	7,690	4,530	88,700	
431,000	434,000	26,930	23,770	20,600	17,430	14,270	11,100	7,930	4,770	90,100	
434,000	437,000	27,170	24,010	20,840	17,670	14,510	11,340	8,170	5,010	91,400	

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
437,000	440,000	27,410	24,250	21,080	17,910	14,750	11,580	8,410	5,250	92,700	
440,000	443,000	27,810	24,490	21,320	18,150	14,990	11,820	8,650	5,490	94,000	
443,000	446,000	28,290	24,730	21,560	18,390	15,230	12,060	8,890	5,730	95,400	
446,000	449,000	28,770	24,970	21,800	18,630	15,470	12,300	9,130	5,970	96,700	
449,000	452,000	29,250	25,210	22,040	18,870	15,710	12,540	9,370	6,210	98,000	
452,000	455,000	29,730	25,450	22,280	19,110	15,950	12,780	9,610	6,450	99,300	
455,000	458,000	30,210	25,690	22,520	19,350	16,190	13,020	9,850	6,690	100,700	
458,000	461,000	30,690	25,930	22,760	19,590	16,430	13,260	10,090	6,930	102,000	
461,000	464,000	31,170	26,170	23,000	19,830	16,670	13,500	10,330	7,170	103,300	
464,000	467,000	31,650	26,410	23,240	20,070	16,910	13,740	10,570	7,410	104,700	
467,000	470,000	32,130	26,650	23,480	20,310	17,150	13,980	10,810	7,650	106,000	
470,000	473,000	32,610	26,890	23,720	20,550	17,390	14,220	11,050	7,890	107,300	
473,000	476,000	33,090	27,130	23,960	20,790	17,630	14,460	11,290	8,130	108,600	
476,000	479,000	33,570	27,370	24,200	21,030	17,870	14,700	11,530	8,370	110,000	
479,000	482,000	34,050	27,710	24,440	21,270	18,110	14,940	11,770	8,610	111,300	
482,000	485,000	34,530	28,190	24,680	21,510	18,350	15,180	12,010	8,850	112,600	
485,000	488,000	35,010	28,670	24,920	21,750	18,590	15,420	12,250	9,090	113,900	
488,000	491,000	35,490	29,150	25,160	21,990	18,830	15,660	12,490	9,330	115,300	
491,000	494,000	35,970	29,630	25,400	22,230	19,070	15,900	12,730	9,570	116,600	
494,000	497,000	36,450	30,110	25,640	22,470	19,310	16,140	12,970	9,810	117,900	
497,000	500,000	36,930	30,590	25,880	22,710	19,550	16,380	13,210	10,050	119,300	
500,000	503,000	37,410	31,070	26,120	22,950	19,790	16,620	13,450	10,290	120,600	
503,000	506,000	37,890	31,550	26,360	23,190	20,030	16,860	13,690	10,530	121,900	
506,000	509,000	38,370	32,030	26,600	23,430	20,270	17,100	13,930	10,770	123,200	
509,000	512,000	38,850	32,510	26,840	23,670	20,510	17,340	14,170	11,010	124,600	
512,000	515,000	39,330	32,990	27,080	23,910	20,750	17,580	14,410	11,250	125,900	
515,000	518,000	39,810	33,470	27,320	24,150	20,990	17,820	14,650	11,490	127,200	
518,000	521,000	40,290	33,950	27,620	24,390	21,230	18,060	14,890	11,730	128,500	
521,000	524,000	40,770	34,430	28,100	24,630	21,470	18,300	15,130	11,970	129,900	
524,000	527,000	41,250	34,910	28,580	24,870	21,710	18,540	15,370	12,210	131,200	
527,000	530,000	41,730	35,390	29,060	25,110	21,950	18,780	15,610	12,450	132,500	
530,000	533,000	42,210	35,870	29,540	25,350	22,190	19,020	15,850	12,690	133,900	
533,000	536,000	42,690	36,350	30,020	25,590	22,430	19,260	16,090	12,930	135,200	
536,000	539,000	43,170	36,830	30,500	25,830	22,670	19,500	16,330	13,170	136,500	
539,000	542,000	43,650	37,310	30,980	26,070	22,910	19,740	16,570	13,410	137,800	
542,000	545,000	44,130	37,790	31,460	26,310	23,150	19,980	16,810	13,650	139,200	
545,000	548,000	44,610	38,270	31,940	26,550	23,390	20,220	17,050	13,890	140,500	
548,000	551,000	45,090	38,750	32,420	26,790	23,630	20,460	17,290	14,130	141,800	
551,000	554,000	45,620	39,280	32,950	27,060	23,890	20,720	17,560	14,390	143,200	
554,000	557,000	46,160	39,820	33,490	27,330	24,160	20,990	17,830	14,660	144,500	
557,000	560,000	46,700	40,360	34,030	27,700	24,430	21,260	18,100	14,930	145,800	
560,000	563,000	47,240	40,900	34,570	28,240	24,700	21,530	18,370	15,200	147,100	
563,000	566,000	47,780	41,440	35,110	28,780	24,970	21,800	18,640	15,470	148,300	
566,000	569,000	48,320	41,980	35,650	29,320	25,240	22,070	18,910	15,740	149,600	
569,000	572,000	48,860	42,520	36,190	29,860	25,510	22,340	19,180	16,010	150,900	
572,000	575,000	49,400	43,060	36,730	30,400	25,780	22,610	19,450	16,280	152,200	
575,000	578,000	49,940	43,600	37,270	30,940	26,050	22,880	19,720	16,550	153,500	
578,000	581,000	50,480	44,140	37,810	31,480	26,320	23,150	19,990	16,820	154,800	
581,000	584,000	51,020	44,680	38,350	32,020	26,590	23,420	20,260	17,090	156,000	
584,000	587,000	51,560	45,220	38,890	32,560	26,860	23,690	20,530	17,360	157,300	

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
587,000	590,000	52,100	45,760	39,430	33,100	27,130	23,960	20,800	17,630	158,600	
590,000	593,000	52,640	46,300	39,970	33,640	27,400	24,230	21,070	17,900	159,900	
593,000	596,000	53,180	46,840	40,510	34,180	27,840	24,500	21,340	18,170	161,200	
596,000	599,000	53,720	47,380	41,050	34,720	28,380	24,770	21,610	18,440	162,500	
599,000	602,000	54,260	47,920	41,590	35,260	28,920	25,040	21,880	18,710	163,700	
602,000	605,000	54,800	48,460	42,130	35,800	29,460	25,310	22,150	18,980	165,000	
605,000	608,000	55,340	49,000	42,670	36,340	30,000	25,580	22,420	19,250	166,300	
608,000	611,000	55,880	49,540	43,210	36,880	30,540	25,850	22,690	19,520	167,600	
611,000	614,000	56,420	50,080	43,750	37,420	31,080	26,120	22,960	19,790	168,900	
614,000	617,000	56,960	50,620	44,290	37,960	31,620	26,390	23,230	20,060	170,200	
617,000	620,000	57,500	51,160	44,830	38,500	32,160	26,660	23,500	20,330	171,400	
620,000	623,000	58,040	51,700	45,370	39,040	32,700	26,930	23,770	20,600	172,700	
623,000	626,000	58,580	52,240	45,910	39,580	33,240	27,200	24,040	20,870	174,000	
626,000	629,000	59,120	52,780	46,450	40,120	33,780	27,470	24,310	21,140	175,300	
629,000	632,000	59,660	53,320	46,990	40,660	34,320	27,990	24,580	21,410	176,600	
632,000	635,000	60,200	53,860	47,530	41,200	34,860	28,530	24,850	21,680	177,800	
635,000	638,000	60,740	54,400	48,070	41,740	35,400	29,070	25,120	21,950	179,100	
638,000	641,000	61,280	54,940	48,610	42,280	35,940	29,610	25,390	22,220	180,400	
641,000	644,000	61,820	55,480	49,150	42,820	36,480	30,150	25,660	22,490	181,700	
644,000	647,000	62,360	56,020	49,690	43,360	37,020	30,690	25,930	22,760	183,000	
647,000	650,000	62,900	56,560	50,230	43,900	37,560	31,230	26,200	23,030	184,300	
650,000	653,000	63,440	57,100	50,770	44,440	38,100	31,770	26,470	23,300	185,600	
653,000	656,000	63,980	57,640	51,310	44,980	38,640	32,310	26,740	23,570	186,900	
656,000	659,000	64,520	58,180	51,850	45,520	39,180	32,850	27,010	23,840	188,200	
659,000	662,000	65,060	58,720	52,390	46,060	39,720	33,390	27,280	24,110	189,500	
662,000	665,000	65,600	59,260	52,930	46,600	40,260	33,930	27,600	24,380	190,800	
665,000	668,000	66,140	59,800	53,470	47,140	40,800	34,470	28,140	24,650	192,100	
668,000	671,000	66,680	60,340	54,010	47,680	41,340	35,010	28,680	24,920	193,400	
671,000	674,000	67,220	60,880	54,550	48,220	41,880	35,550	29,220	25,190	194,700	
674,000	677,000	67,760	61,420	55,090	48,760	42,420	36,090	29,760	25,460	196,000	
677,000	680,000	68,300	61,960	55,630	49,300	42,960	36,630	30,300	25,730	197,300	
680,000	683,000	68,840	62,500	56,170	49,840	43,500	37,170	30,840	26,000	198,600	
683,000	686,000	69,380	63,040	56,710	50,380	44,040	37,710	31,380	26,270	199,900	
686,000	689,000	69,920	63,580	57,250	50,920	44,580	38,250	31,920	26,540	201,200	
689,000	692,000	70,460	64,120	57,790	51,460	45,120	38,790	32,460	26,810	202,500	
692,000	695,000	71,000	64,660	58,330	52,000	45,660	39,330	33,000	27,080	203,800	
695,000	698,000	71,540	65,200	58,870	52,540	46,200	39,870	33,540	27,350	205,100	
698,000	701,000	72,080	65,740	59,410	53,080	46,740	40,410	34,080	27,620	206,400	
701,000	704,000	72,620	66,280	59,950	53,620	47,280	40,950	34,620	27,890	207,700	
704,000	707,000	73,160	66,820	60,490	54,160	47,820	41,490	35,160	28,160	209,000	
707,000	710,000	73,700	67,360	61,030	54,700	48,360	42,030	35,700	29,360	210,300	
710,000	713,000	74,240	67,900	61,570	55,240	48,900	42,570	36,240	29,630	211,600	
713,000	716,000	74,780	68,440	62,110	55,780	49,440	43,110	36,780	30,440	212,900	
716,000	719,000	75,320	68,980	62,650	56,320	49,980	43,650	37,320	30,980	214,200	
719,000	722,000	75,860	69,520	63,190	56,860	50,520	44,190	37,860	31,520	215,500	
722,000	725,000	76,400	70,060	63,730	57,400	51,060	44,730	38,400	32,060	216,800	
725,000	728,000	76,940	70,600	64,270	57,940	51,600	45,270	38,940	32,600	218,100	
728,000	731,000	77,480	71,140	64,810	58,480	52,140	45,810	39,480	33,140	219,400	
731,000	734,000	78,020	71,680	65,350	59,020	52,680	46,350	40,020	33,680	220,700	
734,000	737,000	78,560	72,220	65,890	59,560	53,220	46,890	40,560	34,220	222,000	

(六)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
737,000	740,000	79,100	72,760	66,430	60,100	53,760	47,430	41,100	34,760	217,700	
740,000	743,000	79,640	73,300	66,970	60,640	54,300	47,970	41,640	35,300	219,300	
743,000	746,000	80,180	73,840	67,510	61,180	54,840	48,510	42,180	35,840	220,900	
746,000	749,000	80,720	74,380	68,050	61,720	55,380	49,050	42,720	36,380	222,500	
749,000	752,000	81,260	74,920	68,590	62,260	55,920	49,590	43,260	36,920	224,000	
752,000	755,000	81,800	75,460	69,130	62,800	56,460	50,130	43,800	37,460	225,600	
755,000	758,000	82,340	76,000	69,670	63,340	57,000	50,670	44,340	38,000	227,200	
758,000	761,000	82,880	76,540	70,210	63,880	57,540	51,210	44,880	38,540	228,700	
761,000	764,000	83,420	77,080	70,750	64,420	58,080	51,750	45,420	39,080	230,300	
764,000	767,000	83,960	77,620	71,290	64,960	58,620	52,290	45,960	39,620	231,900	
767,000	770,000	84,500	78,160	71,830	65,500	59,160	52,830	46,500	40,160	233,400	
770,000	773,000	85,040	78,700	72,370	66,040	59,700	53,370	47,040	40,700	235,000	
773,000	776,000	85,580	79,240	72,910	66,580	60,240	53,910	47,580	41,240	236,600	
776,000	779,000	86,120	79,780	73,450	67,120	60,780	54,450	48,120	41,780	238,100	
779,000	782,000	86,660	80,320	73,990	67,660	61,320	54,990	48,660	42,320	239,700	
782,000	785,000	87,200	80,860	74,530	68,200	61,860	55,530	49,200	42,860	241,300	
785,000	788,000	87,740	81,400	75,070	68,740	62,400	56,070	49,740	43,400	242,800	
788,000	791,000	88,280	81,940	75,610	69,280	62,940	56,610	50,280	43,940	244,400	
791,000	794,000	88,820	82,480	76,150	69,820	63,480	57,150	50,820	44,480	246,000	
794,000	797,000	89,360	83,020	76,690	70,360	64,020	57,690	51,360	45,020	247,500	
797,000	800,000	89,900	83,560	77,230	70,900	64,560	58,230	51,900	45,560	249,100	
800,000	803,000	90,440	84,100	77,770	71,440	65,100	58,770	52,440	46,100	250,700	
803,000	806,000	90,980	84,640	78,310	71,980	65,640	59,310	52,980	46,640	252,200	
806,000	809,000	91,520	85,180	78,850	72,520	66,180	59,850	53,520	47,180	253,800	
809,000	812,000	92,060	85,720	79,390	73,060	66,720	60,390	54,060	47,720	255,400	
812,000	815,000	92,600	86,260	79,930	73,600	67,260	60,930	54,600	48,260	256,900	
815,000	818,000	93,140	86,800	80,470	74,140	67,800	61,470	55,140	48,800	258,500	
818,000	821,000	93,680	87,340	81,010	74,680	68,340	62,010	55,680	49,340	260,100	
821,000	824,000	94,220	87,880	81,550	75,220	68,880	62,550	56,220	49,880	261,600	
824,000	827,000	94,760	88,420	82,090	75,760	69,420	63,090	56,760	50,420	263,200	
827,000	830,000	95,300	88,960	82,630	76,300	69,960	63,630	57,300	50,960	264,800	
830,000円		95,570	89,230	82,900	76,570	70,230	63,900	57,570	51,230	266,300	
830,000円を超え 970,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の19%に相当する金額を加算した金額									266,300円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 830,000円を 超える金額の 47%に相当す る金額を加算 した金額
970,000円		122,170	115,830	109,500	103,170	96,830	90,500	84,170	77,830		
970,000円を超え 1,760,000円に満た ない金額		970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 970,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額									

(七)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上 未 満	税 額								税 額
1,760,000円	円 347,320	円 340,980	円 334,650	円 328,320	円 321,980	円 315,650	円 309,320	円 302,980	
1,760,000円を超え 2,810,000円に満たない金額	1,760,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,760,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
2,810,000円	円 746,320	円 739,980	円 733,650	円 727,320	円 720,980	円 714,650	円 708,320	円 701,980	
2,810,000円を超える金額	2,810,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,810,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに3,170円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに3,170円を上各欄によって求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに3,170円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに3,170円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表 (日額表) (第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 2,900	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,950	3,000	10	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,000	3,050	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,050	3,100	20	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,100	3,150	25	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,150	3,200	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,200	3,250	35	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,250	3,300	40	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,300	3,400	50	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,400	3,500	60	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,500	3,600	70	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,600	3,700	80	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,700	3,800	90	0	0	0	0	0	0	0	260	0
3,800	3,900	100	0	0	0	0	0	0	0	270	0
3,900	4,000	110	5	0	0	0	0	0	0	270	0
4,000	4,100	120	15	0	0	0	0	0	0	280	0
4,100	4,200	130	25	0	0	0	0	0	0	290	0
4,200	4,300	140	35	0	0	0	0	0	0	300	0
4,300	4,400	150	45	0	0	0	0	0	0	310	0
4,400	4,500	160	55	0	0	0	0	0	0	320	0
4,500	4,600	165	60	0	0	0	0	0	0	330	0
4,600	4,700	175	65	0	0	0	0	0	0	340	0
4,700	4,800	180	75	0	0	0	0	0	0	350	0
4,800	4,900	185	80	0	0	0	0	0	0	360	0
4,900	5,000	190	85	0	0	0	0	0	0	370	0
5,000	5,100	195	90	0	0	0	0	0	0	380	0
5,100	5,200	205	100	0	0	0	0	0	0	390	0
5,200	5,300	210	105	0	0	0	0	0	0	390	0
5,300	5,400	220	115	5	0	0	0	0	0	400	0
5,400	5,500	225	120	15	0	0	0	0	0	410	0
5,500	5,600	230	125	20	0	0	0	0	0	420	0
5,600	5,700	240	135	30	0	0	0	0	0	430	0
5,700	5,800	245	140	35	0	0	0	0	0	440	0
5,800	5,900	255	150	40	0	0	0	0	0	450	0
5,900	6,000	260	155	50	0	0	0	0	0	470	0
6,000	6,100	265	160	55	0	0	0	0	0	500	0
6,100	6,200	275	170	65	0	0	0	0	0	530	0
6,200	6,300	280	175	70	0	0	0	0	0	560	0
6,300	6,400	290	185	75	0	0	0	0	0	590	0
6,400	6,500	295	190	85	0	0	0	0	0	620	0
6,500	6,600	300	195	90	0	0	0	0	0	650	0
6,600	6,700	310	205	100	0	0	0	0	0	670	0
6,700	6,800	315	210	105	0	0	0	0	0	700	0
6,800	6,900	325	220	110	5	0	0	0	0	730	0
6,900	7,000	330	225	120	15	0	0	0	0	760	0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	335	230	125	20	0	0	0	0	790	0
7,100	7,200	345	240	135	30	0	0	0	0	820	0
7,200	7,300	350	245	140	35	0	0	0	0	840	0
7,300	7,400	360	255	145	40	0	0	0	0	870	0
7,400	7,500	365	260	155	50	0	0	0	0	900	0
7,500	7,600	370	265	160	55	0	0	0	0	940	0
7,600	7,700	380	275	170	65	0	0	0	0	970	0
7,700	7,800	385	280	175	70	0	0	0	0	1,000	0
7,800	7,900	395	290	180	75	0	0	0	0	1,040	0
7,900	8,000	400	295	190	85	0	0	0	0	1,070	0
8,000	8,100	405	300	195	90	0	0	0	0	1,100	0
8,100	8,200	415	310	205	100	0	0	0	0	1,130	0
8,200	8,300	420	315	210	105	0	0	0	0	1,170	0
8,300	8,400	430	325	215	110	5	0	0	0	1,200	0
8,400	8,500	435	330	225	120	15	0	0	0	1,230	0
8,500	8,600	440	335	230	125	20	0	0	0	1,270	0
8,600	8,700	450	345	240	135	25	0	0	0	1,300	0
8,700	8,800	455	350	245	140	35	0	0	0	1,330	0
8,800	8,900	465	360	250	145	40	0	0	0	1,370	0
8,900	9,000	470	365	260	155	50	0	0	0	1,400	0
9,000	9,100	475	370	265	160	55	0	0	0	1,430	0
9,100	9,200	485	380	275	170	60	0	0	0	1,460	0
9,200	9,300	490	385	280	175	70	0	0	0	1,500	0
9,300	9,400	500	395	285	180	75	0	0	0	1,530	6
9,400	9,500	505	400	295	190	85	0	0	0	1,560	13
9,500	9,600	510	405	300	195	90	0	0	0	1,600	20
9,600	9,700	520	415	310	205	95	0	0	0	1,630	27
9,700	9,800	525	420	315	210	105	0	0	0	1,660	34
9,800	9,900	535	430	320	215	110	5	0	0	1,690	41
9,900	10,000	540	435	330	225	120	10	0	0	1,710	48
10,000	10,100	550	440	335	230	125	20	0	0	1,730	55
10,100	10,200	555	450	345	240	135	30	0	0	1,760	62
10,200	10,300	565	460	355	245	140	35	0	0	1,780	69
10,300	10,400	570	465	360	255	150	45	0	0	1,800	76
10,400	10,500	580	475	370	265	160	50	0	0	1,820	83
10,500	10,600	590	480	375	270	165	60	0	0	1,840	90
10,600	10,700	595	490	385	280	175	70	0	0	1,860	97
10,700	10,800	605	500	395	285	180	75	0	0	1,880	104
10,800	10,900	610	505	400	295	190	85	0	0	1,900	111
10,900	11,000	620	515	410	305	200	90	0	0	1,920	118
11,000	11,100	630	520	415	310	205	100	0	0	1,940	125
11,100	11,200	635	530	425	320	215	110	0	0	1,970	132
11,200	11,300	645	540	435	325	220	115	10	0	1,990	139
11,300	11,400	650	545	440	335	230	125	20	0	2,010	146
11,400	11,500	660	555	450	345	240	130	25	0	2,040	153
11,500	11,600	670	560	455	350	245	140	35	0	2,060	160
11,600	11,700	675	570	465	360	255	150	40	0	2,080	167
11,700	11,800	685	580	475	365	260	155	50	0	2,110	174
11,800	11,900	690	585	480	375	270	165	60	0	2,130	181
11,900	12,000	700	595	490	385	280	170	65	0	2,150	188

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	710	600	495	390	285	180	75	0	2,180	195
12,100	12,200	715	610	505	400	295	190	80	0	2,200	202
12,200	12,300	725	620	515	405	300	195	90	0	2,220	209
12,300	12,400	730	625	520	415	310	205	100	0	2,240	216
12,400	12,500	740	635	530	425	320	210	105	0	2,260	223
12,500	12,600	750	640	535	430	325	220	115	10	2,280	230
12,600	12,700	755	650	545	440	335	230	120	15	2,310	237
12,700	12,800	765	660	555	445	340	235	130	25	2,330	244
12,800	12,900	770	665	560	455	350	245	140	35	2,350	251
12,900	13,000	780	675	570	465	360	250	145	40	2,370	258
13,000	13,100	790	680	575	470	365	260	155	50	2,400	265
13,100	13,200	795	690	585	480	375	270	160	55	2,440	272
13,200	13,300	805	700	595	485	380	275	170	65	2,490	279
13,300	13,400	810	705	600	495	390	285	180	75	2,530	286
13,400	13,500	820	715	610	505	400	290	185	80	2,570	293
13,500	13,600	830	720	615	510	405	300	195	90	2,620	300
13,600	13,700	835	730	625	520	415	310	200	95	2,660	307
13,700	13,800	845	740	635	525	420	315	210	105	2,710	315
13,800	13,900	850	745	640	535	430	325	220	115	2,750	323
13,900	14,000	860	755	650	545	440	330	225	120	2,790	331
14,000	14,100	870	760	655	550	445	340	235	130	2,840	339
14,100	14,200	875	770	665	560	455	350	240	135	2,880	347
14,200	14,300	885	780	675	565	460	355	250	145	2,930	355
14,300	14,400	890	785	680	575	470	365	260	155	2,970	363
14,400	14,500	900	795	690	585	480	370	265	160	3,020	371
14,500	14,600	910	800	695	590	485	380	275	170	3,060	379
14,600	14,700	915	810	705	600	495	390	280	175	3,100	387
14,700	14,800	930	820	715	605	500	395	290	185	3,150	395
14,800	14,900	945	825	720	615	510	405	300	195	3,190	403
14,900	15,000	965	835	730	625	520	410	305	200	3,240	411
15,000	15,100	980	840	735	630	525	420	315	210	3,280	419
15,100	15,200	995	850	745	640	535	430	320	215	3,330	427
15,200	15,300	1,010	860	755	645	540	435	330	225	3,370	435
15,300	15,400	1,025	865	760	655	550	445	340	235	3,410	443
15,400	15,500	1,045	875	770	665	560	450	345	240	3,460	451
15,500	15,600	1,060	880	775	670	565	460	355	250	3,500	459
15,600	15,700	1,075	890	785	680	575	470	360	255	3,550	467
15,700	15,800	1,090	900	795	685	580	475	370	265	3,590	475
15,800	15,900	1,105	905	800	695	590	485	380	275	3,640	483
15,900	16,000	1,125	915	810	705	600	490	385	280	3,680	491
16,000	16,100	1,140	930	815	710	605	500	395	290	3,720	499
16,100	16,200	1,155	945	825	720	615	510	400	295	3,770	507
16,200	16,300	1,170	960	835	725	620	515	410	305	3,810	515
16,300	16,400	1,185	975	840	735	630	525	420	315	3,860	523
16,400	16,500	1,205	990	850	745	640	530	425	320	3,900	531
16,500	16,600	1,220	1,010	855	750	645	540	435	330	3,950	539
16,600	16,700	1,235	1,025	865	760	655	550	440	335	3,990	547
16,700	16,800	1,250	1,040	875	765	660	555	450	345	4,030	555
16,800	16,900	1,265	1,055	880	775	670	565	460	355	4,080	563
16,900	17,000	1,285	1,070	890	785	680	570	465	360	4,120	571

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,300	1,090	895	790	685	580	475	370	4,170	579
17,100	17,200	1,315	1,105	905	800	695	590	480	375	4,210	587
17,200	17,300	1,330	1,120	915	805	700	595	490	385	4,260	595
17,300	17,400	1,345	1,135	925	815	710	605	500	395	4,300	603
17,400	17,500	1,365	1,150	940	825	720	610	505	400	4,340	611
17,500	17,600	1,380	1,170	955	830	725	620	515	410	4,390	619
17,600	17,700	1,395	1,185	975	840	735	630	520	415	4,430	627
17,700	17,800	1,410	1,200	990	845	740	635	530	425	4,480	635
17,800	17,900	1,425	1,215	1,005	855	750	645	540	435	4,520	643
17,900	18,000	1,445	1,230	1,020	865	760	650	545	440	4,560	651
18,000	18,100	1,460	1,250	1,035	870	765	660	555	450	4,610	659
18,100	18,200	1,475	1,265	1,055	880	775	670	560	455	4,650	667
18,200	18,300	1,490	1,280	1,070	885	780	675	570	465	4,700	675
18,300	18,400	1,510	1,295	1,085	895	790	685	580	475	4,740	683
18,400	18,500	1,525	1,315	1,105	905	800	695	585	480	4,790	691
18,500	18,600	1,545	1,330	1,120	915	810	700	595	490	4,830	699
18,600	18,700	1,560	1,350	1,140	930	815	710	605	500	4,870	707
18,700	18,800	1,580	1,370	1,155	945	825	720	615	510	4,920	715
18,800	18,900	1,600	1,385	1,175	965	835	730	625	520	4,960	723
18,900	19,000	1,615	1,405	1,195	980	845	740	630	525	5,000	731
19,000	19,100	1,635	1,420	1,210	1,000	855	745	640	535	5,040	739
19,100	19,200	1,650	1,440	1,230	1,020	860	755	650	545	5,090	747
19,200	19,300	1,670	1,460	1,245	1,035	870	765	660	555	5,130	755
19,300	19,400	1,690	1,475	1,265	1,055	880	775	670	565	5,170	763
19,400	19,500	1,705	1,495	1,285	1,070	890	785	675	570	5,220	771
19,500	19,600	1,725	1,510	1,300	1,090	900	790	685	580	5,260	779
19,600	19,700	1,740	1,530	1,320	1,110	905	800	695	590	5,300	787
19,700	19,800	1,760	1,550	1,335	1,125	915	810	705	600	5,340	795
19,800	19,900	1,780	1,565	1,355	1,145	935	820	715	610	5,390	803
19,900	20,000	1,795	1,585	1,375	1,160	950	830	720	615	5,430	811
20,000	20,100	1,815	1,600	1,390	1,180	970	835	730	625	5,470	819
20,100	20,200	1,830	1,620	1,410	1,200	985	845	740	635	5,520	827
20,200	20,300	1,850	1,640	1,425	1,215	1,005	855	750	645	5,560	835
20,300	20,400	1,870	1,655	1,445	1,235	1,025	865	760	655	5,600	843
20,400	20,500	1,885	1,675	1,465	1,250	1,040	875	765	660	5,640	851
20,500	20,600	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	880	775	670	5,690	859
20,600	20,700	1,920	1,710	1,500	1,290	1,075	890	785	680	5,730	867
20,700	20,800	1,940	1,730	1,515	1,305	1,095	900	795	690	5,770	875
20,800	20,900	1,960	1,745	1,535	1,325	1,115	910	805	700	5,810	883
20,900	21,000	1,975	1,765	1,555	1,340	1,130	920	810	705	5,860	891
21,000	21,100	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	940	820	715	5,900	899
21,100	21,200	2,010	1,800	1,590	1,380	1,165	955	830	725	5,940	907
21,200	21,300	2,030	1,820	1,605	1,395	1,185	975	840	735	5,990	915
21,300	21,400	2,050	1,835	1,625	1,415	1,205	990	850	745	6,030	923
21,400	21,500	2,065	1,855	1,645	1,430	1,220	1,010	855	750	6,070	931
21,500	21,600	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,030	865	760	6,110	939
21,600	21,700	2,100	1,890	1,680	1,470	1,255	1,045	875	770	6,160	947
21,700	21,800	2,120	1,910	1,695	1,485	1,275	1,065	885	780	6,190	955
21,800	21,900	2,140	1,925	1,715	1,505	1,295	1,080	895	790	6,210	963
21,900	22,000	2,155	1,945	1,735	1,520	1,310	1,100	900	795	6,240	971

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,120	910	805	6,270	979
22,100	22,200	2,190	1,980	1,770	1,560	1,345	1,135	925	815	6,300	987
22,200	22,300	2,210	2,000	1,785	1,575	1,365	1,155	940	825	6,330	995
22,300	22,400	2,230	2,015	1,805	1,595	1,385	1,170	960	835	6,360	1,003
22,400	22,500	2,245	2,035	1,825	1,610	1,400	1,190	980	840	6,380	1,011
22,500	22,600	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,210	995	850	6,410	1,019
22,600	22,700	2,280	2,070	1,860	1,650	1,435	1,225	1,015	860	6,440	1,027
22,700	22,800	2,300	2,090	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	870	6,470	1,035
22,800	22,900	2,320	2,105	1,895	1,685	1,475	1,260	1,050	880	6,500	1,043
22,900	23,000	2,335	2,125	1,915	1,700	1,490	1,280	1,070	885	6,530	1,051
23,000	23,100	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,300	1,085	895	6,560	1,059
23,100	23,200	2,370	2,160	1,950	1,740	1,525	1,315	1,105	905	6,580	1,067
23,200	23,300	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	915	6,610	1,075
23,300	23,400	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	1,350	1,140	930	6,640	1,083
23,400	23,500	2,425	2,215	2,005	1,790	1,580	1,370	1,160	945	6,670	1,091
23,500	23,600	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,390	1,175	965	6,700	1,099
23,600	23,700	2,460	2,250	2,040	1,830	1,615	1,405	1,195	985	6,750	1,107
23,700	23,800	2,480	2,270	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	6,810	1,115
23,800	23,900	2,500	2,285	2,075	1,865	1,655	1,440	1,230	1,020	6,860	1,123
23,900	24,000	2,515	2,305	2,095	1,880	1,670	1,460	1,250	1,035	6,910	1,131
24,000	24,100	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,480	1,265	1,055	6,960	1,139
24,100	24,200	2,550	2,340	2,130	1,920	1,705	1,495	1,285	1,075	7,020	1,147
24,200	24,300	2,570	2,360	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	7,070	1,155
24,300	24,400	2,590	2,375	2,165	1,955	1,745	1,530	1,320	1,110	7,120	1,163
24,400	24,500	2,605	2,395	2,185	1,970	1,760	1,550	1,340	1,125	7,170	1,171
24,500	24,600	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,570	1,355	1,145	7,220	1,179
24,600	24,700	2,640	2,430	2,220	2,010	1,795	1,585	1,375	1,165	7,280	1,187
24,700	24,800	2,660	2,450	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	7,330	1,195
24,800	24,900	2,680	2,465	2,255	2,045	1,835	1,620	1,410	1,200	7,380	1,203
24,900	25,000	2,695	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	1,430	1,215	7,430	1,211
25,000	25,100	2,715	2,500	2,290	2,080	1,870	1,660	1,445	1,235	7,490	1,219
25,100	25,200	2,730	2,520	2,310	2,100	1,885	1,675	1,465	1,255	7,540	1,228
25,200	25,300	2,750	2,540	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	7,590	1,237
25,300	25,400	2,770	2,555	2,345	2,135	1,925	1,710	1,500	1,290	7,640	1,246
25,400	25,500	2,785	2,575	2,365	2,150	1,940	1,730	1,520	1,305	7,690	1,260
25,500	25,600	2,805	2,590	2,380	2,170	1,960	1,750	1,535	1,325	7,750	1,278
25,600	25,700	2,820	2,610	2,400	2,190	1,975	1,765	1,555	1,345	7,800	1,296
25,700	25,800	2,840	2,630	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	7,850	1,314
25,800	25,900	2,860	2,645	2,435	2,225	2,015	1,800	1,590	1,380	7,900	1,332
25,900	26,000	2,875	2,665	2,455	2,240	2,030	1,820	1,610	1,395	7,960	1,350
26,000	26,100	2,895	2,680	2,470	2,260	2,050	1,840	1,625	1,415	8,010	1,368
26,100	26,200	2,910	2,700	2,490	2,280	2,065	1,855	1,645	1,435	8,060	1,386
26,200	26,300	2,930	2,720	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	8,110	1,404
26,300	26,400	2,950	2,735	2,525	2,315	2,105	1,890	1,680	1,470	8,160	1,422
26,400	26,500	2,965	2,755	2,545	2,330	2,120	1,910	1,700	1,485	8,220	1,440
26,500	26,600	2,985	2,770	2,560	2,350	2,140	1,930	1,715	1,505	8,270	1,458
26,600	26,700	3,000	2,790	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	1,525	8,320	1,476
26,700	26,800	3,020	2,810	2,595	2,385	2,175	1,965	1,750	1,540	8,370	1,494
26,800	26,900	3,040	2,825	2,615	2,405	2,195	1,980	1,770	1,560	8,430	1,512
26,900	27,000	3,055	2,845	2,635	2,420	2,210	2,000	1,790	1,575	8,480	1,530

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	3,075	2,860	2,650	2,440	2,230	2,020	1,805	1,595	8,530	1,548
27,100	27,200	3,090	2,880	2,670	2,460	2,245	2,035	1,825	1,615	8,580	1,566
27,200	27,300	3,110	2,900	2,685	2,475	2,265	2,055	1,840	1,630	8,630	1,584
27,300	27,400	3,130	2,915	2,705	2,495	2,285	2,070	1,860	1,650	8,690	1,602
27,400	27,500	3,145	2,935	2,725	2,510	2,300	2,090	1,880	1,665	8,740	1,620
27,500	27,600	3,165	2,950	2,740	2,530	2,320	2,110	1,895	1,685	8,790	1,638
27,600	27,700	3,180	2,970	2,760	2,550	2,335	2,125	1,915	1,705	8,840	1,656
27,700	27,800	3,200	2,990	2,775	2,565	2,355	2,145	1,930	1,720	8,900	1,674
27,800円		3,210	3,000	2,785	2,575	2,365	2,155	1,940	1,730	8,950	1,692
27,800円を超え 32,500円に満た ない金額		27,800円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の19%に相当する金額を加算した金額								8,950円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額	1,692円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
32,500円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		4,105	3,895	3,680	3,470	3,260	3,050	2,835	2,625		2,538
32,500円を超え 58,500円に満た ない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								2,538円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額	
58,500円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		11,515	11,305	11,090	10,880	10,670	10,460	10,245	10,035		8,258
58,500円を超え 94,000円に満た ない金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								8,258円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額	
94,000円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		25,005	24,795	24,580	24,370	24,160	23,950	23,735	23,525		18,198
94,000円を超え る金額		94,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								18,198円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額	

(七)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに105円を控除した金額										従たる給与 等について の扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等 1人ごとに 105円を、上 の各欄によ つて求めた 税額から控 除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに105円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することにより1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に就き、扶養親族等1人ごとに105円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
190	千円未満	223	千円未満	253	千円未満	284	千円未満				
190	210	223	243	253	275	284	308				
210	230	243	266	275	301	308	337				
230	300	266	300	301	333	337	372				
300	441	300	465	333	488	372	512				
441	470	465	496	488	521	512	546	277	千円未満		
470	504	496	531	521	559	546	588				
504	543	531	574	559	604	588	632				
543	592	574	622	604	652	632	683				
592	807	622	829	652	853	683	877				
807	860	829	886	853	911	877	937	277		506	
860	923	886	950	911	978	937	1,006				
923	996	950	1,026	978	1,056	1,006	1,086				
996	1,081	1,026	1,114	1,056	1,146	1,086	1,179				
1,081	1,402	1,114	1,427	1,146	1,451	1,179	1,476				
1,402	1,500	1,427	1,526	1,451	1,552	1,476	1,579	506		563	
1,500	1,674	1,526	1,703	1,552	1,733	1,579	1,762				
1,674	1,894	1,703	1,928	1,733	1,961	1,762	1,994				
1,894	2,293	1,928	2,319	1,961	2,345	1,994	2,371	563		894	
2,293	2,555	2,319	2,584	2,345	2,612	2,371	2,641				
2,555	2,884	2,584	2,916	2,612	2,949	2,641	2,981				
2,884 千円以上		2,916 千円以上		2,949 千円以上		2,981 千円以上		894 千円以上			

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

額料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると
告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算
にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給
らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (第百八十六条関係)

賞 金 乗 ず 率	の に べ き 率	甲 族											
		扶 養 親 族											
		0 人		1 人		2 人		3 人					
		前 月 の 社 会 保 険 料 控											
		以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	%	千円 64	千円未満	千円 88	千円未満	千円 121	千円未満	千円 155	千円未満	千円 171	千円未満	千円 191	千円未満
2		64	68	88	94	121	133	155	171	191	207	223	239
4		68	73	94	105	133	148	171	191	207	223	239	255
6		73	79	105	300	148	300	191	300	207	300	239	300
8		79	85	300	365	300	393	300	417	417	445	445	477
10		85	363	365	394	393	420	417	445	445	477	477	513
12		363	395	394	422	420	450	445	477	477	513	513	557
14		395	426	422	455	450	484	477	513	513	557	557	593
16		426	550	455	550	484	550	513	557	557	593	593	629
18		550	716	550	739	550	762	557	593	593	629	629	665
20		716	762	739	786	762	810	784	834	834	895	895	931
22		762	813	786	839	810	867	834	895	895	931	931	967
24		813	875	839	905	867	935	895	966	966	1,048	1,048	1,084
26		875	951	905	983	935	1,016	966	1,048	1,048	1,130	1,130	1,166
28		951	1,303	983	1,328	1,016	1,353	1,048	1,377	1,377	1,459	1,459	1,495
30		1,303	1,394	1,328	1,420	1,353	1,447	1,377	1,473	1,473	1,555	1,555	1,591
32		1,394	1,556	1,420	1,586	1,447	1,615	1,473	1,644	1,644	1,726	1,726	1,762
35		1,556	1,761	1,586	1,794	1,615	1,828	1,644	1,861	1,861	1,943	1,943	1,979
38		1,761	2,189	1,794	2,215	1,828	2,241	1,861	2,267	2,267	2,349	2,349	2,385
41		2,189	2,439	2,215	2,468	2,241	2,497	2,267	2,526	2,526	2,608	2,608	2,644
44		2,439	2,753	2,468	2,786	2,497	2,818	2,526	2,851	2,851	2,933	2,933	2,969
47		2,753	千円以上	2,786	千円以上	2,818	千円以上	2,851	千円以上	2,851	千円以上	2,851	千円以上

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、例に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等 (賞与を除く。以下この表において同じ。) の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項 (給与所得者の扶養控除等申した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者 (従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による。により税額を計算する。

(四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(第二十八条、第百九十条関係)

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
651,000	円未満	0	1,772,000	1,776,000	1,063,200	1,972,000	1,976,000	1,200,400
			1,776,000	1,780,000	1,065,600	1,976,000	1,980,000	1,203,200
			1,780,000	1,784,000	1,068,000	1,980,000	1,984,000	1,206,000
			1,784,000	1,788,000	1,070,400	1,984,000	1,988,000	1,208,800
			1,788,000	1,792,000	1,072,800	1,988,000	1,992,000	1,211,600
651,000	1,619,000	給与等の金額から 650,000円を 控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,075,200	1,992,000	1,996,000	1,214,400
			1,796,000	1,800,000	1,077,600	1,996,000	2,000,000	1,217,200
			1,800,000	1,804,000	1,080,000	2,000,000	2,004,000	1,220,000
			1,804,000	1,808,000	1,082,800	2,004,000	2,008,000	1,222,800
			1,808,000	1,812,000	1,085,600	2,008,000	2,012,000	1,225,600
1,619,000	1,620,000	969,000	1,812,000	1,816,000	1,088,400	2,012,000	2,016,000	1,228,400
1,620,000	1,622,000	970,000	1,816,000	1,820,000	1,091,200	2,016,000	2,020,000	1,231,200
1,622,000	1,624,000	972,000	1,820,000	1,824,000	1,094,000	2,020,000	2,024,000	1,234,000
1,624,000	1,628,000	974,000	1,824,000	1,828,000	1,096,800	2,024,000	2,028,000	1,236,800
1,628,000	1,632,000	976,800	1,828,000	1,832,000	1,099,600	2,028,000	2,032,000	1,239,600
1,632,000	1,636,000	979,200	1,832,000	1,836,000	1,102,400	2,032,000	2,036,000	1,242,400
1,636,000	1,640,000	981,600	1,836,000	1,840,000	1,105,200	2,036,000	2,040,000	1,245,200
1,640,000	1,644,000	984,000	1,840,000	1,844,000	1,108,000	2,040,000	2,044,000	1,248,000
1,644,000	1,648,000	986,400	1,844,000	1,848,000	1,110,800	2,044,000	2,048,000	1,250,800
1,648,000	1,652,000	988,800	1,848,000	1,852,000	1,113,600	2,048,000	2,052,000	1,253,600
1,652,000	1,656,000	991,200	1,852,000	1,856,000	1,116,400	2,052,000	2,056,000	1,256,400
1,656,000	1,660,000	993,600	1,856,000	1,860,000	1,119,200	2,056,000	2,060,000	1,259,200
1,660,000	1,664,000	996,000	1,860,000	1,864,000	1,122,000	2,060,000	2,064,000	1,262,000
1,664,000	1,668,000	998,400	1,864,000	1,868,000	1,124,800	2,064,000	2,068,000	1,264,800
1,668,000	1,672,000	1,000,800	1,868,000	1,872,000	1,127,600	2,068,000	2,072,000	1,267,600
1,672,000	1,676,000	1,003,200	1,872,000	1,876,000	1,130,400	2,072,000	2,076,000	1,270,400
1,676,000	1,680,000	1,005,600	1,876,000	1,880,000	1,133,200	2,076,000	2,080,000	1,273,200
1,680,000	1,684,000	1,008,000	1,880,000	1,884,000	1,136,000	2,080,000	2,084,000	1,276,000
1,684,000	1,688,000	1,010,400	1,884,000	1,888,000	1,138,800	2,084,000	2,088,000	1,278,800
1,688,000	1,692,000	1,012,800	1,888,000	1,892,000	1,141,600	2,088,000	2,092,000	1,281,600
1,692,000	1,696,000	1,015,200	1,892,000	1,896,000	1,144,400	2,092,000	2,096,000	1,284,400
1,696,000	1,700,000	1,017,600	1,896,000	1,900,000	1,147,200	2,096,000	2,100,000	1,287,200
1,700,000	1,704,000	1,020,000	1,900,000	1,904,000	1,150,000	2,100,000	2,104,000	1,290,000
1,704,000	1,708,000	1,022,400	1,904,000	1,908,000	1,152,800	2,104,000	2,108,000	1,292,800
1,708,000	1,712,000	1,024,800	1,908,000	1,912,000	1,155,600	2,108,000	2,112,000	1,295,600
1,712,000	1,716,000	1,027,200	1,912,000	1,916,000	1,158,400	2,112,000	2,116,000	1,298,400
1,716,000	1,720,000	1,029,600	1,916,000	1,920,000	1,161,200	2,116,000	2,120,000	1,301,200
1,720,000	1,724,000	1,032,000	1,920,000	1,924,000	1,164,000	2,120,000	2,124,000	1,304,000
1,724,000	1,728,000	1,034,400	1,924,000	1,928,000	1,166,800	2,124,000	2,128,000	1,306,800
1,728,000	1,732,000	1,036,800	1,928,000	1,932,000	1,169,600	2,128,000	2,132,000	1,309,600
1,732,000	1,736,000	1,039,200	1,932,000	1,936,000	1,172,400	2,132,000	2,136,000	1,312,400
1,736,000	1,740,000	1,041,600	1,936,000	1,940,000	1,175,200	2,136,000	2,140,000	1,315,200
1,740,000	1,744,000	1,044,000	1,940,000	1,944,000	1,178,000	2,140,000	2,144,000	1,318,000
1,744,000	1,748,000	1,046,400	1,944,000	1,948,000	1,180,800	2,144,000	2,148,000	1,320,800
1,748,000	1,752,000	1,048,800	1,948,000	1,952,000	1,183,600	2,148,000	2,152,000	1,323,600
1,752,000	1,756,000	1,051,200	1,952,000	1,956,000	1,186,400	2,152,000	2,156,000	1,326,400
1,756,000	1,760,000	1,053,600	1,956,000	1,960,000	1,189,200	2,156,000	2,160,000	1,329,200
1,760,000	1,764,000	1,056,000	1,960,000	1,964,000	1,192,000	2,160,000	2,164,000	1,332,000
1,764,000	1,768,000	1,058,400	1,964,000	1,968,000	1,194,800	2,164,000	2,168,000	1,334,800
1,768,000	1,772,000	1,060,800	1,968,000	1,972,000	1,197,600	2,168,000	2,172,000	1,337,600

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,340,400	2,372,000	2,376,000	1,480,400	2,572,000	2,576,000	1,620,400
2,176,000	2,180,000	1,343,200	2,376,000	2,380,000	1,483,200	2,576,000	2,580,000	1,623,200
2,180,000	2,184,000	1,346,000	2,380,000	2,384,000	1,486,000	2,580,000	2,584,000	1,626,000
2,184,000	2,188,000	1,348,800	2,384,000	2,388,000	1,488,800	2,584,000	2,588,000	1,628,800
2,188,000	2,192,000	1,351,600	2,388,000	2,392,000	1,491,600	2,588,000	2,592,000	1,631,600
2,192,000	2,196,000	1,354,400	2,392,000	2,396,000	1,494,400	2,592,000	2,596,000	1,634,400
2,196,000	2,200,000	1,357,200	2,396,000	2,400,000	1,497,200	2,596,000	2,600,000	1,637,200
2,200,000	2,204,000	1,360,000	2,400,000	2,404,000	1,500,000	2,600,000	2,604,000	1,640,000
2,204,000	2,208,000	1,362,800	2,404,000	2,408,000	1,502,800	2,604,000	2,608,000	1,642,800
2,208,000	2,212,000	1,365,600	2,408,000	2,412,000	1,505,600	2,608,000	2,612,000	1,645,600
2,212,000	2,216,000	1,368,400	2,412,000	2,416,000	1,508,400	2,612,000	2,616,000	1,648,400
2,216,000	2,220,000	1,371,200	2,416,000	2,420,000	1,511,200	2,616,000	2,620,000	1,651,200
2,220,000	2,224,000	1,374,000	2,420,000	2,424,000	1,514,000	2,620,000	2,624,000	1,654,000
2,224,000	2,228,000	1,376,800	2,424,000	2,428,000	1,516,800	2,624,000	2,628,000	1,656,800
2,228,000	2,232,000	1,379,600	2,428,000	2,432,000	1,519,600	2,628,000	2,632,000	1,659,600
2,232,000	2,236,000	1,382,400	2,432,000	2,436,000	1,522,400	2,632,000	2,636,000	1,662,400
2,236,000	2,240,000	1,385,200	2,436,000	2,440,000	1,525,200	2,636,000	2,640,000	1,665,200
2,240,000	2,244,000	1,388,000	2,440,000	2,444,000	1,528,000	2,640,000	2,644,000	1,668,000
2,244,000	2,248,000	1,390,800	2,444,000	2,448,000	1,530,800	2,644,000	2,648,000	1,670,800
2,248,000	2,252,000	1,393,600	2,448,000	2,452,000	1,533,600	2,648,000	2,652,000	1,673,600
2,252,000	2,256,000	1,396,400	2,452,000	2,456,000	1,536,400	2,652,000	2,656,000	1,676,400
2,256,000	2,260,000	1,399,200	2,456,000	2,460,000	1,539,200	2,656,000	2,660,000	1,679,200
2,260,000	2,264,000	1,402,000	2,460,000	2,464,000	1,542,000	2,660,000	2,664,000	1,682,000
2,264,000	2,268,000	1,404,800	2,464,000	2,468,000	1,544,800	2,664,000	2,668,000	1,684,800
2,268,000	2,272,000	1,407,600	2,468,000	2,472,000	1,547,600	2,668,000	2,672,000	1,687,600
2,272,000	2,276,000	1,410,400	2,472,000	2,476,000	1,550,400	2,672,000	2,676,000	1,690,400
2,276,000	2,280,000	1,413,200	2,476,000	2,480,000	1,553,200	2,676,000	2,680,000	1,693,200
2,280,000	2,284,000	1,416,000	2,480,000	2,484,000	1,556,000	2,680,000	2,684,000	1,696,000
2,284,000	2,288,000	1,418,800	2,484,000	2,488,000	1,558,800	2,684,000	2,688,000	1,698,800
2,288,000	2,292,000	1,421,600	2,488,000	2,492,000	1,561,600	2,688,000	2,692,000	1,701,600
2,292,000	2,296,000	1,424,400	2,492,000	2,496,000	1,564,400	2,692,000	2,696,000	1,704,400
2,296,000	2,300,000	1,427,200	2,496,000	2,500,000	1,567,200	2,696,000	2,700,000	1,707,200
2,300,000	2,304,000	1,430,000	2,500,000	2,504,000	1,570,000	2,700,000	2,704,000	1,710,000
2,304,000	2,308,000	1,432,800	2,504,000	2,508,000	1,572,800	2,704,000	2,708,000	1,712,800
2,308,000	2,312,000	1,435,600	2,508,000	2,512,000	1,575,600	2,708,000	2,712,000	1,715,600
2,312,000	2,316,000	1,438,400	2,512,000	2,516,000	1,578,400	2,712,000	2,716,000	1,718,400
2,316,000	2,320,000	1,441,200	2,516,000	2,520,000	1,581,200	2,716,000	2,720,000	1,721,200
2,320,000	2,324,000	1,444,000	2,520,000	2,524,000	1,584,000	2,720,000	2,724,000	1,724,000
2,324,000	2,328,000	1,446,800	2,524,000	2,528,000	1,586,800	2,724,000	2,728,000	1,726,800
2,328,000	2,332,000	1,449,600	2,528,000	2,532,000	1,589,600	2,728,000	2,732,000	1,729,600
2,332,000	2,336,000	1,452,400	2,532,000	2,536,000	1,592,400	2,732,000	2,736,000	1,732,400
2,336,000	2,340,000	1,455,200	2,536,000	2,540,000	1,595,200	2,736,000	2,740,000	1,735,200
2,340,000	2,344,000	1,458,000	2,540,000	2,544,000	1,598,000	2,740,000	2,744,000	1,738,000
2,344,000	2,348,000	1,460,800	2,544,000	2,548,000	1,600,800	2,744,000	2,748,000	1,740,800
2,348,000	2,352,000	1,463,600	2,548,000	2,552,000	1,603,600	2,748,000	2,752,000	1,743,600
2,352,000	2,356,000	1,466,400	2,552,000	2,556,000	1,606,400	2,752,000	2,756,000	1,746,400
2,356,000	2,360,000	1,469,200	2,556,000	2,560,000	1,609,200	2,756,000	2,760,000	1,749,200
2,360,000	2,364,000	1,472,000	2,560,000	2,564,000	1,612,000	2,760,000	2,764,000	1,752,000
2,364,000	2,368,000	1,474,800	2,564,000	2,568,000	1,614,800	2,764,000	2,768,000	1,754,800
2,368,000	2,372,000	1,477,600	2,568,000	2,572,000	1,617,600	2,768,000	2,772,000	1,757,600

(三)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,772,000	2,776,000	1,760,400	2,972,000	2,976,000	1,900,400	3,172,000	3,176,000	2,040,400
2,776,000	2,780,000	1,763,200	2,976,000	2,980,000	1,903,200	3,176,000	3,180,000	2,043,200
2,780,000	2,784,000	1,766,000	2,980,000	2,984,000	1,906,000	3,180,000	3,184,000	2,046,000
2,784,000	2,788,000	1,768,800	2,984,000	2,988,000	1,908,800	3,184,000	3,188,000	2,048,800
2,788,000	2,792,000	1,771,600	2,988,000	2,992,000	1,911,600	3,188,000	3,192,000	2,051,600
2,792,000	2,796,000	1,774,400	2,992,000	2,996,000	1,914,400	3,192,000	3,196,000	2,054,400
2,796,000	2,800,000	1,777,200	2,996,000	3,000,000	1,917,200	3,196,000	3,200,000	2,057,200
2,800,000	2,804,000	1,780,000	3,000,000	3,004,000	1,920,000	3,200,000	3,204,000	2,060,000
2,804,000	2,808,000	1,782,800	3,004,000	3,008,000	1,922,800	3,204,000	3,208,000	2,062,800
2,808,000	2,812,000	1,785,600	3,008,000	3,012,000	1,925,600	3,208,000	3,212,000	2,065,600
2,812,000	2,816,000	1,788,400	3,012,000	3,016,000	1,928,400	3,212,000	3,216,000	2,068,400
2,816,000	2,820,000	1,791,200	3,016,000	3,020,000	1,931,200	3,216,000	3,220,000	2,071,200
2,820,000	2,824,000	1,794,000	3,020,000	3,024,000	1,934,000	3,220,000	3,224,000	2,074,000
2,824,000	2,828,000	1,796,800	3,024,000	3,028,000	1,936,800	3,224,000	3,228,000	2,076,800
2,828,000	2,832,000	1,799,600	3,028,000	3,032,000	1,939,600	3,228,000	3,232,000	2,079,600
2,832,000	2,836,000	1,802,400	3,032,000	3,036,000	1,942,400	3,232,000	3,236,000	2,082,400
2,836,000	2,840,000	1,805,200	3,036,000	3,040,000	1,945,200	3,236,000	3,240,000	2,085,200
2,840,000	2,844,000	1,808,000	3,040,000	3,044,000	1,948,000	3,240,000	3,244,000	2,088,000
2,844,000	2,848,000	1,810,800	3,044,000	3,048,000	1,950,800	3,244,000	3,248,000	2,090,800
2,848,000	2,852,000	1,813,600	3,048,000	3,052,000	1,953,600	3,248,000	3,252,000	2,093,600
2,852,000	2,856,000	1,816,400	3,052,000	3,056,000	1,956,400	3,252,000	3,256,000	2,096,400
2,856,000	2,860,000	1,819,200	3,056,000	3,060,000	1,959,200	3,256,000	3,260,000	2,099,200
2,860,000	2,864,000	1,822,000	3,060,000	3,064,000	1,962,000	3,260,000	3,264,000	2,102,000
2,864,000	2,868,000	1,824,800	3,064,000	3,068,000	1,964,800	3,264,000	3,268,000	2,104,800
2,868,000	2,872,000	1,827,600	3,068,000	3,072,000	1,967,600	3,268,000	3,272,000	2,107,600
2,872,000	2,876,000	1,830,400	3,072,000	3,076,000	1,970,400	3,272,000	3,276,000	2,110,400
2,876,000	2,880,000	1,833,200	3,076,000	3,080,000	1,973,200	3,276,000	3,280,000	2,113,200
2,880,000	2,884,000	1,836,000	3,080,000	3,084,000	1,976,000	3,280,000	3,284,000	2,116,000
2,884,000	2,888,000	1,838,800	3,084,000	3,088,000	1,978,800	3,284,000	3,288,000	2,118,800
2,888,000	2,892,000	1,841,600	3,088,000	3,092,000	1,981,600	3,288,000	3,292,000	2,121,600
2,892,000	2,896,000	1,844,400	3,092,000	3,096,000	1,984,400	3,292,000	3,296,000	2,124,400
2,896,000	2,900,000	1,847,200	3,096,000	3,100,000	1,987,200	3,296,000	3,300,000	2,127,200
2,900,000	2,904,000	1,850,000	3,100,000	3,104,000	1,990,000	3,300,000	3,304,000	2,130,000
2,904,000	2,908,000	1,852,800	3,104,000	3,108,000	1,992,800	3,304,000	3,308,000	2,132,800
2,908,000	2,912,000	1,855,600	3,108,000	3,112,000	1,995,600	3,308,000	3,312,000	2,135,600
2,912,000	2,916,000	1,858,400	3,112,000	3,116,000	1,998,400	3,312,000	3,316,000	2,138,400
2,916,000	2,920,000	1,861,200	3,116,000	3,120,000	2,001,200	3,316,000	3,320,000	2,141,200
2,920,000	2,924,000	1,864,000	3,120,000	3,124,000	2,004,000	3,320,000	3,324,000	2,144,000
2,924,000	2,928,000	1,866,800	3,124,000	3,128,000	2,006,800	3,324,000	3,328,000	2,146,800
2,928,000	2,932,000	1,869,600	3,128,000	3,132,000	2,009,600	3,328,000	3,332,000	2,149,600
2,932,000	2,936,000	1,872,400	3,132,000	3,136,000	2,012,400	3,332,000	3,336,000	2,152,400
2,936,000	2,940,000	1,875,200	3,136,000	3,140,000	2,015,200	3,336,000	3,340,000	2,155,200
2,940,000	2,944,000	1,878,000	3,140,000	3,144,000	2,018,000	3,340,000	3,344,000	2,158,000
2,944,000	2,948,000	1,880,800	3,144,000	3,148,000	2,020,800	3,344,000	3,348,000	2,160,800
2,948,000	2,952,000	1,883,600	3,148,000	3,152,000	2,023,600	3,348,000	3,352,000	2,163,600
2,952,000	2,956,000	1,886,400	3,152,000	3,156,000	2,026,400	3,352,000	3,356,000	2,166,400
2,956,000	2,960,000	1,889,200	3,156,000	3,160,000	2,029,200	3,356,000	3,360,000	2,169,200
2,960,000	2,964,000	1,892,000	3,160,000	3,164,000	2,032,000	3,360,000	3,364,000	2,172,000
2,964,000	2,968,000	1,894,800	3,164,000	3,168,000	2,034,800	3,364,000	3,368,000	2,174,800
2,968,000	2,972,000	1,897,600	3,168,000	3,172,000	2,037,600	3,368,000	3,372,000	2,177,600

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,372,000	3,376,000	2,180,400	3,572,000	3,576,000	2,320,400	3,772,000	3,776,000	2,477,600
3,376,000	3,380,000	2,183,200	3,576,000	3,580,000	2,323,200	3,776,000	3,780,000	2,480,800
3,380,000	3,384,000	2,186,000	3,580,000	3,584,000	2,326,000	3,780,000	3,784,000	2,484,000
3,384,000	3,388,000	2,188,800	3,584,000	3,588,000	2,328,800	3,784,000	3,788,000	2,487,200
3,388,000	3,392,000	2,191,600	3,588,000	3,592,000	2,331,600	3,788,000	3,792,000	2,490,400
3,392,000	3,396,000	2,194,400	3,592,000	3,596,000	2,334,400	3,792,000	3,796,000	2,493,600
3,396,000	3,400,000	2,197,200	3,596,000	3,600,000	2,337,200	3,796,000	3,800,000	2,496,800
3,400,000	3,404,000	2,200,000	3,600,000	3,604,000	2,340,000	3,800,000	3,804,000	2,500,000
3,404,000	3,408,000	2,202,800	3,604,000	3,608,000	2,343,200	3,804,000	3,808,000	2,503,200
3,408,000	3,412,000	2,205,600	3,608,000	3,612,000	2,346,400	3,808,000	3,812,000	2,506,400
3,412,000	3,416,000	2,208,400	3,612,000	3,616,000	2,349,600	3,812,000	3,816,000	2,509,600
3,416,000	3,420,000	2,211,200	3,616,000	3,620,000	2,352,800	3,816,000	3,820,000	2,512,800
3,420,000	3,424,000	2,214,000	3,620,000	3,624,000	2,356,000	3,820,000	3,824,000	2,516,000
3,424,000	3,428,000	2,216,800	3,624,000	3,628,000	2,359,200	3,824,000	3,828,000	2,519,200
3,428,000	3,432,000	2,219,600	3,628,000	3,632,000	2,362,400	3,828,000	3,832,000	2,522,400
3,432,000	3,436,000	2,222,400	3,632,000	3,636,000	2,365,600	3,832,000	3,836,000	2,525,600
3,436,000	3,440,000	2,225,200	3,636,000	3,640,000	2,368,800	3,836,000	3,840,000	2,528,800
3,440,000	3,444,000	2,228,000	3,640,000	3,644,000	2,372,000	3,840,000	3,844,000	2,532,000
3,444,000	3,448,000	2,230,800	3,644,000	3,648,000	2,375,200	3,844,000	3,848,000	2,535,200
3,448,000	3,452,000	2,233,600	3,648,000	3,652,000	2,378,400	3,848,000	3,852,000	2,538,400
3,452,000	3,456,000	2,236,400	3,652,000	3,656,000	2,381,600	3,852,000	3,856,000	2,541,600
3,456,000	3,460,000	2,239,200	3,656,000	3,660,000	2,384,800	3,856,000	3,860,000	2,544,800
3,460,000	3,464,000	2,242,000	3,660,000	3,664,000	2,388,000	3,860,000	3,864,000	2,548,000
3,464,000	3,468,000	2,244,800	3,664,000	3,668,000	2,391,200	3,864,000	3,868,000	2,551,200
3,468,000	3,472,000	2,247,600	3,668,000	3,672,000	2,394,400	3,868,000	3,872,000	2,554,400
3,472,000	3,476,000	2,250,400	3,672,000	3,676,000	2,397,600	3,872,000	3,876,000	2,557,600
3,476,000	3,480,000	2,253,200	3,676,000	3,680,000	2,400,800	3,876,000	3,880,000	2,560,800
3,480,000	3,484,000	2,256,000	3,680,000	3,684,000	2,404,000	3,880,000	3,884,000	2,564,000
3,484,000	3,488,000	2,258,800	3,684,000	3,688,000	2,407,200	3,884,000	3,888,000	2,567,200
3,488,000	3,492,000	2,261,600	3,688,000	3,692,000	2,410,400	3,888,000	3,892,000	2,570,400
3,492,000	3,496,000	2,264,400	3,692,000	3,696,000	2,413,600	3,892,000	3,896,000	2,573,600
3,496,000	3,500,000	2,267,200	3,696,000	3,700,000	2,416,800	3,896,000	3,900,000	2,576,800
3,500,000	3,504,000	2,270,000	3,700,000	3,704,000	2,420,000	3,900,000	3,904,000	2,580,000
3,504,000	3,508,000	2,272,800	3,704,000	3,708,000	2,423,200	3,904,000	3,908,000	2,583,200
3,508,000	3,512,000	2,275,600	3,708,000	3,712,000	2,426,400	3,908,000	3,912,000	2,586,400
3,512,000	3,516,000	2,278,400	3,712,000	3,716,000	2,429,600	3,912,000	3,916,000	2,589,600
3,516,000	3,520,000	2,281,200	3,716,000	3,720,000	2,432,800	3,916,000	3,920,000	2,592,800
3,520,000	3,524,000	2,284,000	3,720,000	3,724,000	2,436,000	3,920,000	3,924,000	2,596,000
3,524,000	3,528,000	2,286,800	3,724,000	3,728,000	2,439,200	3,924,000	3,928,000	2,599,200
3,528,000	3,532,000	2,289,600	3,728,000	3,732,000	2,442,400	3,928,000	3,932,000	2,602,400
3,532,000	3,536,000	2,292,400	3,732,000	3,736,000	2,445,600	3,932,000	3,936,000	2,605,600
3,536,000	3,540,000	2,295,200	3,736,000	3,740,000	2,448,800	3,936,000	3,940,000	2,608,800
3,540,000	3,544,000	2,298,000	3,740,000	3,744,000	2,452,000	3,940,000	3,944,000	2,612,000
3,544,000	3,548,000	2,300,800	3,744,000	3,748,000	2,455,200	3,944,000	3,948,000	2,615,200
3,548,000	3,552,000	2,303,600	3,748,000	3,752,000	2,458,400	3,948,000	3,952,000	2,618,400
3,552,000	3,556,000	2,306,400	3,752,000	3,756,000	2,461,600	3,952,000	3,956,000	2,621,600
3,556,000	3,560,000	2,309,200	3,756,000	3,760,000	2,464,800	3,956,000	3,960,000	2,624,800
3,560,000	3,564,000	2,312,000	3,760,000	3,764,000	2,468,000	3,960,000	3,964,000	2,628,000
3,564,000	3,568,000	2,314,800	3,764,000	3,768,000	2,471,200	3,964,000	3,968,000	2,631,200
3,568,000	3,572,000	2,317,600	3,768,000	3,772,000	2,474,400	3,968,000	3,972,000	2,634,400

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,637,600	4,172,000	4,176,000	2,797,600	4,372,000	4,376,000	2,957,600
3,976,000	3,980,000	2,640,800	4,176,000	4,180,000	2,800,800	4,376,000	4,380,000	2,960,800
3,980,000	3,984,000	2,644,000	4,180,000	4,184,000	2,804,000	4,380,000	4,384,000	2,964,000
3,984,000	3,988,000	2,647,200	4,184,000	4,188,000	2,807,200	4,384,000	4,388,000	2,967,200
3,988,000	3,992,000	2,650,400	4,188,000	4,192,000	2,810,400	4,388,000	4,392,000	2,970,400
3,992,000	3,996,000	2,653,600	4,192,000	4,196,000	2,813,600	4,392,000	4,396,000	2,973,600
3,996,000	4,000,000	2,656,800	4,196,000	4,200,000	2,816,800	4,396,000	4,400,000	2,976,800
4,000,000	4,004,000	2,660,000	4,200,000	4,204,000	2,820,000	4,400,000	4,404,000	2,980,000
4,004,000	4,008,000	2,663,200	4,204,000	4,208,000	2,823,200	4,404,000	4,408,000	2,983,200
4,008,000	4,012,000	2,666,400	4,208,000	4,212,000	2,826,400	4,408,000	4,412,000	2,986,400
4,012,000	4,016,000	2,669,600	4,212,000	4,216,000	2,829,600	4,412,000	4,416,000	2,989,600
4,016,000	4,020,000	2,672,800	4,216,000	4,220,000	2,832,800	4,416,000	4,420,000	2,992,800
4,020,000	4,024,000	2,676,000	4,220,000	4,224,000	2,836,000	4,420,000	4,424,000	2,996,000
4,024,000	4,028,000	2,679,200	4,224,000	4,228,000	2,839,200	4,424,000	4,428,000	2,999,200
4,028,000	4,032,000	2,682,400	4,228,000	4,232,000	2,842,400	4,428,000	4,432,000	3,002,400
4,032,000	4,036,000	2,685,600	4,232,000	4,236,000	2,845,600	4,432,000	4,436,000	3,005,600
4,036,000	4,040,000	2,688,800	4,236,000	4,240,000	2,848,800	4,436,000	4,440,000	3,008,800
4,040,000	4,044,000	2,692,000	4,240,000	4,244,000	2,852,000	4,440,000	4,444,000	3,012,000
4,044,000	4,048,000	2,695,200	4,244,000	4,248,000	2,855,200	4,444,000	4,448,000	3,015,200
4,048,000	4,052,000	2,698,400	4,248,000	4,252,000	2,858,400	4,448,000	4,452,000	3,018,400
4,052,000	4,056,000	2,701,600	4,252,000	4,256,000	2,861,600	4,452,000	4,456,000	3,021,600
4,056,000	4,060,000	2,704,800	4,256,000	4,260,000	2,864,800	4,456,000	4,460,000	3,024,800
4,060,000	4,064,000	2,708,000	4,260,000	4,264,000	2,868,000	4,460,000	4,464,000	3,028,000
4,064,000	4,068,000	2,711,200	4,264,000	4,268,000	2,871,200	4,464,000	4,468,000	3,031,200
4,068,000	4,072,000	2,714,400	4,268,000	4,272,000	2,874,400	4,468,000	4,472,000	3,034,400
4,072,000	4,076,000	2,717,600	4,272,000	4,276,000	2,877,600	4,472,000	4,476,000	3,037,600
4,076,000	4,080,000	2,720,800	4,276,000	4,280,000	2,880,800	4,476,000	4,480,000	3,040,800
4,080,000	4,084,000	2,724,000	4,280,000	4,284,000	2,884,000	4,480,000	4,484,000	3,044,000
4,084,000	4,088,000	2,727,200	4,284,000	4,288,000	2,887,200	4,484,000	4,488,000	3,047,200
4,088,000	4,092,000	2,730,400	4,288,000	4,292,000	2,890,400	4,488,000	4,492,000	3,050,400
4,092,000	4,096,000	2,733,600	4,292,000	4,296,000	2,893,600	4,492,000	4,496,000	3,053,600
4,096,000	4,100,000	2,736,800	4,296,000	4,300,000	2,896,800	4,496,000	4,500,000	3,056,800
4,100,000	4,104,000	2,740,000	4,300,000	4,304,000	2,900,000	4,500,000	4,504,000	3,060,000
4,104,000	4,108,000	2,743,200	4,304,000	4,308,000	2,903,200	4,504,000	4,508,000	3,063,200
4,108,000	4,112,000	2,746,400	4,308,000	4,312,000	2,906,400	4,508,000	4,512,000	3,066,400
4,112,000	4,116,000	2,749,600	4,312,000	4,316,000	2,909,600	4,512,000	4,516,000	3,069,600
4,116,000	4,120,000	2,752,800	4,316,000	4,320,000	2,912,800	4,516,000	4,520,000	3,072,800
4,120,000	4,124,000	2,756,000	4,320,000	4,324,000	2,916,000	4,520,000	4,524,000	3,076,000
4,124,000	4,128,000	2,759,200	4,324,000	4,328,000	2,919,200	4,524,000	4,528,000	3,079,200
4,128,000	4,132,000	2,762,400	4,328,000	4,332,000	2,922,400	4,528,000	4,532,000	3,082,400
4,132,000	4,136,000	2,765,600	4,332,000	4,336,000	2,925,600	4,532,000	4,536,000	3,085,600
4,136,000	4,140,000	2,768,800	4,336,000	4,340,000	2,928,800	4,536,000	4,540,000	3,088,800
4,140,000	4,144,000	2,772,000	4,340,000	4,344,000	2,932,000	4,540,000	4,544,000	3,092,000
4,144,000	4,148,000	2,775,200	4,344,000	4,348,000	2,935,200	4,544,000	4,548,000	3,095,200
4,148,000	4,152,000	2,778,400	4,348,000	4,352,000	2,938,400	4,548,000	4,552,000	3,098,400
4,152,000	4,156,000	2,781,600	4,352,000	4,356,000	2,941,600	4,552,000	4,556,000	3,101,600
4,156,000	4,160,000	2,784,800	4,356,000	4,360,000	2,944,800	4,556,000	4,560,000	3,104,800
4,160,000	4,164,000	2,788,000	4,360,000	4,364,000	2,948,000	4,560,000	4,564,000	3,108,000
4,164,000	4,168,000	2,791,200	4,364,000	4,368,000	2,951,200	4,564,000	4,568,000	3,111,200
4,168,000	4,172,000	2,794,400	4,368,000	4,372,000	2,954,400	4,568,000	4,572,000	3,114,400

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,117,600	4,772,000	4,776,000	3,277,600	4,972,000	4,976,000	3,437,600
4,576,000	4,580,000	3,120,800	4,776,000	4,780,000	3,280,800	4,976,000	4,980,000	3,440,800
4,580,000	4,584,000	3,124,000	4,780,000	4,784,000	3,284,000	4,980,000	4,984,000	3,444,000
4,584,000	4,588,000	3,127,200	4,784,000	4,788,000	3,287,200	4,984,000	4,988,000	3,447,200
4,588,000	4,592,000	3,130,400	4,788,000	4,792,000	3,290,400	4,988,000	4,992,000	3,450,400
4,592,000	4,596,000	3,133,600	4,792,000	4,796,000	3,293,600	4,992,000	4,996,000	3,453,600
4,596,000	4,600,000	3,136,800	4,796,000	4,800,000	3,296,800	4,996,000	5,000,000	3,456,800
4,600,000	4,604,000	3,140,000	4,800,000	4,804,000	3,300,000	5,000,000	5,004,000	3,460,000
4,604,000	4,608,000	3,143,200	4,804,000	4,808,000	3,303,200	5,004,000	5,008,000	3,463,200
4,608,000	4,612,000	3,146,400	4,808,000	4,812,000	3,306,400	5,008,000	5,012,000	3,466,400
4,612,000	4,616,000	3,149,600	4,812,000	4,816,000	3,309,600	5,012,000	5,016,000	3,469,600
4,616,000	4,620,000	3,152,800	4,816,000	4,820,000	3,312,800	5,016,000	5,020,000	3,472,800
4,620,000	4,624,000	3,156,000	4,820,000	4,824,000	3,316,000	5,020,000	5,024,000	3,476,000
4,624,000	4,628,000	3,159,200	4,824,000	4,828,000	3,319,200	5,024,000	5,028,000	3,479,200
4,628,000	4,632,000	3,162,400	4,828,000	4,832,000	3,322,400	5,028,000	5,032,000	3,482,400
4,632,000	4,636,000	3,165,600	4,832,000	4,836,000	3,325,600	5,032,000	5,036,000	3,485,600
4,636,000	4,640,000	3,168,800	4,836,000	4,840,000	3,328,800	5,036,000	5,040,000	3,488,800
4,640,000	4,644,000	3,172,000	4,840,000	4,844,000	3,332,000	5,040,000	5,044,000	3,492,000
4,644,000	4,648,000	3,175,200	4,844,000	4,848,000	3,335,200	5,044,000	5,048,000	3,495,200
4,648,000	4,652,000	3,178,400	4,848,000	4,852,000	3,338,400	5,048,000	5,052,000	3,498,400
4,652,000	4,656,000	3,181,600	4,852,000	4,856,000	3,341,600	5,052,000	5,056,000	3,501,600
4,656,000	4,660,000	3,184,800	4,856,000	4,860,000	3,344,800	5,056,000	5,060,000	3,504,800
4,660,000	4,664,000	3,188,000	4,860,000	4,864,000	3,348,000	5,060,000	5,064,000	3,508,000
4,664,000	4,668,000	3,191,200	4,864,000	4,868,000	3,351,200	5,064,000	5,068,000	3,511,200
4,668,000	4,672,000	3,194,400	4,868,000	4,872,000	3,354,400	5,068,000	5,072,000	3,514,400
4,672,000	4,676,000	3,197,600	4,872,000	4,876,000	3,357,600	5,072,000	5,076,000	3,517,600
4,676,000	4,680,000	3,200,800	4,876,000	4,880,000	3,360,800	5,076,000	5,080,000	3,520,800
4,680,000	4,684,000	3,204,000	4,880,000	4,884,000	3,364,000	5,080,000	5,084,000	3,524,000
4,684,000	4,688,000	3,207,200	4,884,000	4,888,000	3,367,200	5,084,000	5,088,000	3,527,200
4,688,000	4,692,000	3,210,400	4,888,000	4,892,000	3,370,400	5,088,000	5,092,000	3,530,400
4,692,000	4,696,000	3,213,600	4,892,000	4,896,000	3,373,600	5,092,000	5,096,000	3,533,600
4,696,000	4,700,000	3,216,800	4,896,000	4,900,000	3,376,800	5,096,000	5,100,000	3,536,800
4,700,000	4,704,000	3,220,000	4,900,000	4,904,000	3,380,000	5,100,000	5,104,000	3,540,000
4,704,000	4,708,000	3,223,200	4,904,000	4,908,000	3,383,200	5,104,000	5,108,000	3,543,200
4,708,000	4,712,000	3,226,400	4,908,000	4,912,000	3,386,400	5,108,000	5,112,000	3,546,400
4,712,000	4,716,000	3,229,600	4,912,000	4,916,000	3,389,600	5,112,000	5,116,000	3,549,600
4,716,000	4,720,000	3,232,800	4,916,000	4,920,000	3,392,800	5,116,000	5,120,000	3,552,800
4,720,000	4,724,000	3,236,000	4,920,000	4,924,000	3,396,000	5,120,000	5,124,000	3,556,000
4,724,000	4,728,000	3,239,200	4,924,000	4,928,000	3,399,200	5,124,000	5,128,000	3,559,200
4,728,000	4,732,000	3,242,400	4,928,000	4,932,000	3,402,400	5,128,000	5,132,000	3,562,400
4,732,000	4,736,000	3,245,600	4,932,000	4,936,000	3,405,600	5,132,000	5,136,000	3,565,600
4,736,000	4,740,000	3,248,800	4,936,000	4,940,000	3,408,800	5,136,000	5,140,000	3,568,800
4,740,000	4,744,000	3,252,000	4,940,000	4,944,000	3,412,000	5,140,000	5,144,000	3,572,000
4,744,000	4,748,000	3,255,200	4,944,000	4,948,000	3,415,200	5,144,000	5,148,000	3,575,200
4,748,000	4,752,000	3,258,400	4,948,000	4,952,000	3,418,400	5,148,000	5,152,000	3,578,400
4,752,000	4,756,000	3,261,600	4,952,000	4,956,000	3,421,600	5,152,000	5,156,000	3,581,600
4,756,000	4,760,000	3,264,800	4,956,000	4,960,000	3,424,800	5,156,000	5,160,000	3,584,800
4,760,000	4,764,000	3,268,000	4,960,000	4,964,000	3,428,000	5,160,000	5,164,000	3,588,000
4,764,000	4,768,000	3,271,200	4,964,000	4,968,000	3,431,200	5,164,000	5,168,000	3,591,200
4,768,000	4,772,000	3,274,400	4,968,000	4,972,000	3,434,400	5,168,000	5,172,000	3,594,400

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,597,600	5,372,000	5,376,000	3,757,600	5,572,000	5,576,000	3,917,600
5,176,000	5,180,000	3,600,800	5,376,000	5,380,000	3,760,800	5,576,000	5,580,000	3,920,800
5,180,000	5,184,000	3,604,000	5,380,000	5,384,000	3,764,000	5,580,000	5,584,000	3,924,000
5,184,000	5,188,000	3,607,200	5,384,000	5,388,000	3,767,200	5,584,000	5,588,000	3,927,200
5,188,000	5,192,000	3,610,400	5,388,000	5,392,000	3,770,400	5,588,000	5,592,000	3,930,400
5,192,000	5,196,000	3,613,600	5,392,000	5,396,000	3,773,600	5,592,000	5,596,000	3,933,600
5,196,000	5,200,000	3,616,800	5,396,000	5,400,000	3,776,800	5,596,000	5,600,000	3,936,800
5,200,000	5,204,000	3,620,000	5,400,000	5,404,000	3,780,000	5,600,000	5,604,000	3,940,000
5,204,000	5,208,000	3,623,200	5,404,000	5,408,000	3,783,200	5,604,000	5,608,000	3,943,200
5,208,000	5,212,000	3,626,400	5,408,000	5,412,000	3,786,400	5,608,000	5,612,000	3,946,400
5,212,000	5,216,000	3,629,600	5,412,000	5,416,000	3,789,600	5,612,000	5,616,000	3,949,600
5,216,000	5,220,000	3,632,800	5,416,000	5,420,000	3,792,800	5,616,000	5,620,000	3,952,800
5,220,000	5,224,000	3,636,000	5,420,000	5,424,000	3,796,000	5,620,000	5,624,000	3,956,000
5,224,000	5,228,000	3,639,200	5,424,000	5,428,000	3,799,200	5,624,000	5,628,000	3,959,200
5,228,000	5,232,000	3,642,400	5,428,000	5,432,000	3,802,400	5,628,000	5,632,000	3,962,400
5,232,000	5,236,000	3,645,600	5,432,000	5,436,000	3,805,600	5,632,000	5,636,000	3,965,600
5,236,000	5,240,000	3,648,800	5,436,000	5,440,000	3,808,800	5,636,000	5,640,000	3,968,800
5,240,000	5,244,000	3,652,000	5,440,000	5,444,000	3,812,000	5,640,000	5,644,000	3,972,000
5,244,000	5,248,000	3,655,200	5,444,000	5,448,000	3,815,200	5,644,000	5,648,000	3,975,200
5,248,000	5,252,000	3,658,400	5,448,000	5,452,000	3,818,400	5,648,000	5,652,000	3,978,400
5,252,000	5,256,000	3,661,600	5,452,000	5,456,000	3,821,600	5,652,000	5,656,000	3,981,600
5,256,000	5,260,000	3,664,800	5,456,000	5,460,000	3,824,800	5,656,000	5,660,000	3,984,800
5,260,000	5,264,000	3,668,000	5,460,000	5,464,000	3,828,000	5,660,000	5,664,000	3,988,000
5,264,000	5,268,000	3,671,200	5,464,000	5,468,000	3,831,200	5,664,000	5,668,000	3,991,200
5,268,000	5,272,000	3,674,400	5,468,000	5,472,000	3,834,400	5,668,000	5,672,000	3,994,400
5,272,000	5,276,000	3,677,600	5,472,000	5,476,000	3,837,600	5,672,000	5,676,000	3,997,600
5,276,000	5,280,000	3,680,800	5,476,000	5,480,000	3,840,800	5,676,000	5,680,000	4,000,800
5,280,000	5,284,000	3,684,000	5,480,000	5,484,000	3,844,000	5,680,000	5,684,000	4,004,000
5,284,000	5,288,000	3,687,200	5,484,000	5,488,000	3,847,200	5,684,000	5,688,000	4,007,200
5,288,000	5,292,000	3,690,400	5,488,000	5,492,000	3,850,400	5,688,000	5,692,000	4,010,400
5,292,000	5,296,000	3,693,600	5,492,000	5,496,000	3,853,600	5,692,000	5,696,000	4,013,600
5,296,000	5,300,000	3,696,800	5,496,000	5,500,000	3,856,800	5,696,000	5,700,000	4,016,800
5,300,000	5,304,000	3,700,000	5,500,000	5,504,000	3,860,000	5,700,000	5,704,000	4,020,000
5,304,000	5,308,000	3,703,200	5,504,000	5,508,000	3,863,200	5,704,000	5,708,000	4,023,200
5,308,000	5,312,000	3,706,400	5,508,000	5,512,000	3,866,400	5,708,000	5,712,000	4,026,400
5,312,000	5,316,000	3,709,600	5,512,000	5,516,000	3,869,600	5,712,000	5,716,000	4,029,600
5,316,000	5,320,000	3,712,800	5,516,000	5,520,000	3,872,800	5,716,000	5,720,000	4,032,800
5,320,000	5,324,000	3,716,000	5,520,000	5,524,000	3,876,000	5,720,000	5,724,000	4,036,000
5,324,000	5,328,000	3,719,200	5,524,000	5,528,000	3,879,200	5,724,000	5,728,000	4,039,200
5,328,000	5,332,000	3,722,400	5,528,000	5,532,000	3,882,400	5,728,000	5,732,000	4,042,400
5,332,000	5,336,000	3,725,600	5,532,000	5,536,000	3,885,600	5,732,000	5,736,000	4,045,600
5,336,000	5,340,000	3,728,800	5,536,000	5,540,000	3,888,800	5,736,000	5,740,000	4,048,800
5,340,000	5,344,000	3,732,000	5,540,000	5,544,000	3,892,000	5,740,000	5,744,000	4,052,000
5,344,000	5,348,000	3,735,200	5,544,000	5,548,000	3,895,200	5,744,000	5,748,000	4,055,200
5,348,000	5,352,000	3,738,400	5,548,000	5,552,000	3,898,400	5,748,000	5,752,000	4,058,400
5,352,000	5,356,000	3,741,600	5,552,000	5,556,000	3,901,600	5,752,000	5,756,000	4,061,600
5,356,000	5,360,000	3,744,800	5,556,000	5,560,000	3,904,800	5,756,000	5,760,000	4,064,800
5,360,000	5,364,000	3,748,000	5,560,000	5,564,000	3,908,000	5,760,000	5,764,000	4,068,000
5,364,000	5,368,000	3,751,200	5,564,000	5,568,000	3,911,200	5,764,000	5,768,000	4,071,200
5,368,000	5,372,000	3,754,400	5,568,000	5,572,000	3,914,400	5,768,000	5,772,000	4,074,400

(八)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,077,600	5,972,000	5,976,000	4,237,600	6,172,000	6,176,000	4,397,600
5,776,000	5,780,000	4,080,800	5,976,000	5,980,000	4,240,800	6,176,000	6,180,000	4,400,800
5,780,000	5,784,000	4,084,000	5,980,000	5,984,000	4,244,000	6,180,000	6,184,000	4,404,000
5,784,000	5,788,000	4,087,200	5,984,000	5,988,000	4,247,200	6,184,000	6,188,000	4,407,200
5,788,000	5,792,000	4,090,400	5,988,000	5,992,000	4,250,400	6,188,000	6,192,000	4,410,400
5,792,000	5,796,000	4,093,600	5,992,000	5,996,000	4,253,600	6,192,000	6,196,000	4,413,600
5,796,000	5,800,000	4,096,800	5,996,000	6,000,000	4,256,800	6,196,000	6,200,000	4,416,800
5,800,000	5,804,000	4,100,000	6,000,000	6,004,000	4,260,000	6,200,000	6,204,000	4,420,000
5,804,000	5,808,000	4,103,200	6,004,000	6,008,000	4,263,200	6,204,000	6,208,000	4,423,200
5,808,000	5,812,000	4,106,400	6,008,000	6,012,000	4,266,400	6,208,000	6,212,000	4,426,400
5,812,000	5,816,000	4,109,600	6,012,000	6,016,000	4,269,600	6,212,000	6,216,000	4,429,600
5,816,000	5,820,000	4,112,800	6,016,000	6,020,000	4,272,800	6,216,000	6,220,000	4,432,800
5,820,000	5,824,000	4,116,000	6,020,000	6,024,000	4,276,000	6,220,000	6,224,000	4,436,000
5,824,000	5,828,000	4,119,200	6,024,000	6,028,000	4,279,200	6,224,000	6,228,000	4,439,200
5,828,000	5,832,000	4,122,400	6,028,000	6,032,000	4,282,400	6,228,000	6,232,000	4,442,400
5,832,000	5,836,000	4,125,600	6,032,000	6,036,000	4,285,600	6,232,000	6,236,000	4,445,600
5,836,000	5,840,000	4,128,800	6,036,000	6,040,000	4,288,800	6,236,000	6,240,000	4,448,800
5,840,000	5,844,000	4,132,000	6,040,000	6,044,000	4,292,000	6,240,000	6,244,000	4,452,000
5,844,000	5,848,000	4,135,200	6,044,000	6,048,000	4,295,200	6,244,000	6,248,000	4,455,200
5,848,000	5,852,000	4,138,400	6,048,000	6,052,000	4,298,400	6,248,000	6,252,000	4,458,400
5,852,000	5,856,000	4,141,600	6,052,000	6,056,000	4,301,600	6,252,000	6,256,000	4,461,600
5,856,000	5,860,000	4,144,800	6,056,000	6,060,000	4,304,800	6,256,000	6,260,000	4,464,800
5,860,000	5,864,000	4,148,000	6,060,000	6,064,000	4,308,000	6,260,000	6,264,000	4,468,000
5,864,000	5,868,000	4,151,200	6,064,000	6,068,000	4,311,200	6,264,000	6,268,000	4,471,200
5,868,000	5,872,000	4,154,400	6,068,000	6,072,000	4,314,400	6,268,000	6,272,000	4,474,400
5,872,000	5,876,000	4,157,600	6,072,000	6,076,000	4,317,600	6,272,000	6,276,000	4,477,600
5,876,000	5,880,000	4,160,800	6,076,000	6,080,000	4,320,800	6,276,000	6,280,000	4,480,800
5,880,000	5,884,000	4,164,000	6,080,000	6,084,000	4,324,000	6,280,000	6,284,000	4,484,000
5,884,000	5,888,000	4,167,200	6,084,000	6,088,000	4,327,200	6,284,000	6,288,000	4,487,200
5,888,000	5,892,000	4,170,400	6,088,000	6,092,000	4,330,400	6,288,000	6,292,000	4,490,400
5,892,000	5,896,000	4,173,600	6,092,000	6,096,000	4,333,600	6,292,000	6,296,000	4,493,600
5,896,000	5,900,000	4,176,800	6,096,000	6,100,000	4,336,800	6,296,000	6,300,000	4,496,800
5,900,000	5,904,000	4,180,000	6,100,000	6,104,000	4,340,000	6,300,000	6,304,000	4,500,000
5,904,000	5,908,000	4,183,200	6,104,000	6,108,000	4,343,200	6,304,000	6,308,000	4,503,200
5,908,000	5,912,000	4,186,400	6,108,000	6,112,000	4,346,400	6,308,000	6,312,000	4,506,400
5,912,000	5,916,000	4,189,600	6,112,000	6,116,000	4,349,600	6,312,000	6,316,000	4,509,600
5,916,000	5,920,000	4,192,800	6,116,000	6,120,000	4,352,800	6,316,000	6,320,000	4,512,800
5,920,000	5,924,000	4,196,000	6,120,000	6,124,000	4,356,000	6,320,000	6,324,000	4,516,000
5,924,000	5,928,000	4,199,200	6,124,000	6,128,000	4,359,200	6,324,000	6,328,000	4,519,200
5,928,000	5,932,000	4,202,400	6,128,000	6,132,000	4,362,400	6,328,000	6,332,000	4,522,400
5,932,000	5,936,000	4,205,600	6,132,000	6,136,000	4,365,600	6,332,000	6,336,000	4,525,600
5,936,000	5,940,000	4,208,800	6,136,000	6,140,000	4,368,800	6,336,000	6,340,000	4,528,800
5,940,000	5,944,000	4,212,000	6,140,000	6,144,000	4,372,000	6,340,000	6,344,000	4,532,000
5,944,000	5,948,000	4,215,200	6,144,000	6,148,000	4,375,200	6,344,000	6,348,000	4,535,200
5,948,000	5,952,000	4,218,400	6,148,000	6,152,000	4,378,400	6,348,000	6,352,000	4,538,400
5,952,000	5,956,000	4,221,600	6,152,000	6,156,000	4,381,600	6,352,000	6,356,000	4,541,600
5,956,000	5,960,000	4,224,800	6,156,000	6,160,000	4,384,800	6,356,000	6,360,000	4,544,800
5,960,000	5,964,000	4,228,000	6,160,000	6,164,000	4,388,000	6,360,000	6,364,000	4,548,000
5,964,000	5,968,000	4,231,200	6,164,000	6,168,000	4,391,200	6,364,000	6,368,000	4,551,200
5,968,000	5,972,000	4,234,400	6,168,000	6,172,000	4,394,400	6,368,000	6,372,000	4,554,400

(九)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控																															
		除後の給与			除後の給与			除後の給与																															
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満																
等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額								
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円							
6,372,000		6,376,000		4,557,600		6,472,000		6,476,000		6,437,600		6,572,000		6,576,000		4,717,600		6,572,000		6,576,000		4,717,600		6,572,000		6,576,000		4,717,600		6,572,000		6,576,000		4,717,600					
6,376,000		6,380,000		4,560,800		6,476,000		6,480,000		6,440,800		6,576,000		6,580,000		4,720,800		6,576,000		6,580,000		4,720,800		6,576,000		6,580,000		4,720,800		6,576,000		6,580,000		4,720,800					
6,380,000		6,384,000		4,564,000		6,480,000		6,484,000		6,444,000		6,580,000		6,584,000		4,724,000		6,580,000		6,584,000		4,724,000		6,580,000		6,584,000		4,724,000		6,580,000		6,584,000		4,724,000					
6,384,000		6,388,000		4,567,200		6,484,000		6,488,000		6,447,200		6,584,000		6,588,000		4,727,200		6,584,000		6,588,000		4,727,200		6,584,000		6,588,000		4,727,200		6,584,000		6,588,000		4,727,200					
6,388,000		6,392,000		4,570,400		6,488,000		6,492,000		6,450,400		6,588,000		6,592,000		4,730,400		6,588,000		6,592,000		4,730,400		6,588,000		6,592,000		4,730,400		6,588,000		6,592,000		4,730,400					
6,392,000		6,396,000		4,573,600		6,492,000		6,496,000		6,453,600		6,592,000		6,596,000		4,733,600		6,592,000		6,596,000		4,733,600		6,592,000		6,596,000		4,733,600		6,592,000		6,596,000		4,733,600					
6,396,000		6,400,000		4,576,800		6,496,000		6,500,000		6,456,800		6,596,000		6,600,000		4,736,800		6,596,000		6,600,000		4,736,800		6,596,000		6,600,000		4,736,800		6,596,000		6,600,000		4,736,800					
6,400,000		6,404,000		4,580,000		6,500,000		6,504,000		6,460,000																													
6,404,000		6,408,000		4,583,200		6,504,000		6,508,000		6,663,200																													
6,408,000		6,412,000		4,586,400		6,508,000		6,512,000		6,666,400																													
6,412,000		6,416,000		4,589,600		6,512,000		6,516,000		6,669,600		6,600,000		10,000,000		給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額		6,600,000		10,000,000		給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額		6,600,000		10,000,000		給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額		6,600,000		10,000,000		給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額					
6,416,000		6,420,000		4,592,800		6,516,000		6,520,000		6,672,800																													
6,420,000		6,424,000		4,596,000		6,520,000		6,524,000		6,676,000																													
6,424,000		6,428,000		4,599,200		6,524,000		6,528,000		6,679,200																													
6,428,000		6,432,000		4,602,400		6,528,000		6,532,000		6,682,400																													
6,432,000		6,436,000		4,605,600		6,532,000		6,536,000		6,685,600		10,000,000		20,000,000		給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額		10,000,000		20,000,000		給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額		10,000,000		20,000,000		給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額		10,000,000		20,000,000		給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額					
6,436,000		6,440,000		4,608,800		6,536,000		6,540,000		6,688,800																													
6,440,000		6,444,000		4,612,000		6,540,000		6,544,000		6,692,000																													
6,444,000		6,448,000		4,615,200		6,544,000		6,548,000		6,695,200																													
6,448,000		6,452,000		4,618,400		6,548,000		6,552,000		6,698,400																													
6,452,000		6,456,000		4,621,600		6,552,000		6,556,000		4,701,600		20,000,000 円				17,300,000 円		20,000,000 円				17,300,000 円		20,000,000 円				17,300,000 円		20,000,000 円				17,300,000 円					
6,456,000		6,460,000		4,624,800		6,556,000		6,560,000		4,704,800																													
6,460,000		6,464,000		4,628,000		6,560,000		6,564,000		4,708,000																													
6,464,000		6,468,000		4,631,200		6,564,000		6,568,000		4,711,200																													
6,468,000		6,472,000		4,634,400		6,568,000		6,572,000		4,714,400																													

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

(消費税法の一部改正)

第三条 消費税法の一部を次のように改正する。

第三十条中「法律」の下に「第十二条の二及び」を加える。

第九條第二項第一号ロ中「消費税額」の下に「に百分の百二十五を乗じて算出した金額」を加え、同条第四項中「(次条第一項若しくは第二項、第十一條又は第十二條第一項から第五項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間(以下この項において「相続等に係る課税期間」という。)を除く。）」及び「及び相続等に係る課税期間」を削り、同条に次の一項を加える。

8 やむを得ない事情があるため第四項又は第五項の規定による届出書を第四項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

第十二條の次に次の一條を加える。

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)

第十二條の二 その事業年度の基準期間がない法人(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條(定義)に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。)のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が千円以上である法人(第九條第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。以下この条において「新設法人」という。))については、当該新設法人の基準期間がない事業年度(第十一條第三項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる事業年度を除く。)における課税資産の譲渡等については、

第九條第一項本文の規定は、適用しない。

第二十八條第一項中「課されるべき消費税を課税標準として課されるべき地方消費税額」に改める。

第二十九條中「百分の三を」を「百分の四」に改める。

第三十條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改め、同条第六項中「消費税額」を「消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る)」に改め、同条第七項中「又は請求書等」を「及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)」に改め、同条第八項第二号中「イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、同号に次のように加える。

ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額又はその合計額

第三十條第九項第一号中「他の事業者」の下に「(当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者)」を、「消費税額」の下に「及び地方消費税額」を加え、同条第二号二中「及び引取りに係る消費税額」を「並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一項を加える。

二 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの(当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。)

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ハ 課税仕入れを行った年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合においては、当該一定の期間)

ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

第三十條第十項中「又は」を「及び」に改める。

第三十二條第一項第一号及び第三十六條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十七條第一項中「四億円」を「二億円」に改め、同条に次の一項を加える。

5 やむを得ない事情があるため第一項又は第二項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

第三十八條第一項中「百分の三」を「百分の五」に、「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十九條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第四十二條第一項、第四項及び第六項中「百二十五万円」を「百万円」に改め、同条第八項中「三十万円」を「二十四万円」に改める。

第四十三條第一項第三号中「二まで」を「八まで」に改め、同条第三項中「と、第四十條第二項中「第四十五條第一項の規定による申告書」とあるのは「第四十二條第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載したもの」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書には、大蔵省令で定めるところにより、同項に規定する中間申告対象期間中の資産の

譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額(第三十條第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この章において同じ。)の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十五條第一項第三号ニを削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十六條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第五十七條第一号中「課税売上高」の下に「(第九條第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第十二條の二に規定する新設法人に該当することとなつた事業者は、当該事業者が新設法人に該当することとなつた旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第六十條第六項中「第四十條」を「第三十九條」に改める。

第七十條第一項中「代表者」の下に「(人格のない社団等の管理人を含む。)」を加える。

別表第一第七号イ中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削る。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定並びに附則第七条

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四〇

から第二十四条まで及び第二十八条の規定は、平成九年四月一日から施行する。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。)の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。(平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第三条 居住者の平成七年分の所得税については、新所得税法第四十一条第一項予定納税額の納付に規定する予定納税基準額(以下この条において「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(以下「基準所得税額」という。)によるものとする。

一 その者の平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第二十九号)第三条(特別減税の額の控除)の規定の適用がないものとした場合における平成六年分の課税所得金額に係る所得税の額(当該課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、第二条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)第四十一条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。以下この号において「調整後所得税額」という。)から当該調整後所得税額の百分

分の二十に相当する金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)を控除した金額

二 その者の平成六年分の課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(当該各種所得のうち一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合にはこれらに該当する源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額を、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第九條(居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除の規定により還付を受けた金額がある場合には当該還付を受けた金額を、それぞれ控除した額)

2 基準所得税額の計算の基礎となつた課税所得金額(平成六年分の所得税について旧所得税法第九十條第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧所得税法第四十一条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。)が三千万円以上である居住者の平成七年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の基準所得税額から十四万五千円を控除した金額によるものとする。

3 非居住者の平成七年分の所得税に係る予定納税基準額は、前二項の規定に準じて計算したところによる。

4 (平成七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例) 平成七年において純損失の金額がある場合における新所得税法第四十條第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第四十一

条第一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求(これらの規定を新所得税法第六十六條(非居住者の総合課税に係る所得税の申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税法第二編第三章第一節(税率)又は第六十五條(非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定を適用して計算した所得税の額から当該所得税の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)を控除した金額による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置) 第五条 新所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第九十條第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置) 第六条 新所得税法第二十三條の三(公的年金等に係る徴収税額)の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二十三條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則) 第七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。)の規定は、平成九年四月一日(以下「適用日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに

適用日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用し、適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに適用日前に保税地域から引き取つた外国貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納税義務の免除に関する経過措置) 第八条 事業者が、適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等)を行う。以下同じ。につき、同項第十四号に規定する基準期間中に新消費税法第三十八條第一項(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る新消費税法第九條第一項(小規模事業者に係る納税義務の免除)の第十一條第四項(合併があつた場合の納税義務の免除の特例)又は第十二條第二項(分割があつた場合の納税義務の免除の特例)に規定する基準期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置) 第九条 新消費税法第十二條の二(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)の規定は、適用日以後に同条に規定する新設法人に該当することとなつた事業者について適用する。

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置) 第十条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを適用日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を適用日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第三条の規定

による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」という。)(第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 事業者が継続的に供給し、又は提供すること
を約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水
及び電気通信役務(電気通信事業法昭和五十九
年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に規定
する電気通信役務をいう。)で適用日前から継続
して供給し、又は提供しているものの供給又は
提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等
で適用日から平成九年四月三十日までの間に料
金の支払を受ける権利が確定するもの(適用日
以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する
日が同月三十日後であるもの(以下この項にお
いて「特定継続供給等」に係る課税資産の譲渡等
という。))にあつては、当該確定したもののうち、
政令で定める部分(当該確定した料金(特定継
続供給等に係る課税資産の譲渡等)にあつては、
当該確定した料金のうち当該政令で定める部分
に該当する部分に限る。))に係る課税資産の譲
渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十
九条に規定する税率による。

3 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から平
成八年十月一日(以下「指定日」という。)(の前
までの間に締結した工事(製造を含む。))の請負
に係る契約(これに類する政令で定める契約を
含む。))に基づき、適用日以後に当該契約に係る
課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資
産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価
の額が増額された場合には、当該増額される前
の対価の額に相当する部分に限る。))に係る消費
税については、旧消費税法第二十九条に規定す
る税率による。

4 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指
定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに
係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引
き続き当該契約に係る資産の貸付けを行って
いる場合において、当該契約の内容が、第一号及

び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に
該当するときは、適用日以後に行う当該資産の
貸付けに係る消費税については、旧消費税法第
二十九条に規定する税率による。ただし、指定
日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が
行われた場合には、当該変更後における当該資
産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当
該期間中の対価の額が定められていること。
二 事業者が事情の変更その他の理由により当
該対価の額の変更を求めることができる旨の
定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がい
つでも解約の申入れをすることができる旨の定
めがないことその他対価に関する契約の内容
が政令で定める要件に該当していること。

5 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指
定日の前日までの間に締結した役務の提供に係
る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時
期をあらかじめ定めることができないもので
あつて、当該役務の提供に先立って対価の全部
又は一部が分割して支払われる契約として政令
で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約
に係る役務の提供を行う場合において、当該契
約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、
当該役務の提供に係る消費税については、旧消
費税法第二十九条に規定する税率による。た
だし、指定日以後において当該役務の提供の対
価の額の変更が行われた場合は、この限りでな
い。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定
められていること。
二 事業者が事情の変更その他の理由により当
該対価の額の変更を求めることができる旨の
定めがないこと。

6 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項
本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
に係る新消費税法第三十八条第一項(売上げに係

る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)
及び第三十九条第一項(貸倒れに係る消費税額
の控除等)の規定の適用については、新消費
税法第三十八条第一項中「百分の五」とあるのは
「百分の三」と、「百分の四」とあるのは「百
分の三」と、「百分の五」とあるのは「百
分の三」と、新消費税法第三十九条第一項中「百
分の四」とあるのは「百分の三」とする。

7 事業者が第一項から第三項まで、第四項本文
又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者か
らこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡
等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、
又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を
受けた場合における新消費税法第三十条第一項
(仕入れに係る消費税額の控除)、第三十二条第
一項(仕入れに係る消費税額の控除の特例)及び第
三十六条第一項(納税義務の免除を受けないこ
ととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の
調整)の規定の適用については、これらの規定
中「百分の四」とあるのは、「百分の三」とす
る。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適
用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合に
は、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等が
これらの規定の適用を受けたものであることに
ついて書面により通知するものとする。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例
を受ける場合における税率等に関する経過措
置)

第十一条 事業者が、適用日前に行つた消費税法
第十五条第一項(割賦販売等に係る資産の譲渡
等の時期の特例)に規定する棚卸資産又は役務
の割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた
場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の
額で適用日以後にその支払の期日が到来するも
のがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税
資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費
税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受
ける場合について準用する。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期
の特例を受ける場合における税率等に関する経
過措置)

第十二条 事業者が、適用日前に行つた消費税法
第十六条第一項(延払条件付販売等に係る資産
の譲渡等の時期の特例)に規定する延払条件付
販売等につき同項の規定の適用を受けた場合に
おいて、当該延払条件付販売等に係る賦払金の
額で適用日以後にその支払の期日が到来するも
のがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税
資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費
税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適
用を受ける場合について準用する。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の
特例を受ける場合における税率等に関する経過
措置)

第十三条 事業者が、指定日から適用日の前日ま
での間に締結した消費税法第十七条第一項(長
期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特
例)に規定する長期工事の請負に係る契約に基
づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引
渡しを行う場合において、当該長期工事に係る
対価の額につき、適用日の属する年又は事業年
度以前の年又は事業年度において同項に規定す
る工事進行基準の方法により経理した金額があ
り、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、
当該長期工事の目的物のうち当該長期工事の着
手の日から適用日の前日までの期間に対応する
部分の対価の額として政令で定めるところによ
り計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等
に係る消費税については、旧消費税法第二十九
条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適
用を受ける場合について準用する。

3 附則第十条第七項の規定は、事業者が、第一
項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定

の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合
(当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。)について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しと同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第十四条 消費税法第十八条第一項(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例)の個人事業者が、適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで(仕入れに係る消費税額の控除等)の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十五条 事業者が、適用日前に国内において行った課税仕入れにつき、適用日以後に新消費税法第三十二条第一項(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例)に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十六条 新消費税法第三十六条第一項(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)の事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保稅地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)」とあるのは「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保稅地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保稅地域」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されることとなった場合について準用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十七条 新消費税法第三十七条第一項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十八条 新消費税法第三十八条第一項(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十九条 新消費税法第三十九条第一項(貸倒れに係る消費税額の控除等)に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(小規模事業者等に係る限界控除に関する経過措置)

第二十条 旧消費税法第四十条第一項(小規模事業者等に係る限界控除)に規定する事業者の適用

用日前に開始した同項に規定する課税期間については、同条並びに旧消費税法第四十三条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)及び第四十五条(課税資産の譲渡等)についての確定申告)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費税法第四十条第一項の事業者の適用日前に開始し、かつ、適用日以後に終了する同項に規定する課税期間については、同項中「金額」とあるのは「金額(当該金額が、十万円を十二で除しこれに当該課税期間の初日から平成九年三月三十一日までの期間の月数(以下この項において「適用日前の月数」という。)を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数から適用日前の月数を控除した月数を乗じて計算した金額との合計額を超えるときは、当該合計額)」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第一項及び前項」とする。

(課税資産の譲渡等)についての中間申告等に関する経過措置)

第二十一条 新消費税法第四十二条(課税資産の譲渡等)についての中間申告及び第四十三条(第四項を除く。)(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

2 新消費税法第四十三条第四項の規定は、同条第一項に規定する中間申告対象期間の末日が適用日以後である当該中間申告対象期間に係る同項に規定する中間申告書を提出する場合について適用する。

3 適用日以後に終了する課税期間(新消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合には、その末日が適用日以後である当該中

間申告対象期間。以下この項において同じ。）に

おいてこの附則の規定により旧消費税法第二十九條(税率)に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る新消費税法第四十二條第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で新消費税法第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新消費税法第四十五條第一項(課税資産の譲渡等)についての確定申告)の規定による申告書については、新消費税法第四十三條第一項及び第四十五條第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、新消費税法第四十三條第一項第二号及び第四十五條第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

4 新消費税法第四十五條第五項及び第四十六條第三項(通付を受けるための申告)の規定は、適用日以後に終了する課税期間に係るこれらの規定に規定する申告書を提出する場合について適用する。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第二十二條 消費税法第六十條第二項(国、地方公共団体等に対する特例)の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九條(税率)に規定する税率による。

2 附則第十條第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第六十條第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が適用日以後であると

きは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十條から第三十六條まで(仕入れに係る消費税額の控除等)並びに第六十條第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

4 消費税法第六十條第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が適用日前に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前三項の規定に準じて、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 第三條の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四條 附則第七條から前条までに定めるもののほか、予約販売に係る書籍等に関する経過措置その他第三條の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十五條 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日まで所要の措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第四十一條の十六を次のように改める。

第四十一條の十六 削除

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 平成六年分以前の所得税に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の十六第一項(特定扶養親族に係る扶養控除

の特例)に規定する扶養控除の額については、なお従前の例による。

(郵便法の一部改正)

第二十八條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。

第九十三條の前の見出し中「消費税法の施行等」を「消費税法の一部改正に改め、同条第一項中「消費税法(昭和六十二年法律第八號)」を「消費税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)第三條の規定」に改め、「(地方税法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第百十號)及び所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第百九號)の施行に伴い郵便の役務の提供に要する費用が減少することとなるときは、当該減少することとなる費用の額を控除した額の費用)を削り、同条第三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第九十四條に第一項として次の一項を加える。

第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定により第一種郵便物の料金が定められている間は、前条第一項中「第二十一條第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、

1 所得税法の一部改正

(一) 税率構造の見直し

所得税の税率構造を次のように改める。

税率	適用課税所得	改正案
一〇%	三〇〇万円以下の金額	三三〇万円以下の金額
二〇%	六〇〇万円以下の金額	九〇〇万円以下の金額
三〇%	一、〇〇〇万円以下の金額	一、八〇〇万円以下の金額
四〇%	二、〇〇〇万円以下の金額	三、〇〇〇万円以下の金額
五〇%	二、〇〇〇万円を超える金額	三、〇〇〇万円を超える金額

「これらの規定に定める額」とあるのは「同条第一項の規定により定められた額」とする。

理由

活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の負担の軽減及び消費課税の充実を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引上げによる消費課税の充実を図るため、所得税法及び消費税法の一部改正を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 基礎的な人的控除の引上げ等

(1) 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を次のように引き上げる。

	現 行	改 正 案
基 礎 控 除	三三万円	三八万円
配 偶 者 控 除	三五万円	三八万円
老人控除対象配偶者に係る配偶者控除	四五万円	四八万円
配偶者特別控除	三五万円	三八万円
扶 養 控 除	三五万円	三八万円
老人扶養親族に係る扶養控除	四五万円	四八万円
特定扶養親族に係る扶養控除	五〇万円	五三万円

(2) 配偶者控除又は扶養控除の対象となる控除対象配偶者又は扶養親族の所得要件を、三十八万円(現行三十五万円)以下に引き上げる。

白 給与所得控除の引上げ
給与収入六百万円以下の給与所得控除率の適用対象となる給与収入の範囲を次のように引き上げる。

控除率	現 行	改 正 案
四〇%	給与収入一六五万円まで	給与収入一八〇万円まで
三〇%	給与収入三三〇万円まで	給与収入三六〇万円まで
二〇%	給与収入六〇〇万円まで	給与収入六六〇万円まで

(四) その他

(1) 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を六十五万円(現行六十二万円)に引き上げる。

(2) 白色申告者の専従者控除額を、配偶者である事業専従者については八十六万円(現行八十八万円)に、配偶者以外の方である事業専従者については五十万円(現行四十七万円)に引き上げる。

(3) 給与所得者の年末調整の対象となる給与収入の限度額及び確定申告を要しない給与収入の限度額を二千万円(現行千五百万円)に引き上げる。

(4) 各種の人的控除の引上げに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に

公的年金等の金額から控除される控除額の引上げを行う。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(注) 以上の改正は、平成七年分の所得税から適用する。

2 消費税法の一部改正
(一) 税率の引上げ
消費税の税率を四%(現行三%)に引き上げる。

(注) 1 この改正は、平成九年四月一日以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。

2 消費税の税率については、社会保険等に要する費用の財源を確保する

観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると思われるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずる。

(二) 中小事業者に対する特例措置の見直し

(1) 事業者免税点制度

資本金千円以上の法人の設立当初の二年間については、納税義務を免除しない。

(注) この改正は、平成九年四月一日以後に開始する事業年度について適用する。

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度が適用される基準期間における課税売上高の上限を二億円(現行四億円)に引き下げる。

(注) この改正は、平成九年四月一日以後に開始する課税期間について適用する。

(3) 限界控除制度

限界控除制度を廃止する。

(注) 限界控除制度は、平成九年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する課税期間まで適用する。ただし、当該課税期間に係る控除額は十万円を超えないこととする。

(三) 仕入税額控除の要件の見直し

仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れ等の内容を記載した帳簿を保存し、かつ、課税仕入れ等に係る請求書を保存しなければならない。

(注) この改正は、平成九年四月一日以後に行われる課税仕入れ等について適用する。

(四) その他

(1) 地方消費税の創設に伴い、消費税の中間申告をしなければならないこととなる直前の課税期間の確定税額は、年三回の中間申告にあっては四百万円(現行五百万円)を超え、年一回の中間申告にあっては四十八万円(現行六十万円)を超えて引き下げる。

(2) 確定申告書等には、課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類を添付する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この法律は、平成七年一月一日から施行する。ただし、消費税法の改正及びその経過措置は、平成九年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、活力ある福祉社会の実現を目指す観点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するよう所得、消費、資産等の間における均衡のとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引上げによる消費課税の充実を図るため、所得税法及び消費税法の一部改正を行うとすものである。時宜に適合するものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、改革の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

三 本案施行に要する経費
本案施行に伴う増収見込額は、平年度約二百二十億円であります。

平成六年十一月九日

税制改革に関する
特別委員長 高 島 修

衆議院議長 土井たか子殿

四五

(居住者の平成七年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除)
 第八条 給与等の支払者(以下この項、次条第二項及び第十一條において「給与支払者」という。)は、当該給与支払者から平成七年一月一日から同年六月三十日までの間に主たる給与等(居住者が所得税法第九十四条第四項に規定する給与と所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び第十一條において同じ。)の支払を受ける居住者で、かつ、同年六月一日において当該給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるものに対し、同年六月(当該給与支払者がこの項の規定による還付を同月以外の月において行うことにつき相当の理由がある)と認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認めた月)において、同年一月一日から同年六月三十日までの間に支払われた当該居住者に対する同年中の主たる給与等(次条第一項の規定の適用を受けたものを除く。)につき同法第四編第二章第一節の規定及び同法別表第二から別表第四までにより徴収された所得税の額の合計額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)に相当する所得税を還付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 (居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除)
 第九条 居住者の平成七年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十条の規定の適用については、同条第一号に掲げる所得税の額の

合計額は、当該合計額に相当する金額から前条第一項の規定により還付を受けた所得税の額を控除した金額に相当する金額とし、同法第九十条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。
 2 前項に規定する給与特別減税額とは、居住者が所得税法第九十四条第四項に規定する給与と所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から平成七年中に支払を受けた給与等につき同法第九十条の規定租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十八号)附則第九條の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第九十条第二号に掲げる税額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二十一条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六号まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六号まで(源泉徴収)及び平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法第九條第一項(居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除)」とする。
 (居住者の平成七年中に支払われた公的年金等に係る特別減税額の控除)
 第十条 所得税法第二十三条の二に規定する公的年金等(以下この項及び次条において「公的年金等」という。)の支払をする者(以下この項及び次条において「公的年金支払者」という。)は、当該公的年金支払者から平成七年中に公的年金等(居住者が同法第二十三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金支払者から支払を受

けるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の支払を受ける居住者で、かつ、次の各号に掲げる者に該当するものに対し、当該各号に定める期間に属する最終の支払月(当該公的年金支払者がこの項の規定による還付を当該最終の支払月以外の月において行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認めた月)において、当該各号に定める期間内に支払われた当該居住者に対する同年中の公的年金等につき同法第四編第三章の二の規定により徴収された所得税の額の合計額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)に相当する所得税を、それぞれ還付しなければならない。

一 平成七年六月一日(政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日)において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年一月から同年六月までの期間
 二 平成七年十二月一日(政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日)において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年七月から同年十二月までの期間
 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 (還付金の支払明細書)
 第十一条 主たる給与等の支払を受ける居住者又は公的年金等の支払を受ける居住者に対し第八條第一項又は前条第一項の規定により所得税の還付をする給与支払者又は公的年金支払者は、

大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならない。
 (政令への委任)
 第十二条 第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的調整その他この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 附 則
 (施行期日)
 1 この法律は、平成七年一月一日から施行する。
 (平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)
 2 平成七年分の所得税に係る所得税法第四十四条第一項に規定する予定納税基準額の計算については、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第三條第一項第一号中「控除した金額」とあるのは、控除した金額(以下この号において「特別減税調整後所得税額」という。)から当該特別減税調整後所得税額の百分の十五に相当する金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)を控除した金額」と、同項第二号中「それぞれ控除した金額」とあるのは、当該各種所得のうち給与と所得がある場合には政令で定めるところにより給与と所得の金額を課税総所得金額とみなして新所得税法第八十九条第一項の規定を適用して計算した所得税の額の百分の十五に相当する金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)を、それぞれ控除した残額」と、同条第二項中「基準所得税額の」とあるのは「平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第 号)附則第二項(平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)の規定の適用がないものとした場合における基準所得税

率」とあるのは「平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例」の規定の適用がないものとした場合における基準所得税

額の」と、「基準所得税額から十四万五千円」とあるのは「当該基準所得税額から十九万五千円（当該各種所得のうち給与所得がある場合には、政令で定めるところにより、給与所得の金額を課税総所得金額とみなして新所得税法第八十九条第一項の規定を適用して計算した所得税の額の百分の十五に相当する金額（当該金額が五万円を超える場合には、五万円）を控除した金額）」とする。

理 由

平成七年分の所得税について、特別減税を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、当面の景気に配慮して、平成七年分の所得税について、定率による特別減税を行うとするとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除する。
2 特別減税の額は、平成七年分の所得税額の十五％相当額（五万円を限度）とする。
3 特別減税の実施方法

(一) 給与所得者に係る特別減税

(1) 平成七年一月から六月までの間に支払われた給与等について、当該給与等に係る源泉徴収税額の十五％相当額（二万五千円を限度）を原則として同年六月に還付する。

(2) 平成七年分の年末調整の際に、年税額の十五％相当額から(1)の還付金額を控除した残額を控除する。
(二) 公的年金等について、給与等の場合と同様の取扱いとす。

(二) 事業所得者等に係る特別減税

(1) 平成七年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。

(2) 平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、当面の景気に配慮して、平成七年分の所得税について、定率による特別減税を行うとするとするもので、時宜に遡するものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、改革の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成七年度における減収見込額は、約一兆三千七百六十億円である。
右報告する。

平成六年十一月九日

税制改革に関する特別委員長 高島 修

衆議院議長 土井たか子殿

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する修正案
右の修正案を提出する。
平成六年十一月十一日

提出者

中野 寛成 加藤 六月
津島 雄二 二見 伸明
村井 仁
賛成者 安倍 基雄 外百八十一名

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する修正
平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置

法案の一部を次のように修正する。

附則に次の一項を加える。

（平成八年分以後の所得税についての検討）
3 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律附則第二十五条第一項の規定に基づく平成八年分以後の所得税についての検討は、この法律による特別減税後の所得税の負担の状況を考慮して行うものとする。

地方税法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成六年十月十七日
内閣総理大臣 村山 富市

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

「第三節 地方消費税

第一款 通則（第七十二条の七十七―第七十二条の八十五）
第二款 酒類（第七十二条の八十六―第七十二条の九十三）
第三款 貨物（第七十二条の九十四―第七十二条の百十三）
第四款 清算及び交付（第七十二条の百十四―第七十二条の百十六）
第四節 不動産取得税

九 二 第七十二条の七十九の規定により課された地方消費税の譲渡（消費税法（昭和六十二年法律第八号）第二条第一項第八号に規定する貸付けに係る部分に限る。）に係る地方団体の徴収金、その地方消費税の譲渡割の賦課の基因となつた当該貸付けを法律上行ったとみられる者
第十四条の九第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 消費税の課税に基づいて課する地方消費税 当該消費税の国税徴収法第十五条第一項に規定する法定納期限等
第十六条の四第十二項中「又は法人税を」を「法人税又は消費税に、又は当該所得税を」に改め、「事業税」の下に「又は当該消費税の課税に基づいて課する地方消費税」を加える。

を「第六節 ゴルフ場利用税」に、「第六節 特別地方消費税」を「第七節 特別地方消費税」に、「第七節 自動車税」を「第八節 自動車税」に、「第八節 船舶税」を「第九節 船舶税」に、「第九節 狩猟者登録税」を「第十節 狩猟者登録税」に、「第十節 道府県法外普通税」を「第十一節 道府県法外普通税」に改める。
第四条第二項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方消費税

第十一条の五中「第二号」の下に「に掲げる者」とは同号に規定する貸付けに係る財産（取得財産を含む。）を限度として、第三号を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第十七条の四第一項第一号中「若しくは第七十二条の三十三第三項を」と、第七十二条の三十三第三項に改め、「修正申告書」の下に「若しくは第七十二条の八十九第三項の規定による申告書(消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るものに限る。)」を加える。

第十七条の六第二項中「又は事業税を」と、事業税に改め、「ものを除く。」の下に「又は地方消費税を」と、当該事業税の下に「若しくは地方消費税を加え、又は法人税を」と、法人税又は消費税に改める。

第十九条の九第二項中「次の各号に」と、次に「又は所得税を」と、所得税に、「課税標準についてを」と課税標準又は消費税額についてに改め、同項に次の一号を加える。

四 消費税の課税に基いて課する地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定

第二十三条第一項第七号及び第八号中「三十五万円を」と「三十八万円に改める。

第三十二条第四項第一号イ中「八十万円を」と「八十六万円に改め、同号ロ中「四十七万円を」と「五十二万円に改める。

第三十四条第一項第十号中「三十一万円を」と「三十三万円に」と、「三十六万円を」と「三十八万円に改め、同項第十号の二中「を有する」と「で前年の合計所得金額が七十六万円未満であるものを有する」に改め、同号イ(1)を削り、同号イ(2)中「五十四万円以上」を削り、「三十三万円を」と「三十三万円に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)中「三十三万円を」と「三十三万円に改め、金額がの下に「三十三万円未満であり、かつ、」を加え、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「四十万円を」と「四十五万円に」と、「三十一万円を」と「三十三万円に改め、同号ロ(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 前年の合計所得金額が四十五万円以上七十五万円未満である者 三十八万

円からその者の前年の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。)を控除した金額(3) 前年の合計所得金額が七十五万円以上である者 三万円

第三十四条第一項第十一号中「三十一万円を」と「三十三万円に」と、「三十九万円を」と「四十一万円に」と、「三十六万円を」と「三十八万円に改め、同条第二項中「三十一万円を」と「三十三万円に改め、同条第四項中「五十二万円を」と「五十四万円に」と、「五十七万円を」と「五十九万円に」と、「六十万円を」と「六十二万円に改め、同条第五項中「四十三万円を」と「四十五万円に」と、「六十四万円を」と「六十六万円に改める。

第三十五条第一項及び第五十条の四の表中「五百五十万円を」と「七百万円に改める。

第二章第十節を第十一節とし、第三節から第九節までを一節ずつ繰り下げ、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地方消費税

第一款 通則

(地方消費税に関する用語の意義)
第七十二条の七十七 地方消費税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 個人事業者(事業を行う個人をいう。次条第二項において同じ。)及び法人をいう。

二 譲渡割 消費税法第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額を課税標準として課する地方消費税をいう。

三 貨物割 消費税法第四十七条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額又

は同法第五十条第二項の規定により徴収すべき消費税額(消費税に係る延滞税の額を含まないものとする。)を課税標準として課する地方消費税をいう。

(地方消費税の納税義務者等)

第七十二条の七十八 地方消費税は、事業者の行った消費税法第二十一条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等(同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。以下本節において「課税資産の譲渡等」という。)について、当該事業者(同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)に対し、次項に規定する道府県が譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十一年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する課税地域から引き取る者に対し、当該課税地域所在の道府県が貨物割によつて課する。

2 譲渡割を課する道府県は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所在する道府県とする。

一 国内に住所を有する個人事業者 その住所
二 国内に住所を有せず、居所を有する個人事業者 その居所
三 国内に住所及び居所を有しない個人事業者 国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下本号及び第六号において「事務所等」という。)を有する個人事業者 その事務所等の所在地(その事業所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

四 前三号に掲げる個人事業者以外の個人事業者 政令で定める場所
五 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「国内法人」という。)その本店又は主たる事務所の所在地
六 国内法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)
七 前二号に掲げる法人以外の法人 政令で定める場所

3 前項各号(第四号及び第七号を除く。)に定める場所は、それぞれ同項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下本節において同じ。)の開始の日現在における場所による。

4 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下地方消費税について「人格のない社團等」という。)は、法人とみなして、本節の規定を適用する。

5 消費税法第六十条第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業は、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、本節の規定を適用する。

6 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第八十一条の規定に基づき税関長が消費税を徴収する場合その他消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき税務署長又は税関長が消費税を徴収する場合には、当該税務署長が消費税を徴収する場合は、当該税務署長の所属する税務署又は当該税関長の所属する税関所在の道府県が、当該消費税を納付すべき者に対し、当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収す

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

る場合に課すべき地方消費税にあつては譲渡に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては貨物割に含まれるものとして、本節(第一項から第三項まで及び本項を除く)の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

7 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五條第一項の規定に基づき外国貨物の保税地域からの引取りとみなす場合その他消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基き外国貨物の保税地域からの引取りとみなして消費税法の規定を適用する場合に、当該外国貨物の引取りを第一項に規定する課税貨物の引取りとみなして、本節の規定を適用する。この場合において、同項中「当該保税地域所在の道府県」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五條第一項の規定その他第七項に規定する政令で定める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税関長の所屬する税関所在の道府県」とする。

8 前二項の規定による本節の規定の適用に關し必要な技術的説替えその他必要な事項は、政令で定める。

(課税資産の譲渡等を行う者が名義人である場合における譲渡割の納税義務者)

第七十二條の七十九 法律上課税資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その課税資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその課税資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該課税資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、本節の規定を適用する。

(譲渡割と信託財産)
第七十二條の八十 信託財産に屬する資産に係

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七條第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四條第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八條第三項若しくは第三百三十七條の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に屬する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合、その受益者受益者が特定していない場合又は存在していない場合、その信託財産に係る信託の委託者

2 前項の合同運用信託とは、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託法第二條第一項に規定する証券投資信託(同法第二條の二に規定する信託を含む)及びこれらに類する外国の信託をいう。

3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、同項に規定する信託財産に屬する資産に係る課税資産の譲渡等が行われた時の現況による。

(地方消費税の課税免除の特例)
第七十二條の八十一 第六條及び第七條の規定は、地方消費税については適用しない。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(地方消費税の課税標準額の端数計算の特例)
第七十二條の八十二 地方消費税については、第二十條の四の二第一項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

(地方消費税の税率)
第七十二條の八十三 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。

(譲渡割に係る徴税吏員の質問検査権)
第七十二條の八十四 道府県の徴税吏員は、譲渡割の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者、納税義務があると認められる者又は第七十二條の八十八第二項の規定による申告書を提出した者

二 前号に掲げる者に金銭の支払若しくは課税資産の譲渡等をする義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭の支払若しくは課税資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(譲渡割に係る検査拒否等に関する罪)
第七十二條の八十五 次の各号の一に該当する者は、十萬円以下の罰金に処する。

一 前條の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前條第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前條の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
法人の代表者(人格のない社団等の管理人

を含む。第七十二條の九十一第二項、第七十二條の九十二第二項、第七十二條の九十五第三項、第七十二條の百二十二條及び第七十二條の百九十三項において同じ。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二款 譲渡割
(譲渡割の徴収の方法)
第七十二條の八十六 譲渡割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(譲渡割の中間申告納付)
第七十二條の八十七 消費税法第四十二條第一項(同法第四十三條第一項の規定が適用される場合を含む)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(同法第五十九條の規定により当該義務を承継した相続人(以下第七十二條の八十九までにおいて「承継相続人」という)を含む)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二條第一項第一号に掲げる金額(同法第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を第七十二條の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県(以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という)の知事に提出し、及びその申告した金額に相當する譲渡割を当該譲

渡割課税道府県に納付しなければならない。
この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において当該渡割課税道府県の知事に対し、政令で定めるところにより計算した金額を記載した申告書の提出があつたものとみなし、当該事業者は当該申告書納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る金額に相当する渡割額を当該渡割課税道府県に納付しなければならない。

2 消費税法第四十二條第四項(同法第四十三條第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二條第四項第一号に掲げる金額(同法第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する渡割額を当該渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、前項後段の規定を準用する。

3 消費税法第四十二條第六項(同法第四十三條第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二條第六項第一号に掲げる金額(同法第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を渡割課税道府県の知事に提出し、及びその

の申告した金額に相当する渡割額を当該渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

4 消費税法第四十二條第八項(同法第四十三條第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二條第八項第一号に掲げる金額(同法第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する渡割額を当該渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

(渡割額の確定申告納付)
第七十二條の八十八 消費税法第四十五條第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額がある者に限り、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額、これを課税標準として算定した渡割額その他必要な事項を記載した申告書を渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告に係る渡割額を当該渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者のうち前条各項の規定により渡割額を納付すべき者が納付すべき渡割額は、当該事業者が当該申告書に記載した渡割額から当該申告書に係る課税期間につき同条各項の規定により納付すべき渡割額の額(その額につき次条第二項

若しくは第三項の規定による申告書の提出又は第七十二條の九十三第二項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の渡割額の額(第三項並びに第七十二條の九十三第二項及び第四項において「渡割額の中間納付額」という。)を控除した額とする。

2 消費税法第五十二條第一項の規定により消費税の還付を受ける事業者(承継相続人を含む。)は、同項の不足額、当該不足額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を渡割課税道府県の知事に提出することができる。この場合において、当該渡割課税道府県は、政令で定めるところにより、当該申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する渡割額を還付し、又はその者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第一項の場合において、事業者が同項の規定により提出する申告書に係る消費税額に基づいて算定した渡割額が、当該渡割額に係る渡割額の中間納付額に満たないとき若しくはないとき、又は前項の場合において、同項の規定による申告書に係る課税期間において渡割額の中間納付額があるときその他政令で定めるときは、渡割課税道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する渡割額の中間納付額若しくは渡割額の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

(渡割額の期限後申告及び修正申告納付)
第七十二條の八十九 前条第一項の規定により申告書を提出すべき事業者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十二條の九十三第五項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定により申告書を提出し、及びその申告に係る渡割額を納付することができる。

2 第七十二條の八十七各項 前条第一項若しくは第二項若しくは前項若しくは本項の規定により申告書を提出した事業者(承継相続人を含む。以下本項において同じ。)又は第七十二條の九十三の規定による更正若しくは決定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、自治省令で定める様式により、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された渡割額又は渡割額に係る還付金の額を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した渡割額(第二号の場合にあつては、その申告により減少した還付金の額に相当する渡割額)を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された渡割額に不足額があるとき。
二 先の申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された渡割額に係る還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

三 先の申告書に納付すべき渡割額を記載しなかつた場合又は納付すべき渡割額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき渡割額があるとき。
3 前条第一項又は第二項の事業者が消費税に係る修正申告書の提出又は消費税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該事業者は、当該修正申告又は当該更正若しくは決定により納付すべき税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しなければならない。

3 前条第一項又は第二項の事業者が消費税に係る修正申告書の提出又は消費税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該事業者は、当該修正申告又は当該更正若しくは決定により納付すべき税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しなければならない。

(更正の請求の特例)

第七十二条の九十一 第七十二条の八十八第一項の申告書又は前条第一項若しくは第二項の申告書を提出した事業者は、当該申告書に係る譲渡割額の算定の基礎となつた消費税の額又は第七十二条の八十八第二項の不足額に相当する還付金の額について税務官署の更正を受けたことに伴ひ当該申告書に係る譲渡割額が過大となる場合には、税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、自治省令で定めるところにより、道府県知事に対し、当該譲渡割額又は譲渡割に係る還付金の額につき、第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることが出来る。

(譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪)

第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の九十二 正当な理由がなく第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処す

る。ただし、情状により、その刑を免除することが出来る。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割の更正及び決定等)

第七十二条の九十三 道府県知事は、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項の規定による申告書又は第七十二条の八十九各項の規定による申告書(第七十二条の八十七各項の規定による申告書に係るものを除く)の提出があつた場合において、当該申告に係る消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額がその調査により、消費税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された消費税額(以下本項において「確定消費税額」という。)若しくはこれを課税標準として算定すべき譲渡割額と異なることを発見したとき、又は当該申告に係る譲渡割に係る還付金の額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該申告に係る確定消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額(第三項及び第四項において「譲渡割額等」という。)又は譲渡割に係る還付金の額を更正するものとする。

2 道府県知事は、第七十二条の八十七各項の規定による申告書又は当該申告書に係る第七十二条の八十九各項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る譲

渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

3 道府県知事は、納税者が第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査により申告すべき譲渡割額等を決定するものとする。

4 道府県知事は、第一項、第二項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正又は決定をした譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

5 道府県知事は、前各項の規定により更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

6 道府県の徴税吏員は、第一項、第二項若しくは第四項の規定による更正又は第三項の規定による決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいい、譲渡割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む。)があるときは、前項の規定による通知をした日から一月を経過した日を納期限としてこれを徴収しなければならない。

(課税資産の譲渡等に係る消費税に関する書類の供覧等)

第七十二条の九十四 道府県知事が譲渡割の賦課徴収について、政府に対し、課税資産の譲渡等に係る消費税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、課税資産の譲渡等に係る消費税に係る更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税額を当該更正又は決定に係る消費税額の算定に係る課税期間の開始の日現在における第七十二条の八十七第一項の規定する譲渡割課税道府県知事に通知しなければならない。

(譲渡割の脱税に関する罪)

第七十二条の九十五 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部若しくは一部を免れ、又は第七十二条の八十八第二項若しくは第三項の規定による還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額又は還付を受けた金額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることが出来る。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割に係る犯罪事件に関する国税犯罪取締法の準用)

第七十二条の九十六 譲渡割に関する犯罪事件については、国税犯罪取締法の規定(同法第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第七十二条の九十七 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、譲渡割に関する犯罪事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十二条の九十八 第七十二条の九十六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても譲渡割に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第七十二条の九十九 第七十二条の九十六の場合において、譲渡割に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とする。

第三款 貨物割

(貨物割の賦課徴収等)

第七十二条の百 貨物割の賦課徴収は、第七十二条の百七の規定を除くほか、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 貨物割に係る延滞税(その賦課徴収について消費税の例によることとされる貨物割について納付される延滞税をいう。第七十二条の百六において同じ。)は、貨物割として、本款の規定を適用する。

(貨物割の申告)

第七十二条の百一 消費税法第四十七条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、当該申告書に記載すべき同項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額、これを課税標準額として算定した貨物割額その他必要な事項を記載した申告書を、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税関長に提出しなければならない。

(貨物割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の百二 正当な理由がなく前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(貨物割の納付等)

第七十二条の百三 貨物割の納税義務者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

2 貨物割及び消費税の納付があつた場合においては、その納付額を第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課される

又は申告された貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する貨物割及び消費税の納付があつたものとする。

3 国は、貨物割の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、貨物割として納付された額を当該貨物割に係る第七十二条の七十八第一項の保税地域所在の道府県(同条第六項又は第七項の規定の適用がある場合にあつては、当該税関長の所属する税関所在の道府県)に払い込むものとする。

(貨物割の還付等)

第七十二条の百四 国は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定により消費税の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、消費税の還付の例により、前条第一項の規定により当該消費税と併せて納付された貨物割の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額に百分の二十五を乗じて得た額を還付するものとする。

2 国は、貨物割に係る過誤納金があるときは、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、消費税に係る過誤納金の還付の例により、還滞なく、金銭で還付しなければならない。

3 前二項の規定による貨物割に係る還付金又は過誤納金(過誤納金に計算すべき還付加算金を含む。以下本項、次条及び第七十二条の百七において「還付金等」という。)の還付は、消費税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。

(貨物割に係る還付金等の道府県への払込額からの控除等)

第七十二条の百五 国は、前条の規定により貨物割に係る還付金等を還付した場合には、当該還付金等に相当する額を、当該貨物割に係る

る第七十二条の百三第三項に規定する道府県に同項の規定により払い込む貨物割として納付された額で当該還付金等を還付した日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。

2 貨物割として納付された額の総額から前項の規定によりその相当額が控除された還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつた額その他政令で定める額に相当する額を、第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込む貨物割として納付された額で当該返納があつた又は政令で定める事由が生じた日の属する月に納付されたものの総額に加算するものとする。

3 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に貨物割として納付された額の総額(同月に前項の規定による加算すべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超える場合には、当該超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

(貨物割に係る延滞税等の計算)

第七十二条の百六 貨物割に係る延滞税及び消費税に係る延滞税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額(以下本条において「延滞税等」という。)の計算については、貨物割及び消費税の合算額によつて行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 貨物割及び消費税に係る還付加算金の計算については、貨物割及び消費税に係る過誤納金の合算額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税に係る過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る還付加

則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。
(貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等)

第七十二条の百十二 税関長は、政令で定めるところにより、道府県知事に對し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税関長に對し、必要があると認める事項を示して、当該税関長に係る貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税関長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税関長は、貨物割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に對し、当該事務に關し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)
第七十二条の百十三 道府県は、国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

第四款 清算及び交付

(地方消費税の清算)

第七十二条の百十四 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百十三第三項の規定により払い込まれた

貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条第一項の規定により国に支払つた金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に充てあつて、当該道府県に對し、その他の道府県に係る額を他の道府県に對し、それぞれ支払うものとする。

2 前項の規定により他の道府県に支払うべき金額と同項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

3 第一項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき自治省令で定める額をいう。)と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額(消費に關連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。)とを合計して得た額をいう。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、自治省令で定める。

(地方消費税の市町村に對する交付)

第七十二条の百十五 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百十三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から第七十二条の百十三第一項の規定により国に支払つた金額に相当する額を減額した額に、前条の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により他の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に對し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統

計法第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業員数に充てあつて交付するものとする。

2 前項の場合においては、市町村に對して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業員数で充てあつて交付するものとする。

(政令への委任)

第七十二条の百十六 第七十二条の七十八から前条までに定めるもののほか、本節の規定の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十二条第一項第七号及び第八号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第三百十三条第四項第一号イ中「八十万円」を「八十六万円」に改め、同号ロ中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第三百十四条の二第一項第十号中「三十一万円」を「三十三万円」に、「三十六万円」を「三十八万円」に改め、同項第十号の二中「を有する」を「で前年の合計所得金額が七十六万円未満であるものを有する」に改め、同号イ(1)を削り、同号イ(2)中「五万円以上」を削り、「三十万円」を「三十三万円」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)中「三十万円」を「三十三万円」に改め、「の金額が」の下に「三十三万円未満であり、かつ、」を加え、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「四十万円」を「四十五万円」に、「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同号ロ(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 前年の合計所得金額が四十五万円以上七十五万円未満である者 三十八万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超え

る部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額
(3) 前年の合計所得金額が七十五万円以上である者 三万円

第三百十四条の二第一項第十一号中「三十一万円」を「三十三万円」に、「三十九万円」を「四十一万円」に、「三十六万円」を「三十八万円」に改め、同条第二項中「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同条第四項中「五十二万円」を「五十四万円」に、「五十七万円」を「五十九万円」に、「六十万円」を「六十二万円」に改め、同条第五項中「四十三万円」を「四十五万円」に、「六十四万円」を「六十六万円」に改める。

第三百十四条の三第一項の表及び第三百二十八条の三の表中「百六十万円」を「二百万円」に、「五百五十万円」を「七百万円」に改める。

附則第三条の四の見出し及び同条第一項中「平成六年度分」を「平成七年度分」に改め、同条第二項中「百分の二十」を「百分の十五」に、「二十万円」を「二十万円」に改め、同条第三項中「平成六年度分」を「平成七年度分」に改める。

附則第三条の五の見出し及び同条第一項中「平成六年度分」を「平成七年度分」に改める。

附則第三条の六の見出し中「平成六年度分」を「平成七年度分」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成六年度分」を「平成七年度分」に、「十分の一」を「十一分の一」に、「八月」を「七月」に改め、「属する月の翌月」であるのは「属する月の翌月(当該翌月が七月である場合には、八月)とを削り、同項を同条とする。

附則第九条の三の次に次の十三条を加える。

(譲渡割の賦課徴収の特例等)

第九条の四 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、附則第九条の十の規定を除くほか、第一章第二節から第十四節まで、第七十二条の八十四、第七十二条の八十八第二項後段及び第三項、第七十二条の九十、第七十二条の九十三並びに第七十二条の九十四の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消

費税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、国税通則法第七十一条第一号の規定に基づき同法第五十八条第一項第一号に規定する更正決定等(附則第九条の十一第二項において「更正決定等」という。)をすることが出来る期間については、譲渡割及び消費税は、同一の税目に属する国税とみなして、同法第七十一条第一号の規定を適用するものとする。

2 譲渡割に係る延滞税及び加算税(その賦課徴収について消費税の例によることとされる譲渡割について納付される延滞税及び課される加算税をいう。附則第九条の九において同じ。)は、譲渡割として、本条から附則第九条の十六までの規定を適用する。

(譲渡割の申告の特例)

第九条の五 譲渡割の申告は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第七十二条の八十七各項目並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告については、第七十二条の八十七第一項中「第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県(以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。)の知事」とあるのは「税務署長」と、「当該譲渡割課税道府県の知事」とあるのは「当該税務署長」と、同条第二項から第四項まで並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段中「譲渡割課税道府県の知事」とあるのは「税務署長」とする。

(譲渡割の納付の特例等)

第九条の六 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この

場合において、第七十二条の八十七各項目及び第七十二条の八十八第一項の規定による納付については、これらの規定中「当該譲渡割課税道府県」とあるのは「国」とする。

2 譲渡割及び消費税の納付があつた場合においては、その納付額を附則第九条の四又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する譲渡割及び消費税の納付があつたものとする。

3 国は、譲渡割の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、譲渡割として納付された額を当該譲渡割に併せて納付された消費税の納税地所在の道府県に払い込むものとする。この場合において、当該払込みを受けた道府県は、当該払込みを受けた金額のうち他の道府県の譲渡割に係るものを当該他の道府県に支払うものとする。

4 前項の規定により国から払込みを受けた道府県が他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、政令で定めるところにより、関係道府県間でそれぞれ相殺するものとする。

(譲渡割の還付の特例等)

第九条の七 譲渡割に係る還付金又は過誤納金の還付は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで並びに第七十二条の八十八第二項後段及び第三項の規定にかかわらず、国が、消費税の還付の例により、消費税に係る還付金又は過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。次条及び附則第九条の十において「還付金等」という。)と併せて行わなければならない。

(譲渡割に係る還付金等の道府県への払込額からの控除等)

第九条の八 国は、前条の規定により譲渡割に係る還付金等を還付した場合には、当該還付金等に相当する額を、当該譲渡割に係る附則

第九条の六第三項に規定する道府県に同項の規定により払い込む譲渡割として納付された額で当該還付金等を還付した日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。

2 譲渡割として納付された額の総額から前項の規定によりその相当額が控除された還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつた額その他政令で定める額に相当する額を、附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込む譲渡割として納付された額で当該返納があつた又は政令で定める事由が生じた日の属する月に納付されたものの総額に加算するものとする。

3 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に譲渡割として納付された額の総額(同月に前項の規定による加算すべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超える場合で、同月に第七十二条の百三十三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額があるときは、当該超える額を同月に当該貨物割として納付された額の総額から控除するものとする。この場合において、控除しきれなかつた額があるときは、当該控除しきれなかつた額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に譲渡割として納付された額の総額(同月に第二項の規定による加算すべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超える場合で、同月に第七十二条の百三十三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額がないときは、当該超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

する。

5 その月に附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額(第一項又は第二項の規定による控除し、又は加算すべき額がある場合にあつては、当該控除又は加算をした後の額)がある場合(同月に第七十二条の百三十三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額がある場合を除く。)における第七十二条の百五十三項の規定の適用については、同項中「当該超える額に相当する還付金等」とあるのは、「当該超える額を、同月に附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額から控除するものとする。この場合において、控除しきれなかつた額があるときは、当該控除しきれなかつた額に相当する還付金等」とする。

(譲渡割に係る延滞税等の計算の特例)

第九条の九 譲渡割に係る延滞税及び加算税並びに消費税に係る延滞税及び加算税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額(以下本条において「延滞税等」という。)の計算については、譲渡割及び消費税の合算額によつて行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 譲渡割及び消費税に係る還付加算金の計算については、譲渡割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の合算額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた譲渡割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により譲渡割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、譲渡割及び消費税を一の税とみなしてこれを行う。

定めるもののほか、これらの規定に規定する譲渡割の賦課徴収等の特例の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表 (第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除額 の退職手当等の金額	税額	退職所得控除額 の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額 の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額 の退職手当等の金額		税額
		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
8,000円未満	0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100
8,000	0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200
12,000	0	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000	372,000	3,200
16,000	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900	372,000	380,000	3,300
20,000	100	116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400
24,000	100	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400
28,000	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500
32,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600
36,000	200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700
40,000	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700
44,000	300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800
48,000	300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900
52,000	400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900
56,000	400	152,000	156,000	1,300	252,000	256,000	2,200	452,000	460,000	4,000
60,000	500	156,000	160,000	1,400	256,000	260,000	2,300	460,000	468,000	4,100
64,000	500	160,000	164,000	1,400	260,000	264,000	2,400	468,000	476,000	4,200
68,000	500	164,000	168,000	1,400	264,000	268,000	2,400	476,000	484,000	4,200
72,000	600	168,000	172,000	1,500	268,000	272,000	2,500	484,000	492,000	4,300
76,000	600	172,000	176,000	1,500	272,000	276,000	2,500	492,000	500,000	4,400
80,000	600	176,000	180,000	1,500	276,000	280,000	2,600	500,000	508,000	4,500
84,000	700	180,000	184,000	1,600	280,000	284,000	2,700	508,000	516,000	4,500
88,000	700	184,000	188,000	1,600	284,000	288,000	2,800	516,000	524,000	4,600
92,000	800	188,000	192,000	1,600	288,000	292,000	2,900	524,000	532,000	4,700
96,000	800	192,000	196,000	1,700	292,000	296,000	2,900	532,000	540,000	4,700
100,000	800	196,000	200,000	1,700	296,000	300,000	3,000	540,000	548,000	4,800

官 報 (号 外)

以 上	未 満	税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
			以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
548,000	556,000	4,900	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900
556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	572,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	580,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	588,000	5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400
588,000	596,000	5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	604,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600
604,000	612,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800
620,000	628,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900
628,000	636,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000
636,000	644,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100
644,000	652,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200
652,000	660,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300
660,000	668,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	676,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	684,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700
684,000	692,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800
692,000	700,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900
700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000
708,000	716,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100
716,000	724,000	6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300
724,000	732,000	6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400
732,000	740,000	6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600
740,000	748,000	6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000	2,940,000	26,200
1,672,000	1,688,000	15,000	2,072,000	2,088,000	18,600	2,472,000	2,488,000	22,200	2,940,000	2,960,000	26,400
1,688,000	1,704,000	15,100	2,088,000	2,104,000	18,700	2,488,000	2,504,000	22,300	2,960,000	2,980,000	26,600
1,704,000	1,720,000	15,300	2,104,000	2,120,000	18,900	2,504,000	2,520,000	22,500	2,980,000	3,000,000	26,800
1,720,000	1,736,000	15,400	2,120,000	2,136,000	19,000	2,520,000	2,536,000	22,600	3,000,000	3,020,000	27,000
1,736,000	1,752,000	15,600	2,136,000	2,152,000	19,200	2,536,000	2,552,000	22,800	3,020,000	3,040,000	27,100
1,752,000	1,768,000	15,700	2,152,000	2,168,000	19,300	2,552,000	2,568,000	22,900	3,040,000	3,060,000	27,300
1,768,000	1,784,000	15,900	2,168,000	2,184,000	19,500	2,568,000	2,584,000	23,100	3,060,000	3,080,000	27,500
1,784,000	1,800,000	16,000	2,184,000	2,200,000	19,600	2,584,000	2,600,000	23,200	3,080,000	3,100,000	27,700
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000	3,120,000	27,900
1,816,000	1,832,000	16,300	2,216,000	2,232,000	19,900	2,620,000	2,640,000	23,500	3,120,000	3,140,000	28,000
1,832,000	1,848,000	16,400	2,232,000	2,248,000	20,000	2,640,000	2,660,000	23,700	3,140,000	3,160,000	28,200
1,848,000	1,864,000	16,600	2,248,000	2,264,000	20,200	2,660,000	2,680,000	23,900	3,160,000	3,180,000	28,400
1,864,000	1,880,000	16,700	2,264,000	2,280,000	20,300	2,680,000	2,700,000	24,100	3,180,000	3,200,000	28,600
1,880,000	1,896,000	16,900	2,280,000	2,296,000	20,500	2,700,000	2,720,000	24,300	3,200,000	3,220,000	28,800
1,896,000	1,912,000	17,000	2,296,000	2,312,000	20,600	2,720,000	2,740,000	24,400	3,220,000	3,240,000	28,900
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	24,600	3,240,000	3,260,000	29,100
1,928,000	1,944,000	17,300	2,328,000	2,344,000	20,900	2,760,000	2,780,000	24,800	3,260,000	3,280,000	29,300
1,944,000	1,960,000	17,400	2,344,000	2,360,000	21,000	2,780,000	2,800,000	25,000	3,280,000	3,300,000	29,500
1,960,000	1,976,000	17,600	2,360,000	2,376,000	21,200	2,800,000	2,820,000	25,200	3,300,000	3,320,000	29,700
1,976,000	1,992,000	17,700	2,376,000	2,392,000	21,300	2,820,000	2,840,000	25,300	3,320,000	3,340,000	29,800
1,992,000	2,008,000	17,900	2,392,000	2,408,000	21,500	2,840,000	2,860,000	25,500	3,340,000	3,360,000	30,000
2,008,000	2,024,000	18,000	2,408,000	2,424,000	21,600	2,860,000	2,880,000	25,700	3,360,000	3,380,000	30,200
2,024,000	2,040,000	18,200	2,424,000	2,440,000	21,800	2,880,000	2,900,000	25,900	3,380,000	3,400,000	30,400
2,040,000	2,056,000	18,300	2,440,000	2,456,000	21,900	2,900,000	2,920,000	26,100	3,400,000	3,420,000	30,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
5,420,000	5,440,000	48,700	5,920,000	5,940,000	53,200	6,420,000	6,440,000	57,700	6,920,000	6,940,000	62,200
5,440,000	5,460,000	48,900	5,940,000	5,960,000	53,400	6,440,000	6,460,000	57,900	6,940,000	6,960,000	62,400
5,460,000	5,480,000	49,100	5,960,000	5,980,000	53,600	6,460,000	6,480,000	58,100	6,960,000	6,980,000	62,600
5,480,000	5,500,000	49,300	5,980,000	6,000,000	53,800	6,480,000	6,500,000	58,300	6,980,000	7,000,000	62,800
5,500,000	5,520,000	49,500	6,000,000	6,020,000	54,000	6,500,000	6,520,000	58,500	7,000,000	7,020,000	63,000
5,520,000	5,540,000	49,600	6,020,000	6,040,000	54,100	6,520,000	6,540,000	58,600	7,020,000	7,040,000	63,100
5,540,000	5,560,000	49,800	6,040,000	6,060,000	54,300	6,540,000	6,560,000	58,800	7,040,000	7,060,000	63,300
5,560,000	5,580,000	50,000	6,060,000	6,080,000	54,500	6,560,000	6,580,000	59,000	7,060,000	7,080,000	63,500
5,580,000	5,600,000	50,200	6,080,000	6,100,000	54,700	6,580,000	6,600,000	59,200	7,080,000	7,100,000	63,700
5,600,000	5,620,000	50,400	6,100,000	6,120,000	54,900	6,600,000	6,620,000	59,400	7,100,000	7,120,000	63,900
5,620,000	5,640,000	50,500	6,120,000	6,140,000	55,000	6,620,000	6,640,000	59,500	7,120,000	7,140,000	64,000
5,640,000	5,660,000	50,700	6,140,000	6,160,000	55,200	6,640,000	6,660,000	59,700	7,140,000	7,160,000	64,200
5,660,000	5,680,000	50,900	6,160,000	6,180,000	55,400	6,660,000	6,680,000	59,900	7,160,000	7,180,000	64,400
5,680,000	5,700,000	51,100	6,180,000	6,200,000	55,600	6,680,000	6,700,000	60,100	7,180,000	7,200,000	64,600
5,700,000	5,720,000	51,300	6,200,000	6,220,000	55,800	6,700,000	6,720,000	60,300	7,200,000	7,220,000	64,800
5,720,000	5,740,000	51,400	6,220,000	6,240,000	55,900	6,720,000	6,740,000	60,400	7,220,000	7,240,000	64,900
5,740,000	5,760,000	51,600	6,240,000	6,260,000	56,100	6,740,000	6,760,000	60,600	7,240,000	7,260,000	65,100
5,760,000	5,780,000	51,800	6,260,000	6,280,000	56,300	6,760,000	6,780,000	60,800	7,260,000	7,280,000	65,300
5,780,000	5,800,000	52,000	6,280,000	6,300,000	56,500	6,780,000	6,800,000	61,000	7,280,000	7,300,000	65,500
5,800,000	5,820,000	52,200	6,300,000	6,320,000	56,700	6,800,000	6,820,000	61,200	7,300,000	7,320,000	65,700
5,820,000	5,840,000	52,300	6,320,000	6,340,000	56,800	6,820,000	6,840,000	61,300	7,320,000	7,340,000	65,800
5,840,000	5,860,000	52,500	6,340,000	6,360,000	57,000	6,840,000	6,860,000	61,500	7,340,000	7,360,000	66,000
5,860,000	5,880,000	52,700	6,360,000	6,380,000	57,200	6,860,000	6,880,000	61,700	7,360,000	7,380,000	66,200
5,880,000	5,900,000	52,900	6,380,000	6,400,000	57,400	6,880,000	6,900,000	61,900	7,380,000	7,400,000	66,400
5,900,000	5,920,000	53,100	6,400,000	6,420,000	57,600	6,900,000	6,920,000	62,100	7,400,000	7,420,000	66,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以	上		以	上		以	上		以	上	
7,420,000	7,440,000	66,700	7,720,000	7,740,000	69,400	8,000,000	14,000,000	14,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から126,000円を控除した金額		
7,440,000	7,460,000	66,900	7,740,000	7,760,000	69,600						
7,460,000	7,480,000	67,100	7,760,000	7,780,000	69,800						
7,480,000	7,500,000	67,300	7,780,000	7,800,000	70,000						
7,500,000	7,520,000	67,500	7,800,000	7,820,000	70,200						
7,520,000	7,540,000	67,600	7,820,000	7,840,000	70,300						
7,540,000	7,560,000	67,800	7,840,000	7,860,000	70,500						
7,560,000	7,580,000	68,000	7,860,000	7,880,000	70,700						
7,580,000	7,600,000	68,200	7,880,000	7,900,000	70,900						
7,600,000	7,620,000	68,400	7,900,000	7,920,000	71,100						
7,620,000	7,640,000	68,500	7,920,000	7,940,000	71,200						
7,640,000	7,660,000	68,700	7,940,000	7,960,000	71,400						
7,660,000	7,680,000	68,900	7,960,000	7,980,000	71,600						
7,680,000	7,700,000	69,100	7,980,000	8,000,000	71,800						
7,700,000	7,720,000	69,300									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表 (第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、
附則第七条関係)

以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
8,000	円未満	12,000	16,000	20,000	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000	44,000	48,000	52,000	56,000	60,000	64,000	68,000	72,000	76,000	80,000	84,000	88,000	92,000	96,000
100	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100,000	104,000	108,000	112,000	116,000	120,000	124,000	128,000	132,000	136,000	140,000	144,000	148,000	152,000	156,000	160,000	164,000	168,000	172,000	176,000	180,000	184,000	188,000	192,000
104,000	108,000	112,000	116,000	120,000	124,000	128,000	132,000	136,000	140,000	144,000	148,000	152,000	156,000	160,000	164,000	168,000	172,000	176,000	180,000	184,000	188,000	192,000	196,000
1,300	1,400	1,400	1,400	1,500	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,100	2,100	2,200	2,200	2,300	2,400	2,400	2,500	2,500	2,600
200,000	204,000	208,000	212,000	216,000	220,000	224,000	228,000	232,000	236,000	240,000	244,000	248,000	252,000	256,000	260,000	264,000	268,000	272,000	276,000	280,000	284,000	288,000	292,000
204,000	208,000	212,000	216,000	220,000	224,000	228,000	232,000	236,000	240,000	244,000	248,000	252,000	256,000	260,000	264,000	268,000	272,000	276,000	280,000	284,000	288,000	292,000	296,000
2,700	2,700	2,800	2,800	2,900	2,900	3,000	3,000	3,100	3,100	3,200	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
348,000	356,000	364,000	372,000	380,000	388,000	396,000	404,000	412,000	420,000	428,000	436,000	444,000	452,000	460,000	468,000	476,000	484,000	492,000	500,000	508,000	516,000	524,000	532,000
348,000	356,000	364,000	372,000	380,000	388,000	396,000	404,000	412,000	420,000	428,000	436,000	444,000	452,000	460,000	468,000	476,000	484,000	492,000	500,000	508,000	516,000	524,000	532,000
4,800	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000
540,000	548,000	556,000	564,000	572,000	580,000	588,000	596,000	604,000	612,000	620,000	628,000	636,000	644,000	652,000	660,000	668,000	676,000	684,000	692,000	700,000	708,000	716,000	724,000
540,000	548,000	556,000	564,000	572,000	580,000	588,000	596,000	604,000	612,000	620,000	628,000	636,000	644,000	652,000	660,000	668,000	676,000	684,000	692,000	700,000	708,000	716,000	724,000

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税
		以	上		以	上		以	上	
548,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
580,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
612,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
620,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
628,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
652,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
660,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
668,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
692,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
700,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000
708,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
716,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700
732,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
740,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,656,000	1,672,000	22,300	2,056,000	2,072,000	27,700	2,456,000	2,472,000	33,100
1,672,000	1,688,000	22,500	2,072,000	2,088,000	27,900	2,472,000	2,488,000	33,300
1,688,000	1,704,000	22,700	2,088,000	2,104,000	28,100	2,488,000	2,504,000	33,500
1,704,000	1,720,000	23,000	2,104,000	2,120,000	28,400	2,504,000	2,520,000	33,800
1,720,000	1,736,000	23,200	2,120,000	2,136,000	28,600	2,520,000	2,536,000	34,000
1,736,000	1,752,000	23,400	2,136,000	2,152,000	28,800	2,536,000	2,552,000	34,200
1,752,000	1,768,000	23,600	2,152,000	2,168,000	29,000	2,552,000	2,568,000	34,400
1,768,000	1,784,000	23,800	2,168,000	2,184,000	29,200	2,568,000	2,584,000	34,600
1,784,000	1,800,000	24,000	2,184,000	2,200,000	29,400	2,584,000	2,600,000	34,800
1,800,000	1,816,000	24,300	2,200,000	2,216,000	29,700	2,600,000	2,620,000	35,100
1,816,000	1,832,000	24,500	2,216,000	2,232,000	29,900	2,620,000	2,640,000	35,300
1,832,000	1,848,000	24,700	2,232,000	2,248,000	30,100	2,640,000	2,660,000	35,600
1,848,000	1,864,000	24,900	2,248,000	2,264,000	30,300	2,660,000	2,680,000	35,900
1,864,000	1,880,000	25,100	2,264,000	2,280,000	30,500	2,680,000	2,700,000	36,100
1,880,000	1,896,000	25,300	2,280,000	2,296,000	30,700	2,700,000	2,720,000	36,400
1,896,000	1,912,000	25,500	2,296,000	2,312,000	30,900	2,720,000	2,740,000	36,700
1,912,000	1,928,000	25,800	2,312,000	2,328,000	31,200	2,740,000	2,760,000	36,900
1,928,000	1,944,000	26,000	2,328,000	2,344,000	31,400	2,760,000	2,780,000	37,200
1,944,000	1,960,000	26,200	2,344,000	2,360,000	31,600	2,780,000	2,800,000	37,500
1,960,000	1,976,000	26,400	2,360,000	2,376,000	31,800	2,800,000	2,820,000	37,800
1,976,000	1,992,000	26,600	2,376,000	2,392,000	32,000	2,820,000	2,840,000	38,000
1,992,000	2,008,000	26,800	2,392,000	2,408,000	32,200	2,840,000	2,860,000	38,300
2,008,000	2,024,000	27,100	2,408,000	2,424,000	32,500	2,860,000	2,880,000	38,600
2,024,000	2,040,000	27,300	2,424,000	2,440,000	32,700	2,880,000	2,900,000	38,800
2,040,000	2,056,000	27,500	2,440,000	2,456,000	32,900	2,900,000	2,920,000	39,100

退職所得控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除後の 退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
3,420,000	3,440,000	46,100	3,820,000	3,940,000	52,900	4,420,000	4,440,000	69,100	4,920,000	4,940,000	87,100
3,440,000	3,460,000	46,400	3,940,000	3,960,000	53,100	4,440,000	4,460,000	69,800	4,940,000	4,960,000	87,800
3,460,000	3,480,000	46,700	3,960,000	3,980,000	53,400	4,460,000	4,480,000	70,500	4,960,000	4,980,000	88,500
3,480,000	3,500,000	46,900	3,980,000	4,000,000	53,700	4,480,000	4,500,000	71,200	4,980,000	5,000,000	89,200
3,500,000	3,520,000	47,200	4,000,000	4,020,000	54,000	4,500,000	4,520,000	72,000	5,000,000	5,020,000	90,000
3,520,000	3,540,000	47,500	4,020,000	4,040,000	54,700	4,520,000	4,540,000	72,700	5,020,000	5,040,000	90,700
3,540,000	3,560,000	47,700	4,040,000	4,060,000	55,400	4,540,000	4,560,000	73,400	5,040,000	5,060,000	91,400
3,560,000	3,580,000	48,000	4,060,000	4,080,000	56,100	4,560,000	4,580,000	74,100	5,060,000	5,080,000	92,100
3,580,000	3,600,000	48,300	4,080,000	4,100,000	56,800	4,580,000	4,600,000	74,800	5,080,000	5,100,000	92,800
3,600,000	3,620,000	48,600	4,100,000	4,120,000	57,600	4,600,000	4,620,000	75,600	5,100,000	5,120,000	93,600
3,620,000	3,640,000	48,800	4,120,000	4,140,000	58,300	4,620,000	4,640,000	76,300	5,120,000	5,140,000	94,300
3,640,000	3,660,000	49,100	4,140,000	4,160,000	59,000	4,640,000	4,660,000	77,000	5,140,000	5,160,000	95,000
3,660,000	3,680,000	49,400	4,160,000	4,180,000	59,700	4,660,000	4,680,000	77,700	5,160,000	5,180,000	95,700
3,680,000	3,700,000	49,600	4,180,000	4,200,000	60,400	4,680,000	4,700,000	78,400	5,180,000	5,200,000	96,400
3,700,000	3,720,000	49,900	4,200,000	4,220,000	61,200	4,700,000	4,720,000	79,200	5,200,000	5,220,000	97,200
3,720,000	3,740,000	50,200	4,220,000	4,240,000	61,900	4,720,000	4,740,000	79,900	5,220,000	5,240,000	97,900
3,740,000	3,760,000	50,400	4,240,000	4,260,000	62,600	4,740,000	4,760,000	80,600	5,240,000	5,260,000	98,600
3,760,000	3,780,000	50,700	4,260,000	4,280,000	63,300	4,760,000	4,780,000	81,300	5,260,000	5,280,000	99,300
3,780,000	3,800,000	51,000	4,280,000	4,300,000	64,000	4,780,000	4,800,000	82,000	5,280,000	5,300,000	100,000
3,800,000	3,820,000	51,300	4,300,000	4,320,000	64,800	4,800,000	4,820,000	82,800	5,300,000	5,320,000	100,800
3,820,000	3,840,000	51,500	4,320,000	4,340,000	65,500	4,820,000	4,840,000	83,500	5,320,000	5,340,000	101,500
3,840,000	3,860,000	51,800	4,340,000	4,360,000	66,200	4,840,000	4,860,000	84,200	5,340,000	5,360,000	102,200
3,860,000	3,880,000	52,100	4,360,000	4,380,000	66,900	4,860,000	4,880,000	84,900	5,360,000	5,380,000	102,900
3,880,000	3,900,000	52,300	4,380,000	4,400,000	67,600	4,880,000	4,900,000	85,600	5,380,000	5,400,000	103,600
3,900,000	3,920,000	52,600	4,400,000	4,420,000	68,400	4,900,000	4,920,000	86,400	5,400,000	5,420,000	104,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 5,420,000	円 5,440,000	円 105,100	円 5,920,000	円 5,940,000	円 123,100	円 6,420,000	円 6,440,000	円 141,100	円 6,920,000	円 6,940,000	円 159,100
5,440,000	5,460,000	105,800	5,940,000	5,960,000	123,800	6,440,000	6,460,000	141,800	6,940,000	6,960,000	159,800
5,460,000	5,480,000	106,500	5,960,000	5,980,000	124,500	6,460,000	6,480,000	142,500	6,960,000	6,980,000	160,500
5,480,000	5,500,000	107,200	5,980,000	6,000,000	125,200	6,480,000	6,500,000	143,200	6,980,000	7,000,000	161,200
5,500,000	5,520,000	108,000	6,000,000	6,020,000	126,000	6,500,000	6,520,000	144,000	7,000,000	7,020,000	162,000
5,520,000	5,540,000	108,700	6,020,000	6,040,000	126,700	6,520,000	6,540,000	144,700	7,020,000	7,040,000	162,700
5,540,000	5,560,000	109,400	6,040,000	6,060,000	127,400	6,540,000	6,560,000	145,400	7,040,000	7,060,000	163,400
5,560,000	5,580,000	110,100	6,060,000	6,080,000	128,100	6,560,000	6,580,000	146,100	7,060,000	7,080,000	164,100
5,580,000	5,600,000	110,800	6,080,000	6,100,000	128,800	6,580,000	6,600,000	146,800	7,080,000	7,100,000	164,800
5,600,000	5,620,000	111,600	6,100,000	6,120,000	129,600	6,600,000	6,620,000	147,600	7,100,000	7,120,000	165,600
5,620,000	5,640,000	112,300	6,120,000	6,140,000	130,300	6,620,000	6,640,000	148,300	7,120,000	7,140,000	166,300
5,640,000	5,660,000	113,000	6,140,000	6,160,000	131,000	6,640,000	6,660,000	149,000	7,140,000	7,160,000	167,000
5,660,000	5,680,000	113,700	6,160,000	6,180,000	131,700	6,660,000	6,680,000	149,700	7,160,000	7,180,000	167,700
5,680,000	5,700,000	114,400	6,180,000	6,200,000	132,400	6,680,000	6,700,000	150,400	7,180,000	7,200,000	168,400
5,700,000	5,720,000	115,200	6,200,000	6,220,000	133,200	6,700,000	6,720,000	151,200	7,200,000	7,220,000	169,200
5,720,000	5,740,000	115,900	6,220,000	6,240,000	133,900	6,720,000	6,740,000	151,900	7,220,000	7,240,000	169,900
5,740,000	5,760,000	116,600	6,240,000	6,260,000	134,600	6,740,000	6,760,000	152,600	7,240,000	7,260,000	170,600
5,760,000	5,780,000	117,300	6,260,000	6,280,000	135,300	6,760,000	6,780,000	153,300	7,260,000	7,280,000	171,300
5,780,000	5,800,000	118,000	6,280,000	6,300,000	136,000	6,780,000	6,800,000	154,000	7,280,000	7,300,000	172,000
5,800,000	5,820,000	118,800	6,300,000	6,320,000	136,800	6,800,000	6,820,000	154,800	7,300,000	7,320,000	172,800
5,820,000	5,840,000	119,500	6,320,000	6,340,000	137,500	6,820,000	6,840,000	155,500	7,320,000	7,340,000	173,500
5,840,000	5,860,000	120,200	6,340,000	6,360,000	138,200	6,840,000	6,860,000	156,200	7,340,000	7,360,000	174,200
5,860,000	5,880,000	120,900	6,360,000	6,380,000	138,900	6,860,000	6,880,000	156,900	7,360,000	7,380,000	174,900
5,880,000	5,900,000	121,600	6,380,000	6,400,000	139,600	6,880,000	6,900,000	157,600	7,380,000	7,400,000	175,600
5,900,000	5,920,000	122,400	6,400,000	6,420,000	140,400	6,900,000	6,920,000	158,400	7,400,000	7,420,000	176,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
7,420,000	7,440,000	177,100	7,720,000	7,740,000	187,900	8,000,000	14,000,000	14,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から279,000円を控除した金額		
7,440,000	7,460,000	177,800	7,740,000	7,760,000	188,600						
7,460,000	7,480,000	178,500	7,760,000	7,780,000	189,300						
7,480,000	7,500,000	179,200	7,780,000	7,800,000	190,000						
7,500,000	7,520,000	180,000	7,800,000	7,820,000	190,800						
7,520,000	7,540,000	180,700	7,820,000	7,840,000	191,500						
7,540,000	7,560,000	181,400	7,840,000	7,860,000	192,200						
7,560,000	7,580,000	182,100	7,860,000	7,880,000	192,900						
7,580,000	7,600,000	182,800	7,880,000	7,900,000	193,600						
7,600,000	7,620,000	183,600	7,900,000	7,920,000	194,400						
7,620,000	7,640,000	184,300	7,920,000	7,940,000	195,100						
7,640,000	7,660,000	185,000	7,940,000	7,960,000	195,800						
7,660,000	7,680,000	185,700	7,960,000	7,980,000	196,500						
7,680,000	7,700,000	186,400	7,980,000	8,000,000	197,200						
7,700,000	7,720,000	187,200									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

(地方財政法の一部改正)
 第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
 第三十三条の二を次のように改める。
 (個人の道府県民税又は市町村民税に係る減税に伴う地方債の特例)
 第三十三条の二 地方公共団体は、平成六年度から平成八年度までの間に限り、地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第号。次項において「地方税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税に係る当該各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。
 2 前項の規定により起すことができる当該各年度の地方債の額は、地方税法等改正法による改正前の地方税法(次項において「旧地方税法」という。)の規定を適用するものとした場合における当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の

所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額とする。
 3 平成八年度において前項の控除した額を算定する場合における平成八年度分の個人の道府県民税又は市町村民税に係る旧地方税法の規定の適用については、旧地方税法第二十三条第四項及び第二百九十二条第四項中「前年」とあるのは、「前々年」とする。
 (地方交付税法の一部改正)
 第三条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第六条中「百分の二十四」を「百分の二十九・五」に改める。
 (交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
 第四条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。
 附則第五条第一項中「平成二十年度まで」を「平成三十七年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中地方税法第五十条の四、第三百一十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに次条第三項並びに附則第九条、第十条第三項及び第十二条の規定並びに附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定に限る。)平成七年一月一日
 二 第一条中地方税法第二十三条第一項第七号及び第八号、第三十二条第四項第一号、第二百九十二条第一項第七号及び第八号並びに第三百一十三条第四項第一号の改正規定並びに次条第四項並びに附則第八号及び第十條第四項の規定 平成八年四月一日
 三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(地方財政法第四條の三第一項及び第五條第一項第五号の改正規定に限る。)、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。)並びに附則第二十條から第三十三條までの規定 平成九年四月一日
 (道府県民税に関する経過措置)
 第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
 2 新法第三十四条第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「七十六万円」とあるのは「七十万円」と、同号イ(1)中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ(2)中「十万円」とあるのは「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、

年度	控	除	額
平成七年度			四千九百九十二億四千万円
平成八年度			四千二百六十五億円
平成九年度			四千六百九十二億円
平成十年度			五千五百十八億円
平成十一年度			五千五百九十三億円
平成十二年度			七千二百七十八億三千八百万円
平成十三年度			七千六百三十五億八千二百八十二万九千円
平成十四年度			千四百七十七億円
平成十五年度			千五百七十七億円
平成十六年度			千七百四十七億円
平成十七年度			千九百二十四億円
平成十八年度			二千一百一十一億円
平成十九年度			二千三百一十三億円
平成二十年度			二千五百五十億円

平成二十一年度	二千七百九十七億円
平成二十二年	五千五百億円
平成二十三年	五十七億円
平成二十四年	六十億円
平成二十五年	六十億円
平成二十六年	六十億円
平成二十七年	六十億円
平成二十八年	六十億円
平成二十九年	六十億円
平成三十年	六十億円
平成三十一年	六十億円
平成三十二年	六十億円
平成三十三年	六十億円
平成三十四年	六十億円
平成三十五年	六十億円
平成三十六年	六十億円
平成三十七年	六十億円

及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(地方財政法第四條の三第一項及び第五條第一項第五号の改正規定に限る。)、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。)並びに附則第二十條から第三十三條までの規定 平成九年四月一日
 (道府県民税に関する経過措置)
 第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
 2 新法第三十四条第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「七十六万円」とあるのは「七十万円」と、同号イ(1)中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ(2)中「十万円」とあるのは「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、

新法第五十条の四及び別表第一の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

新法第二十三条第一項第七号及び第八号並びに第三十二条第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置等)

第三章 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定は、平成九年四月一日（以下附則第六条までにおいて「適用日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十二年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等）をいう。附則第五条及び第六条において同じ。）及び適用日以後に保稅地（域から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。附則第五条及び第六条において同じ。）に係る地方消費税について適用する。

第四条 新法第七十二条の八十七(新法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用する。

第五條 新法第七十二條の八十七の事業者は、消費税法第四十三條第一項の規定が適用される場合に限り、同項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれてゐるときは、新法第七十二條の八十七の規定による申告書に係る同項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る新法第七十二條の八十七各項の規定に規定する消費税法第四十三條第一項第四号に掲げる金額として、当該申告書を提出することができる。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成六年法律第 号。以下この条及び次条において「所得税法等改正法」という。）附則第七條、第十條から第十四條まで、第二十二條又は第二十四條の規定により、所得税法等改正法第三條の規定による改正前の消費税法（次条において「旧消費税法」という。）第二十九條に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一 適用日前に事業者が行った課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この項及び次条第一項第十二号において同じ。)

二 適用日前に事業者が保稅地域から引き取つた課稅貨物

三 所得税法等改正法附則第十条第七項（所得税法等改正法附則第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

四 所得税法等改正法附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、所得税法等改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等

で政令で定めるもの

第六條 新法第七十二條の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間（新法第七十二條の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。）に係る新法第七十二條の八十八第一項の規定による申告書提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該残額を当該課税期間に係る新法第七十二條の八十八第一項に規定する消費税額として同項の規定を適用する。

一 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等(前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。)に係る消費税額の合計額

二 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物(前条第三項に規定する経

過措置対象課税仕入れ等を除く。）につき、消費税法第三章の規定を適用した場合に同章の

規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額(当該課税期間が適用日前に開始

する場合で、所得税法等改正法附則第二十条の規定によりなお効力を有することとされる

旧消費税法第四十条の規定の適用があるときは、当該合計額と同条の規定を適用して算出される同条第一項に規定する限界控除税額に相当する消費税額を十二で除し、これに適用

日から当該課税期間の末日までの月数（当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。）を乗じて計算した金額との合算（計額）

2 新法第七十二条の八十八第一項の事業者が適用日以後に終了する課税期間に係る同項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と、当該控除しきれなかった金額を同項に規定する不足額とみなして、同項の規定を適用する。

3
新法第七十二条の八十八第二項の事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該控除しきれなかった金額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額として同項の規定を適用する。

4 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲

5
新法第七十二条の八十八第二項の事業者消
費税法第四十六条第一項の規定により消費税の
申告書を提出しようとする者に限る。が、適用
日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二
条の八十八第二項の規定による申告書を提出す
る場合において、当該課税期間に係る同項に規
定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第
三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係
る消費税額が含まれているときは、第一項第二
号に掲げる金額を当該課税期間に係る新法第七
十二条の八十八第二項に規定する不足額として
同項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第七條 新法附則第九條の六第三項前段の規定により国から払込みを受けた道府県が同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額は、当分の間、当該道府県が当該他の道府県から支払を受けるべき金額と同額とみなす。

第八条 新法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定により国が地方消費税の貨物割及び譲渡割の賦課徴収等を消費税の賦課徴収等と併せて行うことに伴い、平成八年度において必要となる電子計算機による

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

情報処理システムの整備その他の準備に要する経費で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、道府県が負担する。

第九条 附則第三条から前条までに定めるものの

ほか、地方消費税に係る延滞金、滞納処分その他新法第二章第三節の規定に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（市町村民税に関する経過措置）

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2
新法第三百十四条の二第一項第十号の二の規
定の適用については、平成七年度分の個人の市
町村民税に限り、同号中「七十六万円」とあるの
は「七十万円」と、同号イ(1)中「十万円」とあるの
は「五万円」と、同号イ(2)中「十万円」とあるのは

「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、同号口(1)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号口(2)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三十八万円から」とあるのは「三十二万円から」と、同号口(3)中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは「五万円」とする。

3 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三百二十八条に規定する退職手当等）をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二百九十二条第一項第七号及び第八号並びに第三百十三條第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

第十二条 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方

の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

第十三条 消費譲与税法(昭和六十三年法律第百十二号)は、廃止する。

第十四条 平成九年三月から同年五月までの間の

の二に相当する額は、廃止前の消費譲与税に相当する額として、廃止前の消費譲与税法第三條、第六條、第八條及び第九條の規定の例により、平成九年七月に譲与するものとする。

前項に定めるもののほか、各都道府県及び市町村に対して譲与すべき額の計算における端数金額の処理その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、自治省令で定める。

第十五条 関税定率法明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項中「對して」を「ついて」に、
「及び内國消費税」を、「内國消費税」に改め、
「いう。」の下に「及び地方消費税」を加える。

第十六条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三条の前の見出し中「消費税法の一部改正」の下に「等」を加え、同条第一項中「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成六

地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)第一条中地方消費税に関する規定」を加える。

第十七条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中、「消費譲与税」を削る。
 第五条第一項第五号中「普通税」の下に「地方消費税、」を加える。

第三十三條第一項中「限り、」の下に「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第○号。次条第一項において「地方税法等改正

「地方税法」の下に（次項第一号並びに次条第二項及び第三項において「旧地方税法」という。）を加え、同条第二項第一号中「地方税法」を「旧地方税法」に改める。

第三十三條の二第二項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号。次項において「地方税法等改正法」という。)」を「地方税法等改正法」に改め、同条第二項中「地方税

法等改正法による改正前の地方税法（次項において「旧地方税法」という。）を「旧地方税法」に改める。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による改正後の地方財政法
第四条の三第一項の規定は、平成九年度以後の
年度における同項の規定による一般財源の額の
算定について適用し、平成八年度における同項
の規定による一般財源の額の算定については、
なお従前の例による。この場合において、平成
九年度における同項の規定による一般財源の額

の算定については、同項中「地方交付税の額の合算額」とあるのは、「地方交付税の額の合算額に地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

額を加えた額とする。

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。」を削り、同条第六号及び第七号中「且つ」を「かつ」に改める。

第十四条第一項中「ゴルフ場利用税の収入見込額については」を「地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金(以下「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については」に、「地方

方税法第三十三条」を「同法第三十三条」に改め、

「当該道府県の消費譲与税の収入見込額の百分の八十の額を削り、」当該市町村のゴルフ場利用税交付金を「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金を改め、」当該市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額を削り、」当該指定市のゴルフ場利用税交付金を「当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金を改め、」当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額を削り、同条第三項の表道府県の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一ずつ繰り下げ、第二号の次のように加える。

三 地方消費税

1 譲渡割

2 貨物割

第十四条第三項の表市町村の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一ずつ繰り下げ、第八号の次のように加える。

九 地方消費税交付金

付金

附則第四条の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度」を「平成三十八年度」に改める。

第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

とあるのは

1 譲渡割

2 貨物割

前年度の譲渡割の課税標準等の額
前年度の貨物割の課税標準等の額
当該年度の譲渡割の課税標準等の額
当該年度の貨物割の課税標準等の額

額として自治大臣が定める額

と、同表市町村の項中

とあるのは

九 地方消費税交付金

前年度の地方消費税交付金

付金の交付額

とあるのは

九 地方消費税交付金

前年度の地方消費税交付金

当該年度の地方消費税交付金

前年度の地方消費税交付金

当該年度の地方消費税交付金

交付金の交付見込額として自治大臣が定

とする。

第二十一条 平成九年度分の地方交付税に限り、

地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第十九条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては当該道府県の消費譲与税相当額(附則第十四条第一項の規定による譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込

額の百分の八十の額、市町村にあっては当該市町村の消費譲与税相当額の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額

(会社更生法の一部改正)

第二十二条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九十九条中「石油税の下に、地方消費税」を加える。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十三条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十六条中「及び酒税相当額」を「酒税及び地方消費税相当額」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第二十四条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「収入金を含む。」の下に

「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の百三第一項の規定により国税と併せて収納された地方税(以下「特定地方税」

という。)を加え、」第三条を「次条」に改め、

「返納金」の下に「(以下「返納金」という。)」を加え、同条第二項中「国税を」を「国税及び特定地方税に、及び」を「並びに」に改め、「金額」の下に「並びに地方税法第七十二条の百三第三項の規定による払込金」を加える。

第八条第一項中「含む。」の下に「特定地方税」を加え、「資金からする支払金の」を削る。

第十四条第一項中「資金からする支払金の」を「国税に係る」に改め、「定めるもの」の下に「並びに特定地方税及びこれに係る返納金」を、「過誤納金の還付金等」の下に「(特定地方税に係る過誤納金の還付金等を除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「償還金」の下に「(特定地方税に係る償還金を除く。)」を加える。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次の一項を加える。

3 第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「第七十二条の百三第一項」

とあるのは「第七十二条の百三十一項及び附則第九條の六第一項」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同条第二項中「第七十二条の百三十三項」とあるのは「第七十二条の百三十三項及び附則第九條の六第三項」とする。

(關稅法の一部改正)

第二十五条 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第一項第一号中「印紙をもつて」を削る。

第九條の四中「關稅を」を「關稅(郵便物に係る關稅を除く。以下この条において同じ。)を」に改め、「第七十七條第三項(郵便物の關稅の納付)の規定により印紙をもつて納付する場合を除き」を削る。

第十二條第七項第三号及び第十四條第一項中「第七十七條第五項」を「第七十七條第六項」に改める。

第七十二條中「掲げる内國消費稅」の下に「及び地方消費稅」を加える。

第七十七條第三項中「印紙をもつて」を削り、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により關稅を納付しようとする者は、その稅額に相當する金銭に納付書添えて、これを郵便局に納付しなければならぬ。ただし、証券をもつてする輸入納付に關する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

(交付稅及び讓与稅配付金特別會計法の一部改正)

第二十六條 交付稅及び讓与稅配付金特別會計法の一部を次のように改正する。

第三條中「消費讓与稅に充てられる消費稅」及び「消費讓与稅法(昭和六十三年法律百十一号)」による消費讓与稅の讓与金、」を削る。

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

第四條中「(消費讓与稅に係るものを除く。)」を削り、「百分の二十四を百分の二十九・五」に改める。

(交付稅及び讓与稅配付金特別會計法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 前條の規定による改正後の交付稅及び讓与稅配付金特別會計法の規定は、平成九年度分の予算から適用する。

2 平成九年度に限り、前條の規定による改正後の交付稅及び讓与稅配付金特別會計法第三條中「及び特別とん稅」とあるのは「特別とん稅及び消費讓与稅相當額(地方稅法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第十四條第一項の規定により讓与される廃止前の消費讓与稅に相當する額をいう。以下この条において同じ。の讓与金に充てられる消費稅」と、並びにこれらに關する諸費」とあるのは「消費讓与稅相當額の讓与金並びにこれらに關する諸費」とする。

(輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律の一部改正)

第二十八條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「する者は」の下に「關稅法第六十三條第一項(保稅運送)の承認に係る書類で第十一條第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵政官署に呈示して当該郵便物を受け取る場合を除き」を加え、「印紙をもつて同項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、國稅通則法第三十四條第一項(納付の手續)の規定の適用については、同項中「日本銀行(國稅の收納を行なう代理店を含む。)、郵便局又はその國稅の收納を行なう稅務署の職員」とあるのは、「郵便局」とする。

第七條第五項を削り、同条第六項中「第七十

地方稅法等の一部を改正する法律案及び同報告書

七條第五項及び第六項を「第七十七條第六項及び第七項(關稅の納付前における郵便物の受取り)に改め、同項を同条第五項とする。

(砂糖の價格安定等に關する法律の一部改正)

第二十九條 砂糖の價格安定等に關する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項、第十八條の四第二項、第十八條の六第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号ロ及び第三号ロ並びに第三十二條第一項第二号及び第三号中「消費稅」の下に「及び地方消費稅」を加える。

(沖繩の復歸に伴う特別措置に關する法律の一部改正)

第三十條 沖繩の復歸に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五條」を「第五十五條の三」に改める。

第八章第十三節中第五十五條の次に次の二條を加える。

(地方消費稅に關する特例)
第五十五條の二 第八十五條の規定は、沖繩県の區域から出城する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき地方消費稅に關する法令の規定により課される稅の額がある場合について準用する。
第五十五條の三 偽りその他不正の行為により前條において準用する第八十五條第一項の規定による地方消費稅の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る地方消費稅の払戻金に相當する金額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該払戻金に相當する金額の三倍以下とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 地方稅法第七十二條の百十一の規定は、第一項及び第三項の犯罪事件の調査及び処分について準用する。

(たばこ事業法の一部改正)
第三十一條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「及びたばこ稅法」を「たばこ稅法」に、「に相當する」を「及び地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費稅に相當する」に改め、同条第六項中「たばこ稅法(昭和五十九年法律第七十二号)に規定するたばこ稅」を「地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費稅」に、「地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第四節」を「同章第五節」に改める。

(大藏省設置法の一部改正)
第三十二條 大藏省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十五号の次に次の一号を加える。
四十五の二 地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費稅の貨物割の賦課徵收に關すること。

第五條第十六号の次に次の一号を加える。
十六の二 地方稅法第二章第三節に規定する地方消費稅の貨物割を賦課徵收すること。
附則に次の一項を加える。
5 當分の間、第四條第三十五号及び第五條第

七三

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

十二号中「内国税」とあるのは、「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第三十三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十五号から第三十七号までの規定中「消費税」とを削る。

第五号第三十三号中「消費税」とを削り、同条第三十四号中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費税」とを削る。

第十号第四号の二中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費税」とを削る。

理 由

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す観点に立つた今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引上げ等を行い、及び平成七年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費税と税に代え

て消費に広く負担を求める地方消費税を創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す観点に立つた今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し等を行い、及び平成七年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方消費税を創設することとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 個人の住民税		
(一) 所得割の税率の適用区分を次のとおり改めること。		
税率	適用課税所得	現行
改 正 案		
五%	二百万円以下	六十万円以下
十%	二百万円超七百万円以下	六十万円超五百五十万円以下
十五%	七百万円超	五百五十万円超
(二) 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を次のとおり引き上げること。		
項 目	改正案	現 行
基礎控除	三十三万円	三十一万円
配偶者控除	三十三万円	三十一万円
(老人控除対象配偶者に係る配偶者控除)	(三十八万円)	(三十六万円)

配偶者特別控除	最高三十三万円	最高三十一万円
扶養控除	三十三万円	三十一万円
(老人扶養親族に係る扶養控除)	(三十八万円)	(三十六万円)
(特定扶養親族に係る扶養控除)	(四十一万円)	(三十九万円)

- 2
- (一) 配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者又は扶養親族の所得の限度額を三十八万円(現行三十五万円)に引き上げること。
- (二) 白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を配偶者である事業専従者については八十六万円(現行八十万円)に、配偶者以外の事業専従者については五十万円(現行四十万円)に引き上げること。
- (三) 個人の住民税について、定率による特別減税を次のとおり実施すること。
- (1) 平成七年度分の個人の住民税について、所得割の額の百分の十五に相当する金額(当該金額が二万円を超えるときは、二万円)を特別減税の額として所得割の額から控除すること。
- (2) 平成七年度分の個人の住民税の徴収方法について、普通徴収については平成七年六月分の納付において特別減税の額を控除することとし、特別徴収については均等割の額及び所得割の額ともに平成七年六月において徴収せず、特別減税の額を控除した後の年税額を同年七月から翌年五月までの十一か月間で徴収すること。
- 地方消費税
- 地方税源の充実を図る観点から、次のとおり地方消費税を道府県税として創設するものとする。
- (一) 次のとおり用語の意義を定めるものとする。
- (1) 譲渡割とは、消費税法第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額を課税標準とする。
- (2) して課する地方消費税をいう。
- (2) 貨物割とは、消費税法第四十七条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第五十条第二項の規定により徴収すべき消費税額を課税標準として課する地方消費税をいう。
- (二) 次のとおり納税義務者等を定めるものとする。
- (1) 地方消費税は、事業者の行つた課税資産の譲渡等(法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該事業者(消費税法第九十一条本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)に対し、(2)の道府県が譲渡割によつて、課税貨物(法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を保税地域から引き取る者に対し、当該保税地域所在の道府県が貨物割によつて課する。
- (2) 譲渡割を課する道府県は、次に掲げる事業者の区分に応じ、次に定める場所の所在する道府県とする。
- ア 国内に住所を有する個人事業者その住所
- イ 国内に住所を有せず、居所を有する個人事業者 その居住地
- ウ 国内に住所及び居所を有しない個人事業者で、国内にその行う事業に係る事務所等を有する個人事業者 その事務所等の所在地(その事業所等が二以

上ある場合には、主たるものの所在地

エ 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(オにおいて「内国法人」という。)その本店又は主たる事務所の所在地

オ 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

(3) (2)に定める場所は、譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間の開始の日現在における場所による。

(四) 地方税法第六条及び第七条の規定は、地方消費税については適用しないものとする。

(四) 地方消費税の税率を百分の二十五(実質一%相当)とする。

地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日まで必要の措置を講じるものとする。

(四) 譲渡割の徴収の方法については、申告納付の方法によるものとする。(なお、譲渡割の賦課徴収については、当分の間(四)から(五)による。)

(四) 消費税法の規定により消費税に係る中間申告書を提出する義務がある事業者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載された金額、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を(二)の道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該道府県に納付しなければならない。

ものとする。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかったときは、一定の金額を記載した申告書の提出があつたものとみなし、当該事業者は、当該金額に相当する譲渡割を当該道府県に納付しなければならないものとする。

(四) 譲渡割についての確定申告及び納付又は還付については、次に定めるところによるものとする。

(1) 消費税法の規定により消費税に係る確定申告書を提出する義務がある事業者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額その他必要な事項を記載した申告書を(二)の道府県の知事に提出しなければならない。この場合において、当該事業者は、当該申告書に記載した譲渡割額から(四)の中間申告納付すべき譲渡割の額を控除した額に相当する譲渡割額を当該道府県に納付しなければならない。

(2) 消費税法第五十二条第一項の規定により消費税の還付を受ける事業者は、同項の不足額、当該不足額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を(二)の道府県の知事に提出することができる。この場合において、当該道府県の知事は、当該金額に相当する譲渡割額を還付し、又はその者の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

(四) 譲渡割についての期限後申告及び修正申告については、次に定めるところによるものとする。

(1) (四)の申告書を提出すべき事業者は、その申告期限後においても、決定の通知があるまでは、当該申告書を(二)の道府県の知事に提出し、申告に係る譲渡割額

を納付することができる。

(2) 一定の申告書を提出した事業者等は、申告等に係る譲渡割額に不足額がある場合及び消費税の修正申告等により譲渡割額に不足額があることとなつた場合には、その増加した譲渡割額を(二)の道府県に申告納付しなければならない。

(四) 一定の申告書を提出した事業者は、当該申告書に係る消費税額について税務官署の更正を受けたことに伴い、当該申告書に係る譲渡割額が過大となる場合又は譲渡割に係る還付金の額が過小となる場合には、当該申告書を提出した道府県知事に更正の請求をすることができるものとする。

(四) 譲渡割についての更正又は決定は、次に定めるところによるものとする。

(1) 道府県知事は、譲渡割の申告若しくは修正申告に係る消費税額又はこれを課税標準として算定した譲渡割額が、消費税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された消費税額又はこれを課税標準として算定すべき譲渡割額と異なることを発見したときは、これを更正する。

(2) 道府県知事は、納税者が譲渡割の申告書の提出期限内にその申告書を提出しなかつた場合には、その調査より申告すべき譲渡割額等を決定する。

(四) 道府県知事は、譲渡割の賦課徴収について、政府に対し、消費税に係る申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができるものとする。

(四) 貨物割の賦課徴収は、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(四) 貨物割の申告等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 貨物割の申告は、消費税の申告の例に

より、消費税の申告と併せて、税関長に

しなければならない。

(2) 貨物割の納税義務者は、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

(3) 国は、貨物割の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、保税地域所在の道府県に払い込む。

(四) 貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等は次に定めるところによるものとする。

(1) 税関長は、道府県知事に対し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(2) 道府県知事は、税関長に対し、貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。当該請求に理由があるとき、税関長は、これを閲覧させ、又は記録させるものとする。

(3) 税関長は、貨物割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(四) 道府県は、国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を国に支払わなければならないものとする。

(四) 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額及び国から払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から(四)及び(五)により国に支払つた金額を減額した額について、他の道府県に対し、各道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分して、それ

より、消費税の申告と併せて、税関長に

しなければならない。

(2) 貨物割の納税義務者は、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

(3) 国は、貨物割の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、保税地域所在の道府県に払い込む。

平成六年十一月十一日 衆議院會議録第十一号

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

七六

それ支払うものとする。ここで、各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、指定統計である商業統計の最近に公表された結果による各道府県の小売年間販売額と消費に相当する指標を基準として算定したその他の消費に相当する額とを合計して得た額をいうものとする。この場合において、その支払に係る金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

(四) 道府県は、(四)による清算後の地方消費税に相当する額の二分の一に相当する額を、当該道府県内の市町村に対し、当該額の二分の一の額を官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口で、他の二分の一の額を指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数であん分して交付するものとする。

(五) 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(六) 譲渡割の申告等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 譲渡割の申告は、当分の間、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。

(2) 譲渡割の納税義務者は、当分の間、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

(3) 国は、譲渡割の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、これを当該譲渡割を併せて納付された消費税の納税地所在の道府県に払い込む。

(四) 譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等は次に定めるところによるものとする。

(1) 税務署長は、道府県知事に対し、譲渡割の申告の件数、譲渡割額、譲渡割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(2) 道府県知事は、税務署長に対し、譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、書類を閲覧し、又は記録することを請求することができ、当該請求に理由があるとき、税務署長は、これを閲覧させ、又は記録させるものとする。

(3) 税務署長は、譲渡割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(四) 道府県は、国が譲渡割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を国に支払わなければならないものとする。

(五) 地方消費税に関する改正規定は、平成九年四月一日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用するものとする。

3 地方債の特例措置

地方税法の改正に伴う平成六年度から平成八年度までの間における地方公共団体の減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じること。

4 地方交付税率の引上げ

消費税の収入額に対する地方交付税率を百分の二十九・五(現行百分の二十四)に引き上げること。

5 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金限度額の変更
平成七年度以降の各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金限度額を変更すること。

6 その他

(一) 消費譲与税法を廃止すること。

(二) その他所要の規定の整備等を行うこと。

(三) 1(一)のうち退職所得の分離課税に係る所得割、2(四)の地方消費税の税率に係る検討規定、3及び5の改正は平成七年一月一日から、1(一)のうち退職所得の分離課税に係る所得割を除く部分、1(二)及び1(四)の改正は平成七年四月一日から、1(三)及び1(四)の改正は平成八年四月一日から、その他の改正は平成九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立った今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し等を行い、及び平成七年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方消費税を創設することとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとする本案は、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、改革の提案に係る修正案

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正

地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち地方税法目次の改正規定中「第六節 特別地方消費税」を「第七節 特別地方消費税」を「第七節 削除」に改め、「第

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

「第一節 自動車取得税
第一条 通則(第六百九十九条第六百九十九条の七)
第二条 課税標準及び税率(第六百九十九条の七)
第三条 申告納付並びに更正及び決定等(第六百九十九条の七)
第四条 督促及び滞納処分(第六百九十九条の七)
第五条 犯則取締(第六百九十九条の七)
第六条 交付及び使途(第六百九十九条の七)

「第七節 削除
を「第七節 削除」に改め、「第

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

第六節 特別地方消費税

六) 第六百九十九条の九、
第九条の十一、第六百九十九条の二十二を、第一節 削除に
加える。
第六百九十九条の二十七、
第六百九十九条の三十一、
第六百九十九条の三十三)

第一条のうち地方税法第四條第二項の改正規定
中第九号を第十号とし、第三号から第八号まで
を一号ずつ繰り下げを、第六号を削り、第五号を
第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四
号としに改める。
第一条のうち地方税法第四條第二項の改正規定
の次に次のように加える。

第四條第四項中第一号を削り、第二号を第一
号とし、第三号を第二号とする。

第九條の第二項中「(第百二十二條の第二
項において準用する場合を含む。)」を削る。

第一条のうち地方税法第十四條の九第二項の改
正規定の次に次のように加える。

第十六條の第三項中第三号を削り、第四号
を第三号とし、第五号から第七号までを一号ず
つ繰り上げる。

第一条のうち地方税法第二章第十節を第十一
節とし、第三節から第九節までを一節ずつ繰り下
げる改正規定中「第十節を第十一節とし、第三節
から第九節までを一節ずつ繰り下げを」第六節を
削り、第五節を第六節とし、第四節を第五節と
し、第三節を第四節としに改める。

第一条のうち地方税法第二百九十二條第一項の
改正規定の前に次のように加える。

第二章第十節を第十一節とし、第七節から
第九節までを一節ずつ繰り下げ、第六節の次に
次の一節を加える。

第七節 削除

第一百十三條から第百四十四條まで 削除
第一条のうち地方税法第三百十四條の第三項
の表及び第三百一十八條の三の表の改正規定の次
に次のように加える。

第四章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第六百九十九條 削除

第一条のうち地方税法別表第一及び別表第二の
改正規定の前に次のように加える。

附則第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

附則第一條第一号中「第十條第三項及び第十二
條の規定並びに附則第十九條を」第十一條第三項
及び第十五條の規定並びに附則第二十二條に改
め、同條第二号中「第十條第四項を」第十一條第
四項に改め、同條第三号中「改正規定及び」を「改
正規定、特別地方消費税に関する改正規定及び自
動車取得税に関する改正規定並びに」及び第
十三條から第十六條を、第十條、第十二條、第
十三條及び第十六條から第十九條に、「附則第十
七條を」附則第二十條に、「附則第十八條を」附
則第二十一條に、「附則第十九條を」附則第二十
二條に、「附則第二十三條から第三十三條を」附則
第二十三條から第三十九條に改める。
附則第三十三條中「附則第六條までにおいて」を削
る。
附則第三十三條を附則第三十九條とし、附則第
二十八條から第三十二條までを六条ずつ繰り下げ
る。
附則第二十七條第二項中「附則第十四條第一項」
を「附則第十七條第二項」に改め、同條を附則第
三十三條とし、附則第二十二條から第二十六條ま
でを六条ずつ繰り下げる。
附則第二十一條第一項中「附則第十九條を」附
則第二十二條に改め、「道府県にあっては」の下

に「基準税率(同條第二項に規定する基準税率をい
う。以下同じ。))をもつて算定した当該道府県の旧
特別地方消費税(旧法第百十三條第一項に規定す
る特別地方消費税をいう。以下同じ。))の収入見込
額から旧法第百四十四條の二の規定により市町村
額から旧法第百四十四條の二の規定により市町村
額に交付するものとされる旧特別地方消費税に
係る交付金(以下「旧特別地方消費税交付金」とい
う。))の交付見込額の百分の八十に相当する額を控
除した額及び基準税率をもつて算定した当該道府
県の旧自動車取得税(旧法第百九十九條に規定
する自動車取得税をいう。以下同じ。))の収入見込
額から旧法第百九十九條の三十二の規定により

市町村に交付するものとされる旧自動車取得税に
係る交付金(以下「旧自動車取得税交付金」とい
う。))の交付見込額の百分の八十に相当する額を控
除した額並びに」を加え、「附則第十四條第一項」
を「附則第十七條第一項」に改め、「百分の八十の
額」の下に「の合算額」を、「市町村にあっては」の
下に「当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収
入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の旧自
動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の
額及び」を、「百分の七十五の額」の下に「の合算
額」を加え、同條第二項の表を次のように改め
る。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	一 旧特別地方消費 税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
	二 旧自動車取得税	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有し た自動車の取得件数
	三 消費譲与税相当 額	前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	一 旧特別地方消費 税交付金	前年度の特別地方消費税交付金の交付額
	二 旧自動車取得税 交付金	前年度の自動車取得税交付金の交付額
	三 消費譲与税相当 額	前年度の消費譲与税の譲与額

附則第二十一條を附則第二十四條とし、同條の
次に次の三條を加える。

(税理士法の一部改正)

第二十五條 税理士法(昭和二十六年法律第二
百三十七號)の一部を次のように改正する。

第五十一條の二中、「特別地方消費税」及び
「自動車取得税」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 附則第十條第一項及び第十二條の規
定によりなお従前の例によることとされる特別
地方消費税及び自動車取得税については、前條
の規定による改正前の税理士法第五十一條の二

の規定は、前條の規定の施行後も、なおその効
力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力
及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関す
る協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関す
る法律の一部改正)

第二十七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例
に関する法律(昭和二十七年法律第百九十九號)の
一部を次のように改正する。

第三条の表中	
軍人用販売機関等で地方税法第七十五条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用	利用者
軍人用販売機関等で地方税法第七十五条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用	利用者
第一項に規定する場所のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用(遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為をす。税法第七十三条第一項に規定するその他利用行為をいう。以下同じ。)	遊興し、飲食し、宿泊し、又はその他の利用行為をす 特別地方消費税

を るも	利用者	ゴルフ場利用税
軍人用販売機関等で地方税法第七十五条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るもの		

合衆国軍隊が日本国においてする自動車の取得	合衆国軍隊	自動車取得税
合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り(地方税法第七百条の三第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。)	合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営(軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。のみ)の事業をするために消費する軽油の引取り(地方税法第七百条の三第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。)	契約者	軽油引取税

合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り(地方税法第七百条の三第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。)	合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関	軽油引取税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営(軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。のみ)の事業をするために消費する軽油の引取り(地方税法第七百条の三第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。)	契約者	軽油引取税

改める。

附則第二十條を附則第二十三條とする。

附則第十九條のうち地方交付税法第十四條第一項の改正規定中「第十四條第一項中」の下に「並びに自動車取得税を削り、」を、「第百三條」に改め、「の下に」、特別地方消費税の収入見込額にについては基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第四百四十四條の二の規定により市町村に対し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金(以下「特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第六百九十九條の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、及び」を加え、「当該市町村の消費課税と税を」を「当該市町村の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の消費課税と税に改め、」に改め、「当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、及び」を加える。

附則第十九條のうち地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項の改正規定中「第十三號を削り、第十二號を第十三號とし、第三號から第十一號までを二號ずつ繰り下げ」を「第六號を削り、第五號を第六號とし、第四號を第五號とし、第三號を第四號とし」に改める。

附則第十九條のうち地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項の改正規定の次に次のように加える。

第十四條第三項の表道府県の項中第十一號を削り、第十二號を第十一號とし、第十三號を削り、第十四號を第十二號とし、第十五號から第十七號までを二號ずつ繰り上げる。

附則第十九條のうち地方交付税法第十四條第三項の表市町村の項の改正規定中「第十三號を削り、第十二號を第十三號とし、第九號から第十一號までを二號ずつ繰り下げ」を「第十號を削り、第九號を第十號とし」に改める。

附則第十九條のうち地方交付税法第十四條第三項の表市町村の項の改正規定の次に次のように加える。

第十四條第三項の表市町村の項中第十一號を削り、第十二號を第十一號とし、第十三號を削り、第十四號を第十二號とし、第十五號から第十九號までを二號ずつ繰り上げる。

附則第十九條を附則第二十二條とする。

附則第十八條中「附則第十四條第一項」を「附則第十七條第一項」に改め、同条を附則第二十一條とし、附則第十三條から第十七條までを三條ずつ繰り下げる。

附則第十六條の前に次の一條を加える。

(検討)

第十五條 平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)については、中堅所得者を中心として税負担の累増感を解消する観点から更に検討を加え、平成七年九月三十日までその負担を軽減するための所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の平成八年度以後の年度分の個人住民税についての検討は、新法附則第三條の四から第三條の六までの規定に基づく特別減税後の個人住民税の負担の状況を考慮して行うものとする。

3 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行政改革の推進状況、個人住民税の課税の在り方、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方消費税の税率構造の在り方、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があるとき、平成七年九月三十日

までに所要の措置を講ずるものとする。
附則第十二条を削り、附則第十一条を附則第十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十二条 適用日前における自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第十条 適用日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(第一条による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、条例の定めるところにより、特別地方消費税の特別徴収義務者が適用日の前日において交付を受けている旧法第百二十条第二項の証票を返納させるものとする。

昨日は、会議を開くに至らなかったもので、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第六号

平成六年十一月十日(木曜日)

午後一時開議

第一 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 平成七年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出)

第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第八号の発送は都合により後日となるため、第十一号を先に発送しました。)

発行所	
千一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4284	
定 価	
本号一部 三〇九円 (税別) 送料別	